

小美玉市 第2次総合計画

後期基本計画
2023 ▶ 2027



Omitama city
2023-2027

令和5年3月
小美玉市

ごあいさつ



平成30年3月に総合的なまちづくりの指針となる小美玉市第2次総合計画を策定し、前期基本計画（平成30年度～令和4年度）に掲げた各種施策を推進してまいりました。

なかでも、茨城空港アクセス道路の整備やJR羽鳥駅橋上駅舎及び東西自由通路の整備、ごみ処理施設「霞台クリーンセンターみらい」の運用開始、学校規模配置適正化実施計画に基づく学校統廃合などの主要プロジェクトを多くの皆さまのご尽力とご協力により、実現することができました。

一方、長引く新型コロナウイルス感染症などの影響による社会・生活スタイルの変化、国際情勢の不安定化による社会経済活動への影響、全国的な少子・高齢化、近年多発している自然災害など、日々変化する社会動向を把握し、課題解決を図っているところであります。

今回策定した小美玉市第2次総合計画後期基本計画では、施策体系を超えて、各施策及び事業の相乗効果を最大限に高めるため、小美玉新時代を実現する重点プロジェクトとして、「まちがにぎわう わいわいプロジェクト」、「ひとがつながる いきいきプロジェクト」、「あしたのひろがる わくわくプロジェクト」の3つの柱を掲げました。まちづくりの将来像である『「ひと もの 地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ ～見つける。みがく。光をあてる。～』の実現のため、小美玉市の持続的な発展と輝く未来を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、慎重なるご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民、市議会、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

小美玉市長 島田 幸三

目 次

序論

I 策定方針	3
II 小美玉市の概況	7
1. 計画を取り巻く社会動向の把握	7
2. 小美玉市の概況	13
3. 小美玉市の主要課題	26

基本計画

施策の大綱	30
-------	----

基本目標1 みんなの力で磨くまちづくり 33

基本施策1 市民協働・コミュニティ活動の推進	38
基本施策2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進	40
基本施策3 開かれた行政・多様な交流の推進	42
基本施策4 効率的な行財政の運営	44
基本施策5 戦略的な定住・人口対策の推進	47
基本施策6 情報発信によるシティプロモーションの推進	49

基本目標2 人を育てる学びの場づくり 51

基本施策1 子ども・子育て支援の充実	56
基本施策2 学校教育の充実	58
基本施策3 生涯学習の充実	61
基本施策4 文化芸術の創造・発信	64
基本施策5 スポーツの推進	66

基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる社会づくり 69

基本施策1 健康づくりの推進	74
基本施策2 地域医療の充実	76
基本施策3 地域福祉・社会保障の充実	77
基本施策4 高齢者福祉の充実	80
基本施策5 障がい者福祉の充実	82

基本目標4 仕事と暮らしを創造する環境づくり	85
基本施策1 計画的土地利用の推進	90
基本施策2 道路体系・公共交通の充実	92
基本施策3 公園・緑地・水辺の整備	94
基本施策4 住環境・景観形成	95
基本施策5 茨城空港の利活用	97
基本施策6 農業の振興	98
基本施策7 商業・工業の振興・企業誘致の推進	100
基本施策8 観光の振興	102
基本目標5 安全・安心な生活を支える体制づくり	105
基本施策1 自然・地球環境の保全	110
基本施策2 循環型社会の形成	112
基本施策3 基地対策の充実	114
基本施策4 上・下水道の整備	115
基本施策5 防災対策の充実	117
基本施策6 消防・救急体制の充実	119
基本施策7 交通安全・生活安全対策の充実	121

重点プロジェクト

小美玉新時代を実現する重点プロジェクト	125
ーまちがにぎわう わいわいプロジェクト	126
ーひとつつながる いきいきプロジェクト	128
ーあしたひろがる わくわくプロジェクト	130

資料編

1 策定の経緯	135
2 諮問・答申	137
3 条例等	139
4 小美玉市総合計画審議会委員名簿	145
5 基本構想の概要	146
6 個別施策別 SDGs整理表	148



-
- I 策定方針
 - II 小美玉市の概況
 - 1. 計画を取り巻く社会動向の把握
 - 2. 小美玉市の概況
 - 3. 小美玉市の主要課題

I 策定方針

1. 総合計画後期基本計画策定の趣旨

平成30年3月に策定した前期基本計画の計画期間が満了を迎えるにあたり、まちづくりの将来像「ひともの地域」が輝きはばたくダイヤモンドシティ～見つける。みがく。光をあてる。～の実現をさらに推進していくため、新たな時代潮流を的確にとらえた取組を進めていく必要があります。

また、2030年を目標年とするSDGsの実現に向けた取組や、コロナ禍を克服するためのニューノーマルを取り入れた行政運営など、前期基本計画策定時点の予想をはるかに超える変化への対応が求められており、本市が取り組むべき課題に迅速に対応していく必要があります。

これらの社会情勢を的確にとらえながら、現行の前期基本計画の検証結果、基礎的調査及び市民の意見などを踏まえて本市の課題を認識し、新たな時代に対応するまちづくりを進めるため、令和5年度を計画期間の初年度とする「小美玉市第2次総合計画後期基本計画」を策定するものです。

2. 計画の構成と期間

現在の総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成され、それぞれが「政策」、「施策」、「事業」を示しています。「政策」を実現するための手段として「施策」が位置づけられ、「施策」を実現するための手段として「事業」が位置づけられています。

それぞれの計画は計画期間が異なります。基本構想は10年間を見据えた計画とし、基本計画は5年を計画期間とし施策や重点的なプロジェクトに取り組みます。実施計画は3年を計画期間とし、毎年度ローリングしながら直しを継続的にを行います。

今回、令和5年度～令和9年度を計画期間とする後期基本計画を策定します。

■総合計画の構成と期間



3. 後期基本計画の策定方針

(1)市の最上位計画と明確に位置づけ、持続的な市政運営の指針となる計画とします

- まちづくりの基本理念に基づき、中・長期の持続的な市政運営の指針を示すものとします
- 市政運営・まちづくり方針全般を網羅する計画とし、個別計画を統括する最上位計画とします

(2)市民参加・参画型まちづくりの定着・拡大・深化を図る計画とします

- 策定過程において、市民が参加・参画し、まちづくりを考える機会を積極的に設けます
- 計画内容を分かりやすく表現するなど工夫し、行政運営に対する市民の理解を深めます

(3)シティプロモーションの浸透を促進し、人口減少の課題に取り組む計画とします

- シティプロモーションの浸透と地域ブランディングに取り組む姿勢を示します
- 次世代の若者が「輝く未来を展望（想像）できるまちづくり」に取り組む姿勢を示します
- 人口減少、若い世代の女性の流出などの課題に戦略的に取り組む姿勢を示します
- 長期的な視点で本市のシビックプライド*の醸成に取り組む姿勢を示します

(4)市民が住み続けられる持続可能なまちづくりを目指す計画とします

- 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の実現に向けた視点・取組を取り入れた計画づくりを進めます
- SDGsの実現にあたっては、具体的でローカルな取組目標を盛り込む計画づくりを進めます

(5)社会経済情勢や新たな潮流・課題から市民生活の安全を確保するための計画とします

- 新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化を踏まえた計画とします
- 市を取り巻く様々な脅威に柔軟に対応した、強靱なまちづくりを目指す計画とします
- 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）*推進の視点に立つ計画とします

(6)まちづくりの推進力を高めるために、重点プロジェクトを明確に示す計画とします

- 5年間の計画期間において、重点的・優先的に取り組むプロジェクトを位置づけます
- 市のポテンシャルを活かした戦略的な取組を重点プロジェクトに位置づけます
- 重点プロジェクトは、目的を共有する様々な事業・施策が連携し、一体となって推進することにより相乗効果を発揮できるような構成を目指します

(7)すべての計画の実現性と実行性を担保するツールとなる計画とします

- 総合計画及び連動する個別計画の進行管理システムが効果的に運用できるよう取り組みます
- 評価・改善を進めるPDCAサイクル（既存の行政評価）との連動性を高め、すべての計画の実現性・実行性を担保するツールとして総合計画を活用します

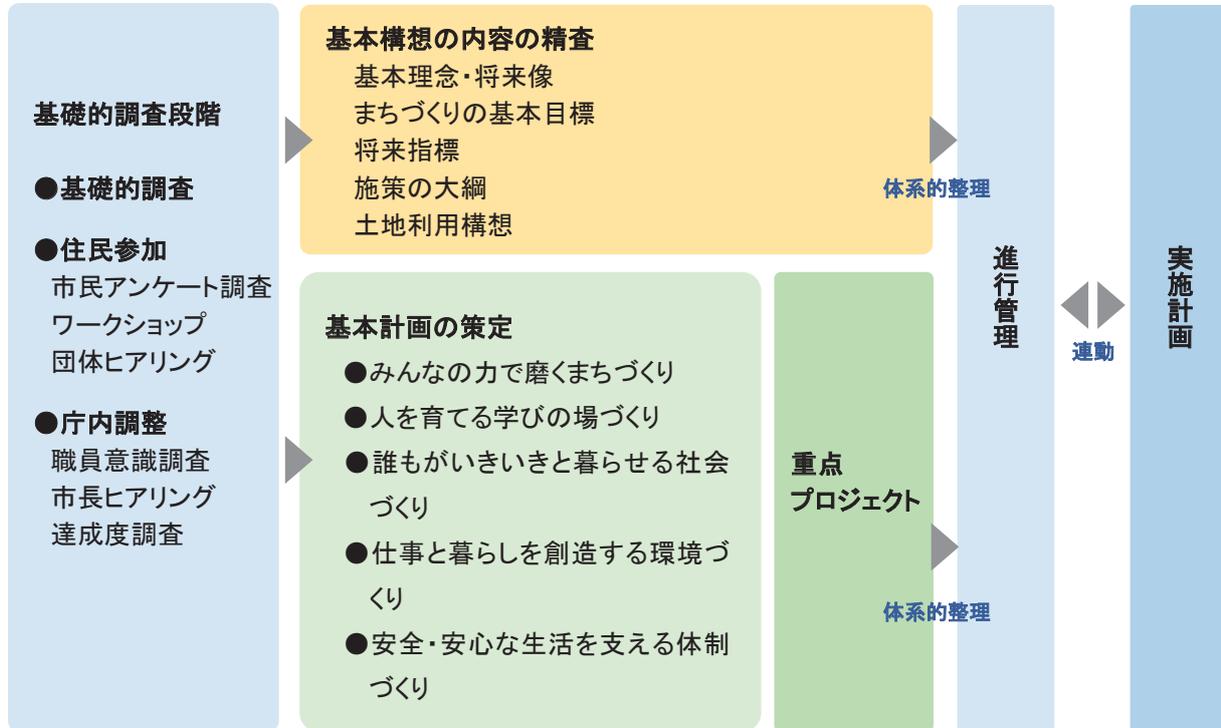
用語解説

シビックプライド：地域への愛着に加え、「地域をより良い場所にするために自分自身が関わっている」「自分がこの地域の未来をつくっている」という当事者意識を伴う自負心のこと。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）：単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供などを通して、制度や組織文化なども変革し、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

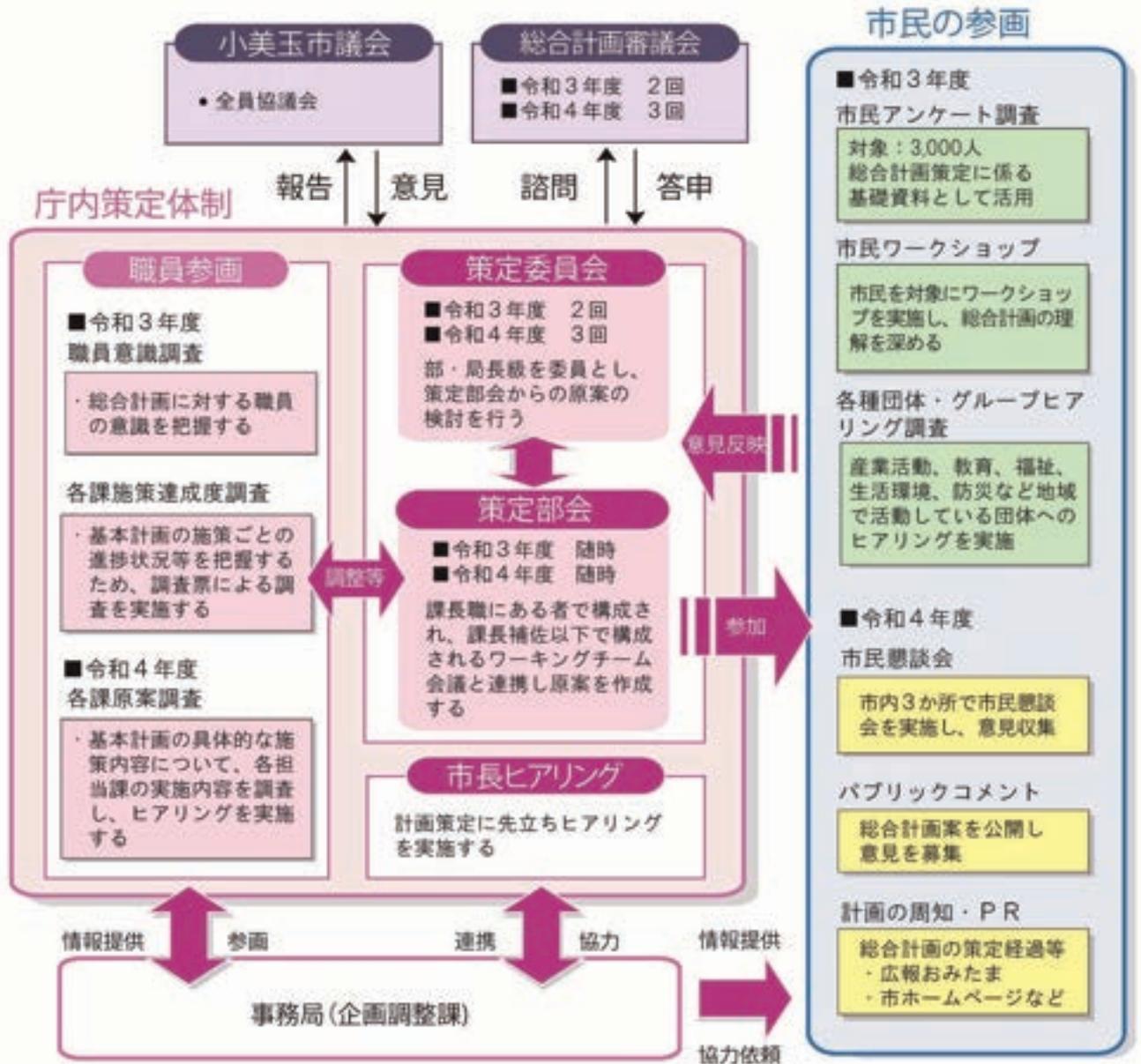
4. 総合計画策定の進め方

基礎的調査を踏まえた基本構想の精査、基本計画及び重点プロジェクトの策定にあたっては、着実な進行管理を可能とする体系的な整理を行い、実施計画との連動を図り、実行性の高い計画策定を目指します。



5. 策定体制

総合計画の策定にあたって、市民の参画と庁内策定体制の関係を以下のように整理します。職員の参画においては、達成度調査、各課原案調査などを通して、現状に即した計画内容の策定に努めます。また、市民参画においては、アンケートやヒアリング、パブリックコメントなどを通して、広く意見をうかがいながら、市民と行政が策定内容を共有し、透明性の高い策定を進めます。



Ⅱ 小美玉市の概況

1. 計画を取り巻く社会動向の把握

(1) 全国的な人口減少と少子高齢化の波

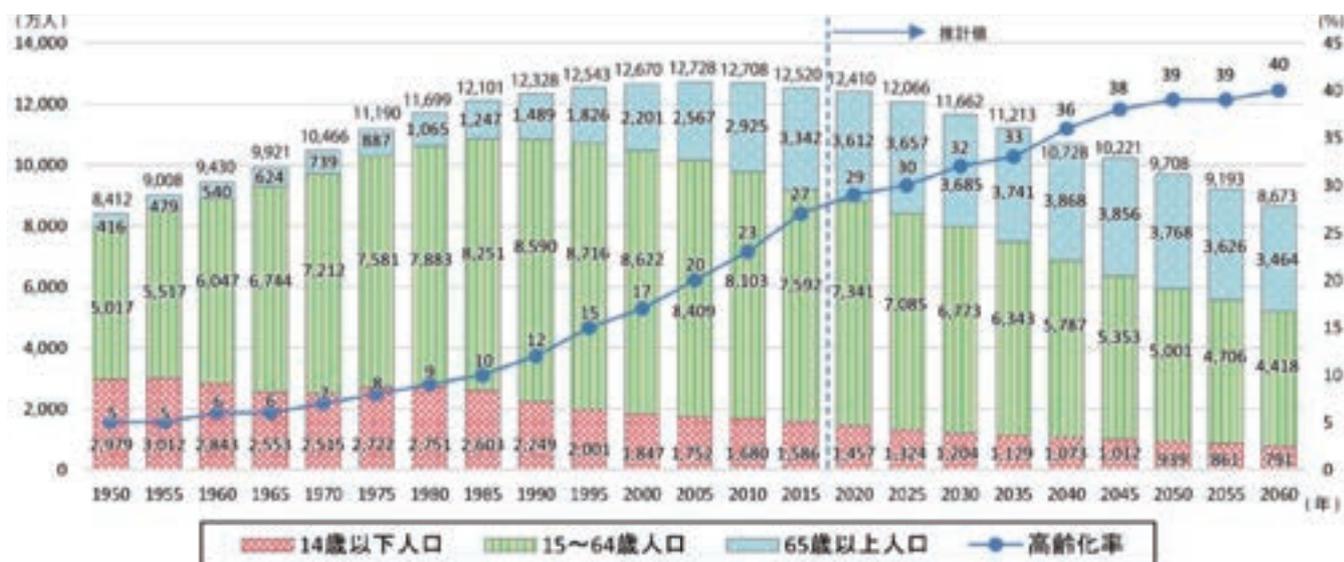
人口の減少とともに、生産年齢人口の減少による担い手不足、高齢社会の進行による介護・福祉や社会保障の需要の急増など、社会経済のあらゆる面で構造的な変化が見られます。これらに対応した仕組みの再構築が求められています。

全国の人口が減少に転じて10年余りが経過しており、その間、毎年約30万人の人口が減り続け、約1億2,600万人（令和2年国勢調査）となっています。年齢構成別では、15～64歳人口（生産年齢人口）が2019年には7,507万人まで減少しているのに対し、65歳以上人口（老年人口）は3,589万人に増加し、総人口に占める割合（高齢化率）は、28.4%まで上昇しています。

人口の動向は、晩婚化や非婚化・未婚化、晩産化を背景に、今後も出生数の減少が続くことが予想されます。少子化に伴う人口減少は、働き手の減少による経済規模の縮小を引き起こし、地域住民の生活に不可欠なサービスの維持・確保を困難にさせるなど、地域活力の衰退を招く恐れがあります。

一方、平均寿命の延伸により、世界のどの国も経験したことのない急速な高齢化が進行しており、就労者の長期的な減少による担い手不足や働き手の高齢化とともに、医療や介護を中心とした社会保障の給付と負担のバランスを図ることが課題となっています。健康寿命の延伸による元気な高齢者の就労、女性が働きやすい環境の整備など、構造的な変化に対応した仕組みを再構築する必要性が指摘されています。

■ 日本の人口の推移



総務省「平成28年版情報通信白書」

(2)安全・安心の確保の重要性と意識の高まり

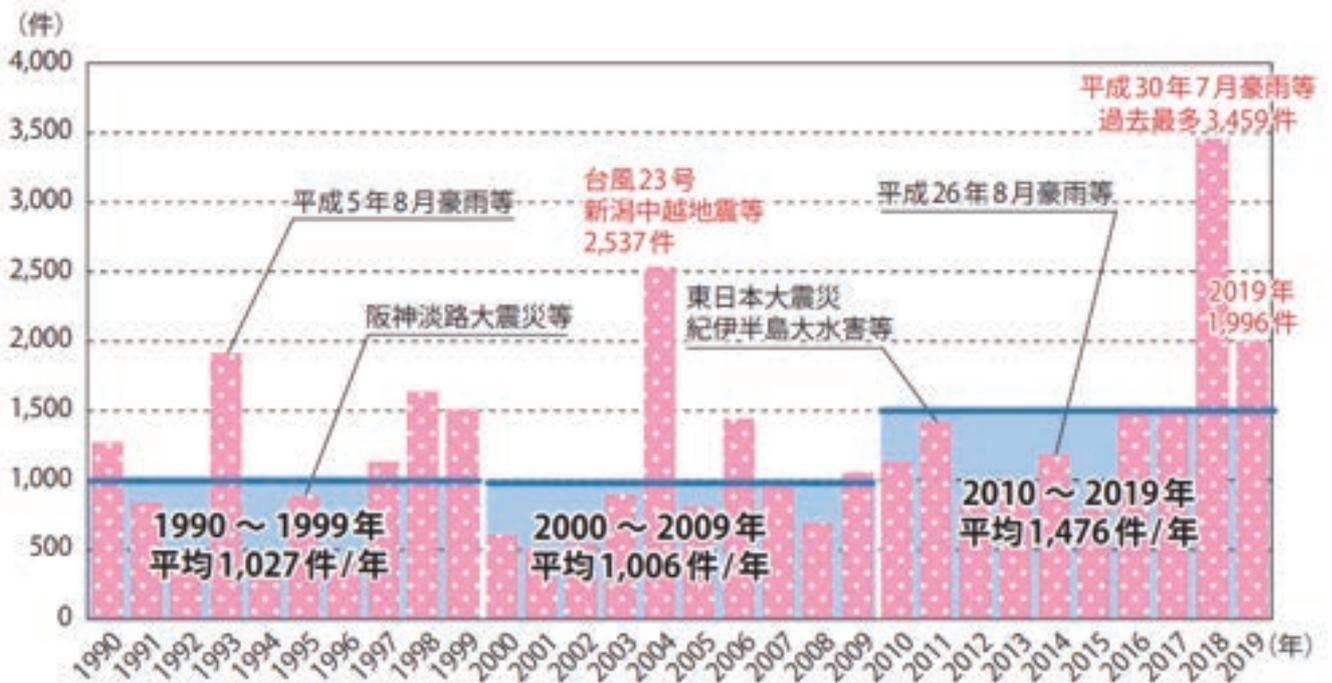
大規模地震や近年多発している台風や集中豪雨などによる自然災害に対して、人々の防災意識の高まりとともに、強靱な都市づくりが求められています。また、新型コロナウイルスなどによる感染症への対策を含む保健・医療体制の充実の重要性は今後も高まることが考えられます。

我が国の国土は約7割を山地・丘陵地が占めており、地形、地質、気象等の面で、洪水や土砂災害が発生しやすい条件となっています。また、地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置し、世界の18.5%の地震が発生しています。(※2004年から2013年のマグニチュード6以上の地震発生回数)

2011年の東日本大震災以降においても、台風や集中豪雨による河川の氾濫、土砂崩れなどの自然災害による甚大な被害が後を絶ちません。安全・安心な生活づくり、産業競争力の強化を図るため、2014年に「国土強靱化基本計画」(内閣官房)が策定され、地方自治体においても「国土強靱化地域計画」の策定が進められています。

また、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威に対する意識が高まっており、高齢者や障がい者、子育て家庭など、支援を必要とする世帯が安心して暮らせるよう、福祉や保健・医療の連携によるサービスの充実が求められています。

■土砂災害の発生件数の推移



国土交通省「令和2年版国土交通白書」

(3) 地方創生と市民協働の多面的な展開

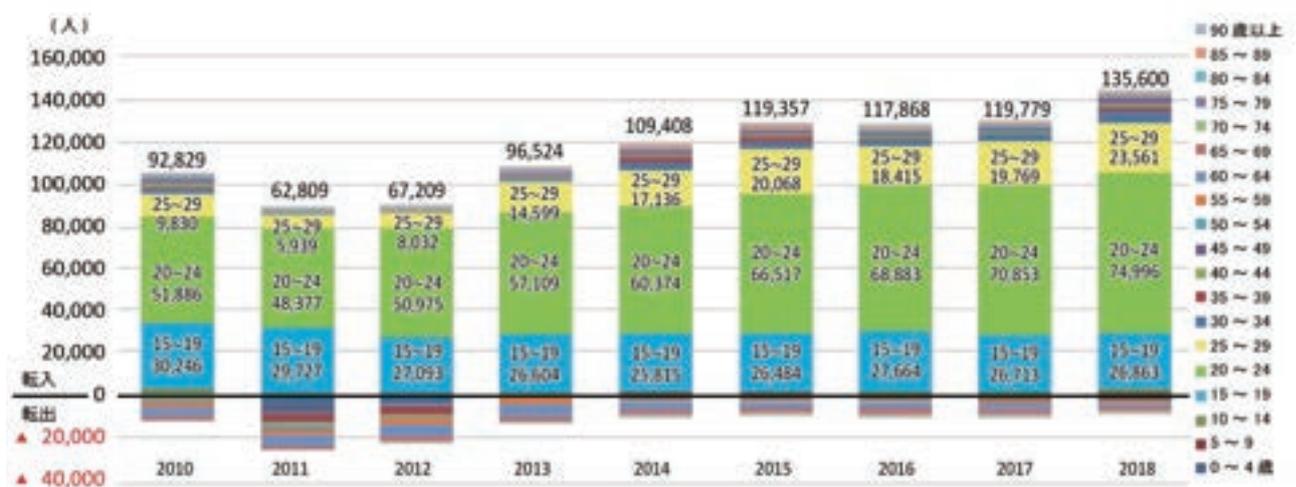
魅力ある地域づくりにおいて、行政施策だけでなく住民や企業との協働により進めることの重要性が認識されています。地域の人材の育成・活用など、人の力によって地域の課題を解決していくことが求められています。

2019年に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、人口減少と地方経済縮小の克服を目指した取組が、継続的に進められています。人口の東京一極集中が是正されるまでには至っていません。地方への移住・定住を促進する「地方創生」の各施策が展開され、地域の魅力を発信する取組などが展開されていますが、地方が抱える人口減少・少子高齢化とともに産業の衰退、財政難などもあいまって、より複合的な課題を抱える地域もあり、画一的でない方策による独自の取組の推進が重要となっています。

また一方では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業活動やイベントの自粛による交流人口の落ち込みが見られる反面、東京圏に立地する企業などに勤めたまま地方に移住して仕事をする「地方創生テレワーク（転職なき移住）」に対する関心の高まりが期待されています。

こうした局面において、様々な形で地域内外の人材が活躍できる場を提供し、地域社会における生活の充実度を上げていくことが、社会・経済を含めた好循環の糸口となるとされています。それには、公共性のある行政の取組に加えて、企業・団体の活力を組み合わせ、多様な人材が活躍できる仕組みづくりが求められています。さらに、地域の人材育成・活用を含めた市民協働を通して地域課題の解決に取り組むことで、身近な交流やコミュニティのつながりを生かした、個性ある地域づくりが期待されます。

■ 東京圏への年齢階層別転入超過数の推移



内閣府「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(4)持続可能な共生型社会の追求へ

SDGsは、経済・社会・環境をめぐる課題を統合的に解決することを目指すもので、地方創生が目指す「まち・ひと・しごと」の好循環を実現する鍵となると考えられています。

地方自治体においてもSDGsの要素を反映した取組の推進が奨励されています。

2015年の国連サミットの中で、2030年を目標年とする国際社会の共通目標 SDGs が、加盟国の全会一致で採択されました。貧困や飢餓の問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21世紀の世界が抱える課題に対し、17のゴール、169のターゲットが示されています。

SDGsは、社会や環境の改善には、経済の発展が必要不可欠であることを基本的な理念として、発展途上国の近代化の権利を保障するとともに、先進国が陥った公害発生や弱者搾取などの弊害を生みださない、という意思を共有するものでもあります。

経済・社会・環境をめぐる課題を統合的に解決し、持続可能な発展を目指すSDGsは、地方創生が目指す社会像「まち・ひと・しごと」の好循環を実現する鍵となると考えられています。日本においても、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(2016年)が策定され、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組む方針が示されました。地方自治体においても各種計画等にSDGsの要素を最大限反映し、取組を推進することが奨励されています。

■SDGsの17のゴール



●**貧困をなくそう**
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



●**すべての人に健康と福祉を**
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



●**ジェンダー平等を実現しよう**
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



●**エネルギーをみんなにそしてクリーンに**
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



●**産業と技術革新の基盤をつくろう**
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



●**住み続けられるまちづくりを**
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



●**気候変動に具体的な対策を**
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



●**陸の豊かさを守ろう**
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理などを図る



●**パートナーシップで目標を達成しよう**
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



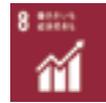
●**飢餓をゼロに**
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



●**質の高い教育をみんなに**
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



●**安全な水とトイレを世界中に**
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



●**働きがいも経済成長も**
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、働きがいのある人間らしい仕事を推進する



●**人や国の不平等をなくそう**
国内および国家間の格差を是正する



●**つくる責任つかう責任**
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



●**海の豊かさを守ろう**
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



●**平和と公正をすべての人に**
平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

(5)技術革新による社会や生活スタイルの変化

コロナ禍を契機に、デジタル化の遅れや課題が明らかになり、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革する、社会全体のDXが求められています。一方、働き方の多様化、社会的価値への関心が高まり、デジタル社会の進展とともに、地方への移住・地域の活性化が期待されています。

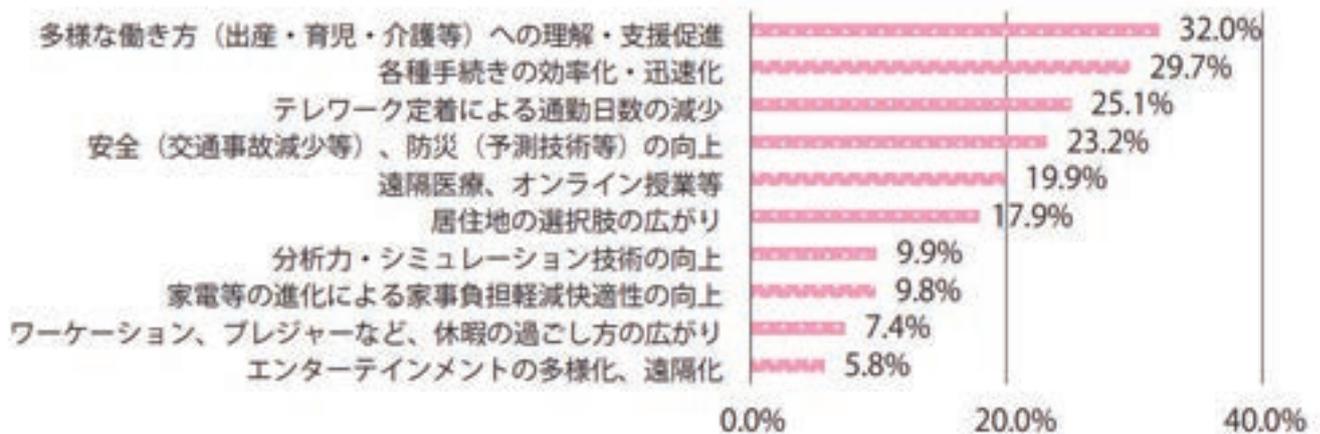
ICT(情報通信技術)は、我々の生活に様々な利便性の向上をもたらしてきました。今後、人口減少・高齢化が進展する中で経済成長を可能にするには、急速な進歩を遂げる AI*(人工知能)やロボット技術を多様な分野に活用し、地方の過疎化や貧富の格差などの社会的課題の克服、DXによる生産性の向上が不可欠です。

しかし、新型コロナウイルス感染症への対応にあたって、自治体のDXの遅れが明らかになり、デジタル社会の形成の加速が必要とされています。国においては、「自治体DX推進計画」(2020年)を策定するとともに、2021年にはデジタル庁を創設し、行政のデジタル化を推進しています。

一方、コロナ禍前から取り組まれていた働き方改革による、女性や高齢者が活躍できる柔軟な労働環境を推進する雇用制度改革もあいまって、働き方や生活スタイルの多様化が進んでいます。また、インターネットを介して、経済・社会・文化のあらゆる場面でグローバルな交流が深化することにより、ESG*やSDGsに象徴されるような物質的・金銭的な価値とは異なる社会的価値に対する関心が高まっています。

社会全体のデジタル化、リモート化の定着とともに、価値観の多様化が浸透することにより、自然環境が豊かな地方での生活、仕事と家族との時間や地域コミュニティ活動を両立させたワーク・ライフ・バランスの確保などの選択が可能になってくると考えられます。こうした動向を機に、地方への移住を促進し、地域の活性化につなげていくことが期待されています。

■デジタル化に期待すること



国土交通省「令和3年版国土交通白書」

用語解説

AI : Artificial Intelligence (人工知能) の略で、テキスト、音声、画像、動画といった規則性のない多様なデータを複合的に分析した上で結果を導くことや、問い合わせの自動応答などの業務での活用が期待されている。

ESG : 環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字を取って作られた言葉で、気候変動問題や人権問題などの社会課題が顕在化している中、企業や行政が ESG に配慮した取組を行うことは、長期的な成長を支える経営基盤の強化につながると考えられている。

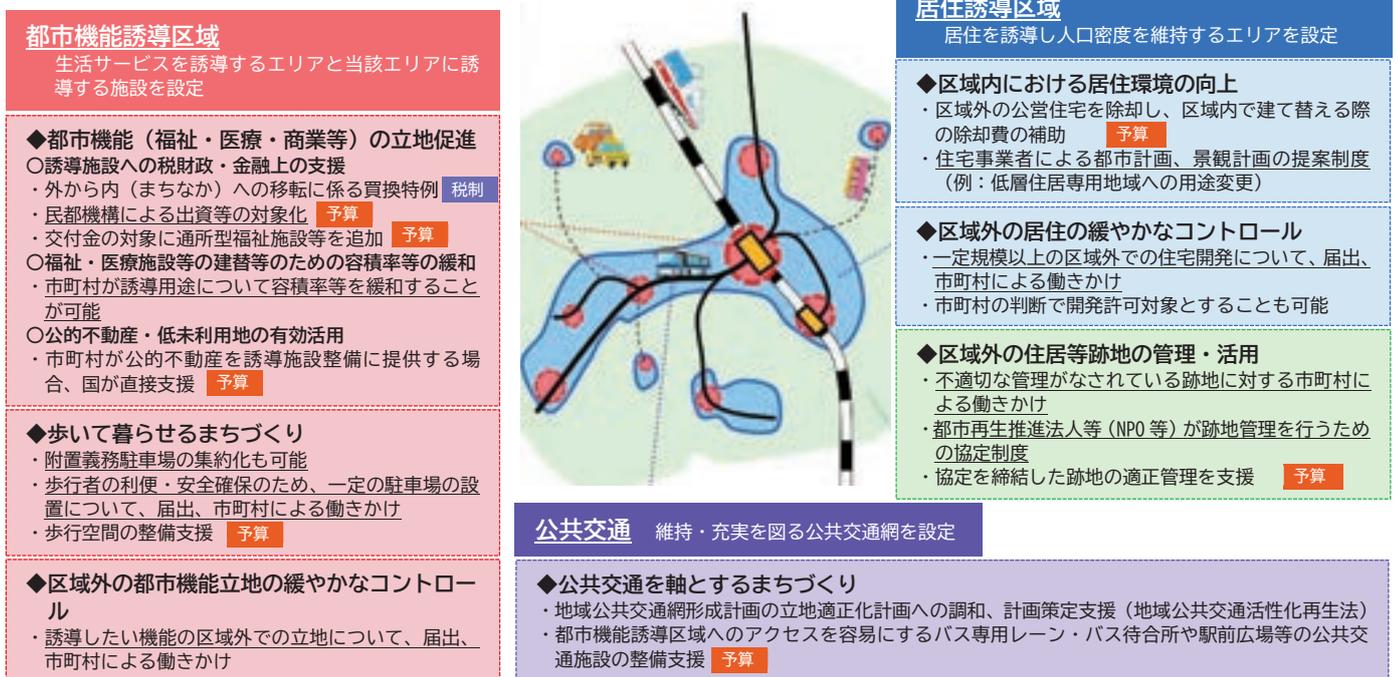
(6)都市のコンパクト化による効率化の動き

地方都市においては、人口減少による地域経済・建設投資の縮小が続く、「都市のスポンジ化」が顕著になっています。都市機能の集約化によるコンパクトシティと、公共交通によるネットワーク機能の強化により、効率的に都市機能を維持していくための取組が進められています。

人口の減少と高齢化が続く、特に地方都市においては、地域産業の停滞、生産・消費の縮小により、中心市街地の空洞化が顕著になっています。また、ランダムに発生する空き家、空き地による「都市のスポンジ化」と言われる現象が発生し、市街地の低密度化が進行しています。「都市のスポンジ化」が地域全体の活力の低下、防災・防犯面での環境の悪化などを引き起こし、さらに開発意欲の低下を招く、という悪循環が発生しています。市街地の空洞化は、インフラや公共施設の投資効果の低下、公共交通の事業採算性の低下など、行財政にも大きな影響を及ぼし、自治体全体のサービスの提供が、将来困難になりかねない状況にあります。

これらの状況に対して、国は「新たな「国土のグランドデザイン」(2014年)を策定し、「コンパクト+ネットワーク」による都市づくりへの方針を強化し、都市機能の集約化による効率化を図っています。地方自治体においても「立地適正化計画」の策定が進められ、各地域の現状や課題に応じた「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりが進められています。

■立地適正化計画の概要



国土交通省「コンパクトシティの形成に向けて」

2. 小美玉市の概況

(1) 小美玉市の歴史・文化

① 地勢・風土

本市は、東京都心から約 80km、面積は 144.74 km²で、茨城県のほぼ中央部に位置しています。地表は概ね関東ローム層に覆われ、起伏が少ない平坦な地形が特徴で、南部は霞ヶ浦に接しています。緑が多く、温暖な気候で、災害の少ない肥沃な土地であることから、主要な産業として農業が定着しています。

② 歴史・沿革

■ 歴史

本市では、原始古代より温暖な気候や水利のよさから豊かな繁栄がもたらされ、その痕跡として縄文・弥生時代の集落跡などの遺跡が広く確認されています。古墳時代になると、霞ヶ浦沿岸・園部川・巴川流域を中心とする水田地帯を支配する首長層が出現し、壮大な古墳が築かれました。現在においても、大規模な前方後円墳をはじめ数多くの古墳が残っています。また、本市を含む常陸国は、古代から緑が多く、風水害の少ない、肥沃な土地であることが「常陸国風土記」の中に記されています。

中世から江戸時代にかけては、砦や出城として数多くの城や館が築かれ、武士による複雑な所領関係が続きました。市内の社寺に文化財が多く残されており、神道や仏教も盛んであったことが分かります。また、江戸時代中期、小川河岸には水戸藩の運送奉行が置かれるなど、水運の要衝として栄え、竹原宿・片倉宿は水戸街道の繁栄に伴い発展しました。

■ 沿革

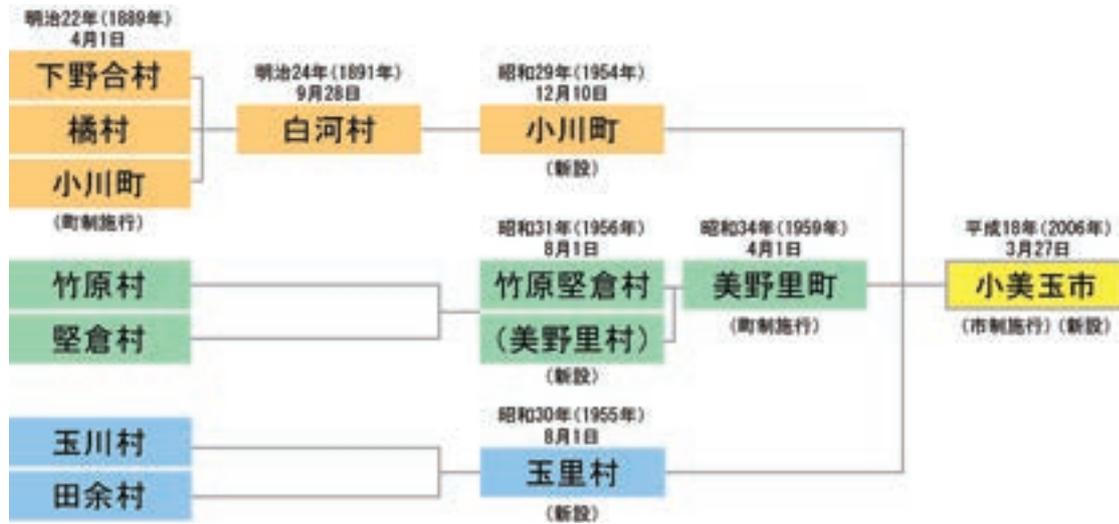
本市の沿革を見ると、明治4年の廃藩置県により、小川・美野里地域は茨城県に、玉里地域は新治県の所轄になった後、明治8年には新治県が茨城県に統合されました。明治 22 年の市町村制施行により、本市の基礎となる7町村(小川町、橘村、下野合村(明治 24 年に白河村に改称)、竹原村、堅倉村、田余村、玉川村)が誕生しました。さらに、昭和 28 年の「町村合併促進法」施行により、昭和 29 年に小川町、昭和 31 年に美野里町(町制施行は昭和 34 年)、昭和 30 年に玉里村が誕生しました。

この間、明治 28 年に常磐線羽鳥駅の開業、大正 13 年に鹿島参宮鉄道(鹿島鉄道)が石岡、常陸小川間で開業し、昭和4年には銚田までの全線が開通しました。

また、昭和 13 年には筑波海軍航空隊百里原分遣隊が設置され、その跡地を中心に昭和 41 年に航空自衛隊百里基地が開設されました。

平成 18 年に3町村が合併し市制を施行し、本市が誕生しました。本市の名称は、旧町村の頭文字をとったもので、公募名称の中から選ばれました。

■明治以降の町村合併の経緯



■平成の3町村合併の経緯

平成13年11月2日	小川町、美野里町、玉里村の議会議員による小川町・美野里町・玉里村広域合併問題協議会を設置
平成16年12月28日	小川町・美野里町・玉里村合併協議会設立準備会を開催
平成17年1月7日	小川町・美野里町・玉里村合併協議会を設置
平成17年1月13日	第1回協議会で合併方式(新設)・合併の期日(平成18年3月27日)・事務所の位置(美野里町役場)を決定
平成17年2月16日 ～2月20日	住民説明会を開催(12会場)
平成17年2月27日	第4回協議会で新市の名称(小美玉市)を決定
平成17年3月22日	合併協定調印式を開催
平成17年3月28日	小川町・美野里町・玉里村の臨時議会で廃置分合関連議案を可決
平成17年3月30日	県知事へ合併申請
平成17年6月22日	県議会で廃置分合議案可決
平成17年6月23日	知事の配置分合処分
平成17年7月14日	官報告示
平成18年3月27日	合併

(2)近年の取組(主要プロジェクト)

①公共交通ネットワークシステム

市民が将来にわたって安全・安心で、便利に利用できる公共交通の実現を目指し、高齢者や学生の利便性向上に寄与するため、JR羽鳥駅から小美玉市役所をはじめとする各施設や商業施設等の間を運行しています。平成25年度から実証運行を開始し、令和3年9月から本格運行を行っています。



▲小美玉市コミュニティバス「おみたん号」

②茨城空港アクセス道路整備事業

石岡小美玉スマートICと茨城空港を結ぶ茨城空港アクセス道路は、令和3年6月に全線開通しました。石岡小美玉スマートICと茨城空港がほぼ直線で結ばれ、茨城空港の利用促進や地域の発展に大きく寄与するとともに、災害時には、防災拠点である茨城空港への物流機能強化の効果も期待されます。



▲茨城空港アクセス道路

③JR羽鳥駅及び駅前広場整備事業

JR羽鳥駅においては、小美玉市の陸の玄関口である駅前としての賑わいと活気のある都市機能及び安心に暮らせるまちづくりが求められています。小美玉市の玄関口にふさわしい交通拠点を整備することにより、誰もが安心して暮らせる出会いのまちづくりを目指し、持続可能な都市構造への再構築を図っています。令和2年2月に東西自由通路及び橋上駅舎が供用開始し、令和3年3月にJR羽鳥駅東西駅前広場が全面供用開始しました。



▲JR 羽鳥駅橋上駅舎と東西駅前広場

④ごみ処理広域化事業

令和3年4月に、石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町を対象地域とした新広域ごみ処理施設「霞台クリーンセンターみらい」が運用開始しました。焼却の熱を利用した発電機能を備え、クリーンで安定したごみ処理を行っています。新施設の運用に合わせて、施設が遠くなる住民の負担軽減策として、茨城美野里環境組合クリーンセンターの跡地を有効利用し、一部のごみを受け付けています。



▲霞台クリーンセンターみらい

⑤学校規模・配置適正化事業

全国的な少子化の傾向と同様に、本市においても少子化に伴う学校の小規模化が進むことが予想されます。「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」に基づき、小美玉市の将来を担う子どもたちにとって、より良い学びの場を整えることを目的に、学校の適正規模の検討、教育環境の整備を進めています。平成31年度には小川小と橘小を統合した小川南小、令和3年度には玉里小、玉里北小、玉里東小、玉里中による玉里学園義務教育学校、令和4年度には野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校、小川北中学校による小川北義務教育学校が開校しました。

⑥シティプロモーションの取組

本市におけるシティプロモーションは、市民の本市に対する参画・関与意欲を高め、「まちに真剣になる人」や「市外の小美玉ファン」を増やし、シビックプライドの高い地域の担い手を創出し、担い手が自ら本市の魅力を市内外に効果的に発信する「共創参画プロモーション」を推進しています。地域を巻き込んだシティプロモーションにより、定住促進・交流拡大・産業振興などの施策がより効果的となり、地域に関わる人々の持続的な幸せにつながることを目指しています。

魅力発信冊子の発行など様々な媒体を活用した活動のほか、第1回全国ヨーグルトサミット in 小美玉(平成30年10月20～21日開催)、平成31年全国広報コンクール映像部門特選・総務大臣賞「小美玉ヨーグルトストーリー」、全国シティセールスデザインコンテスト2019大賞、令和3年全国広報コンクール映像部門入選「ダイヤモンドシティ小美玉2020」、シティプロモーションアワード金賞(令和3年)、令和4年全国広報コンクール広報紙部門入選など、全国的に高い評価を得ています。



▲玉里学園義務教育学校



▲小川南小学校



▲小川北義務教育学校



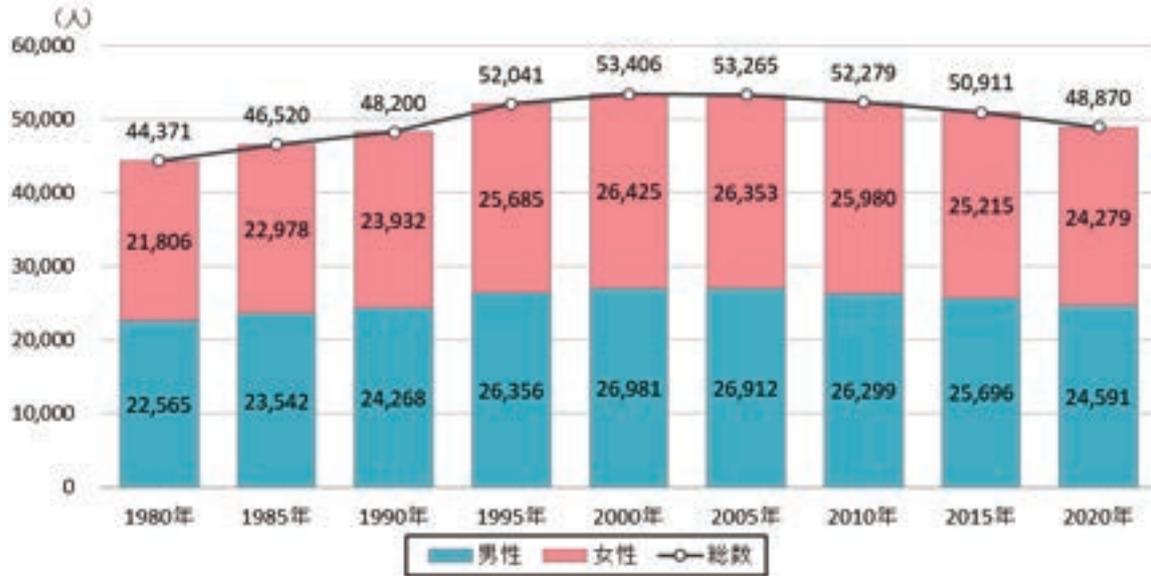
▲第1回全国ヨーグルトサミット in 小美玉

(3)数字で見る小美玉市の姿

①小美玉市の人口

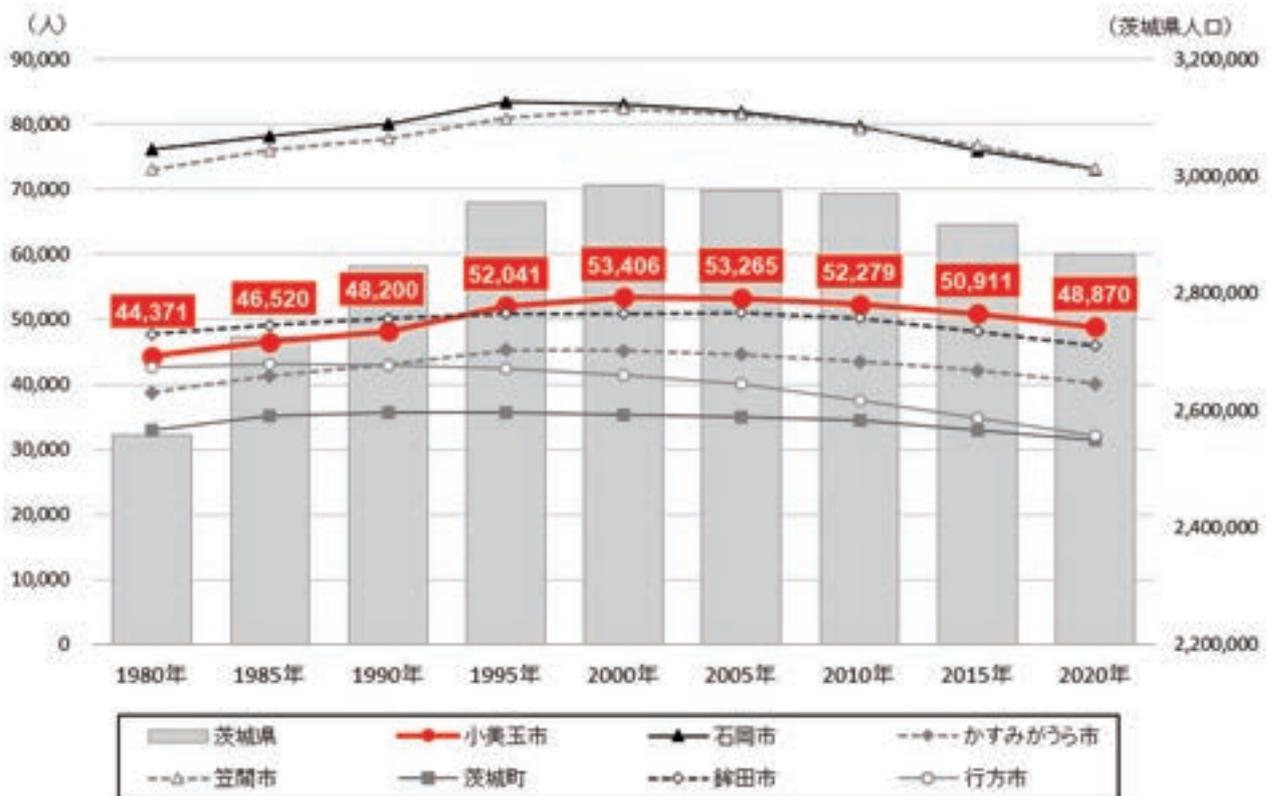
小美玉市の人口は、2000年をピークに減少傾向にあります。周辺市町においても同様の傾向が見られます。

●小美玉市の人口の推移



総務省「国勢調査」

●周辺市町との人口推移の比較



総務省「国勢調査」

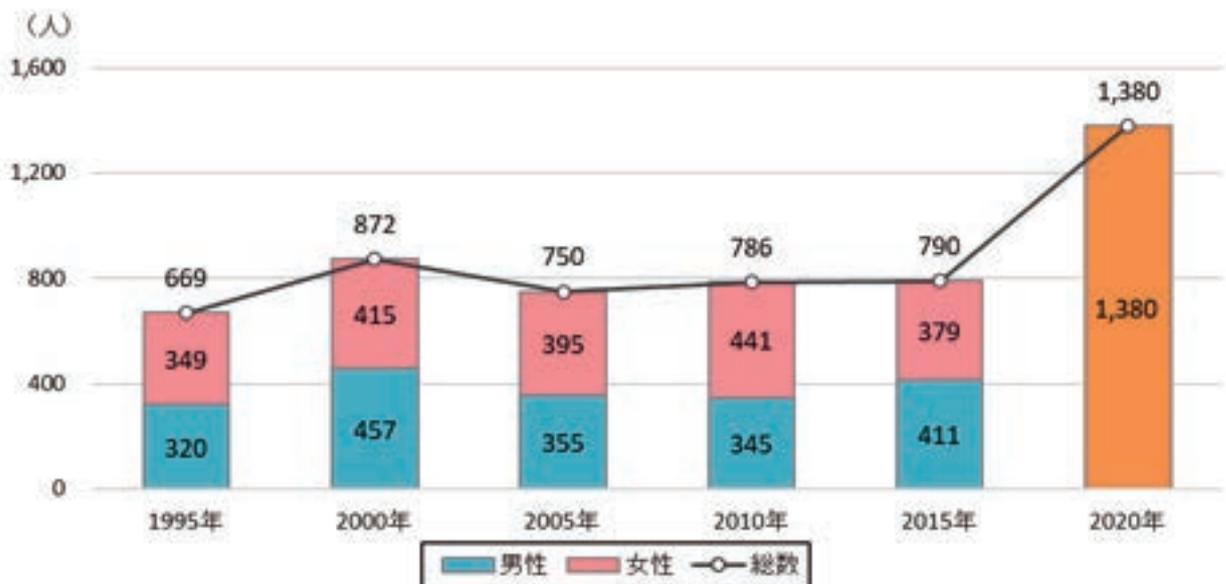
生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）の構成比は、減少傾向が続いています。一方、増加が続いている老年人口（65歳以上）は2020年に30%を超えています。外国人人口は、2015年から2020年の間、大きく増加しています。

●人口構成比の推移



総務省「国勢調査」
 ※2020年は年齢不詳補完結果
 ※小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合がある

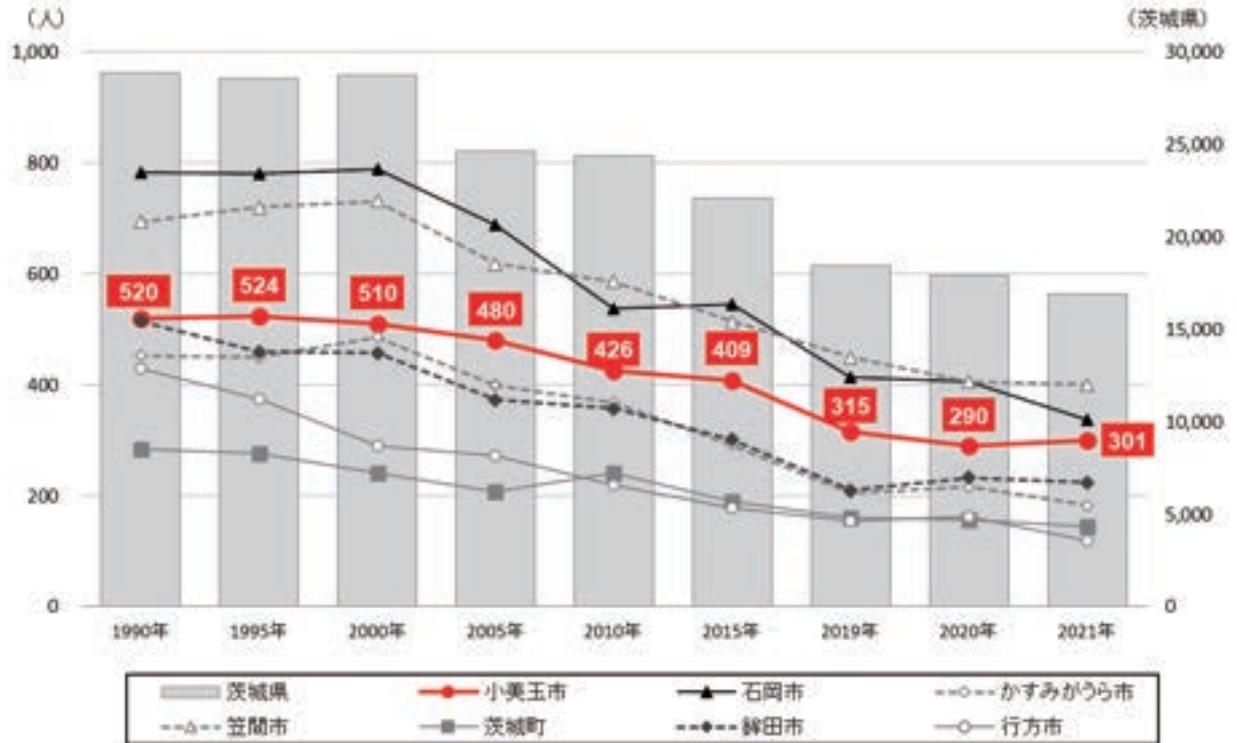
●外国人人口の推移



総務省「国勢調査」
 ※2020年は外国人人口推計値のため男女別は未公表

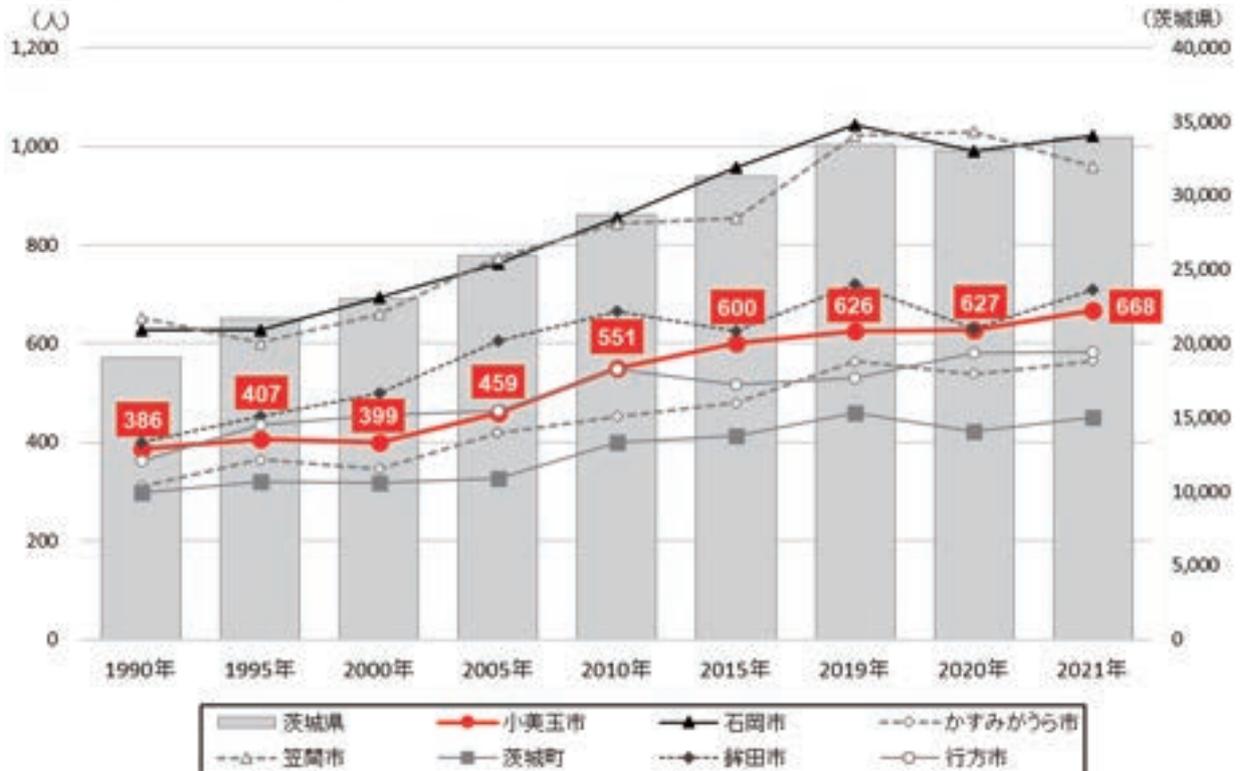
出生数は周辺市町も含めて減少が続いており、広域的に見ても少子化の進行が顕著です。
 死亡数は、1990年以降、高齢者数の増加に伴い増加傾向にあります。

●周辺市町との出生数の推移の比較



茨城県「茨城県の人口」（茨城県常住人口調査結果報告書）

●周辺市町との死亡数の推移の比較

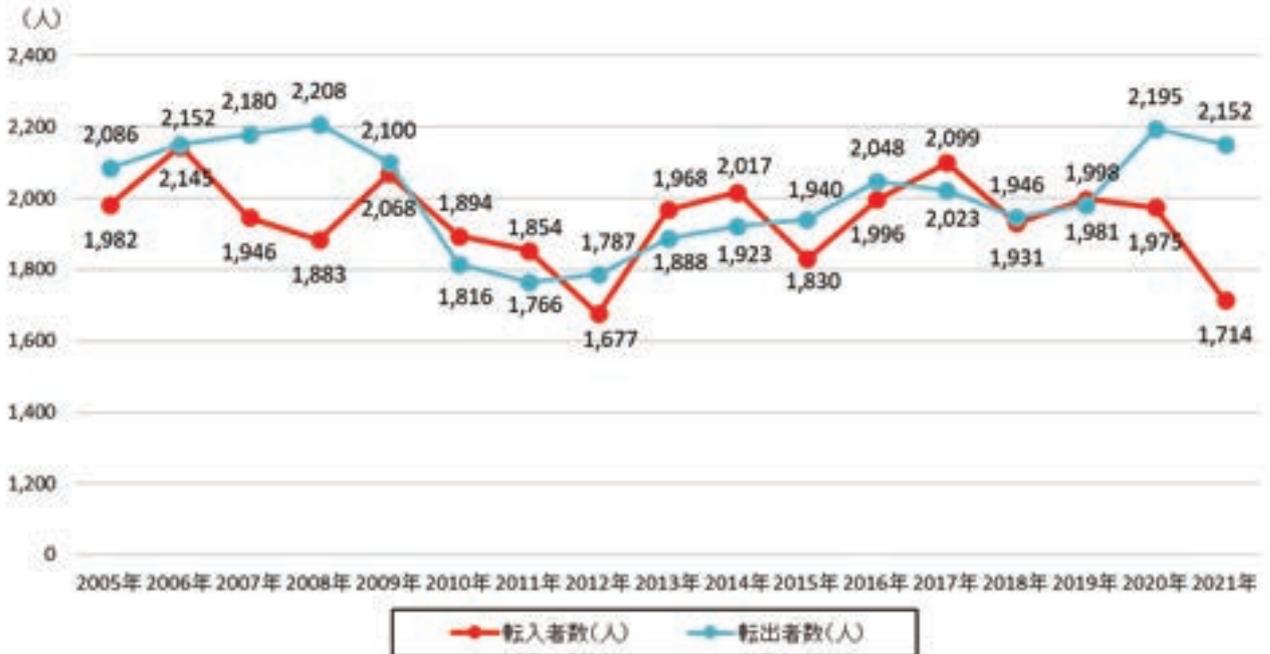


茨城県「茨城県の人口」（茨城県常住人口調査結果報告書）

転出数を見ると、2008年から2011年にかけて大きく減少し、その後緩やかな増加傾向が続いています。リーマンショックや東日本大震災等による影響で人の移動が減少したことがうかがえます。転入数を見ると、増減をくり返しながら、緩やかな減少傾向を示しています。2020年以降は、転出者数が転入者数を大きく上回る状況が続いています。

また、人口減少に伴って、昼間人口、夜間人口ともに減少が続いています。昼夜間人口比率は増加傾向が続いています。

●転入・転出者数の推移



茨城県「茨城県の人口」（茨城県常住人口調査結果報告書）

●昼夜間人口・昼夜間人口比率の推移



総務省「国勢調査」

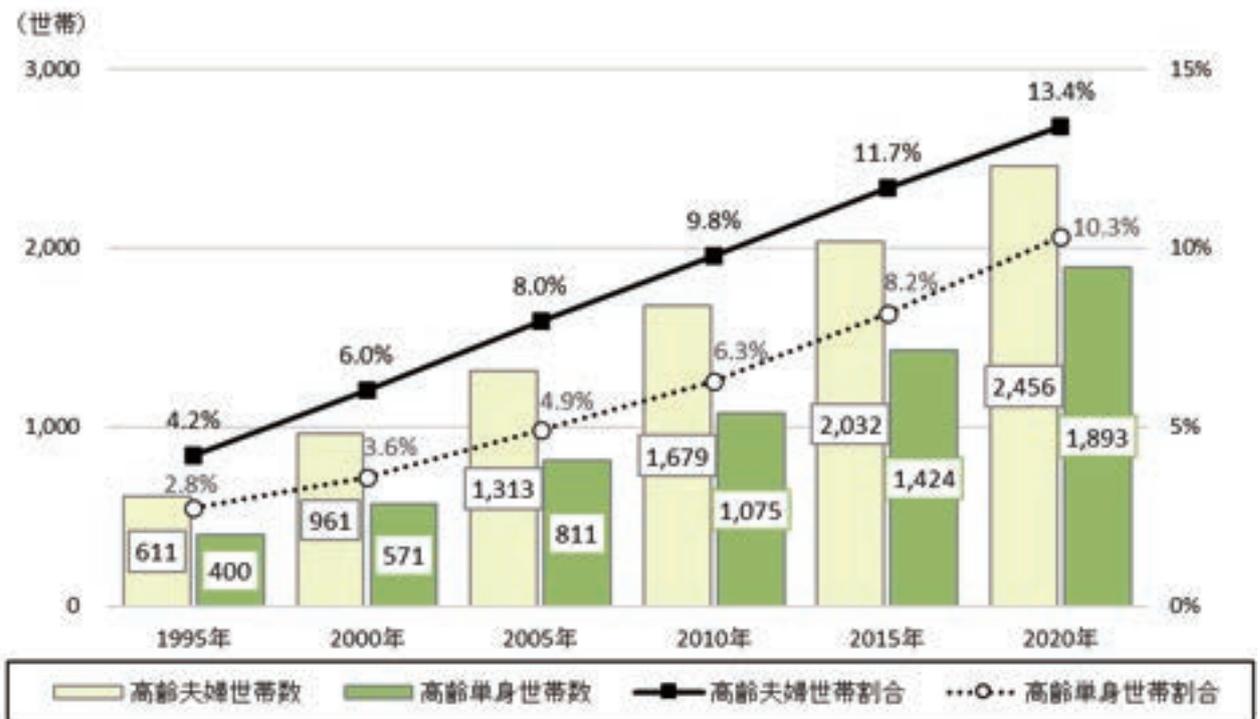
核家族世帯、単独世帯が増加する一方、三世帯世帯を含むその他の世帯は減少が続いています。高齢者世帯においても、高齢夫婦・高齢単身世帯が増加しており、市内世帯の約2割を占めています。

●世帯数の推移



総務省「国勢調査」

●高齢者世帯数と割合の推移



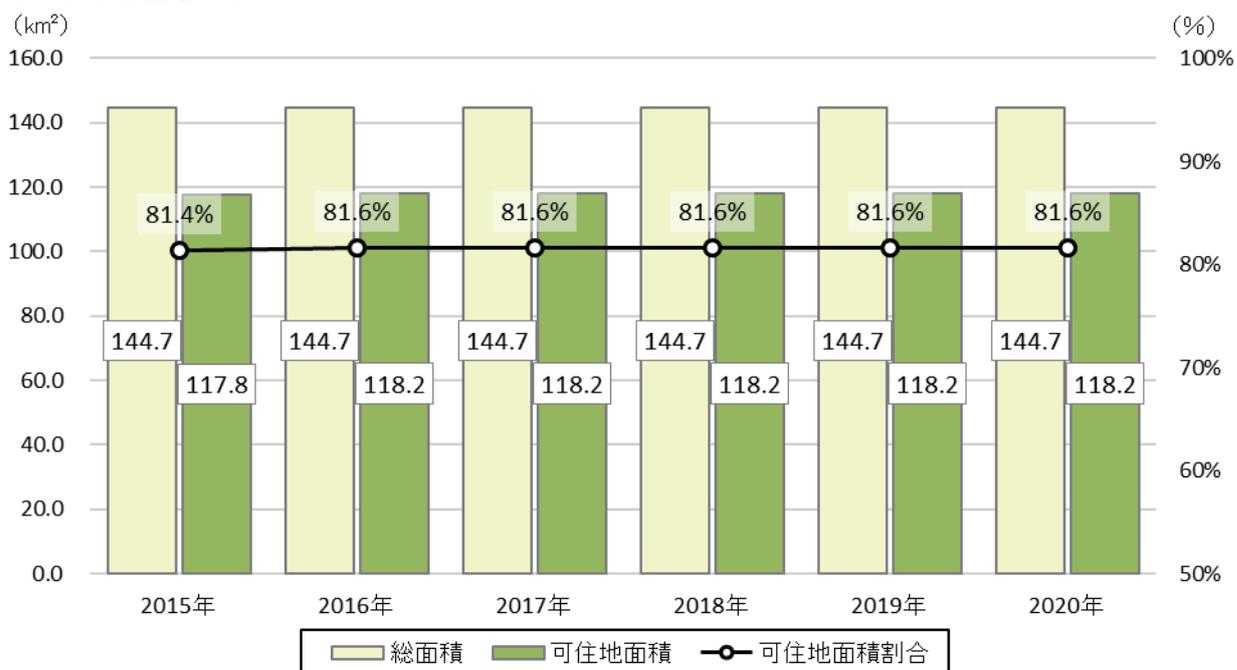
総務省「国勢調査」

②小美玉市の土地利用

可住地面積は、ほぼ横ばいで推移しています。

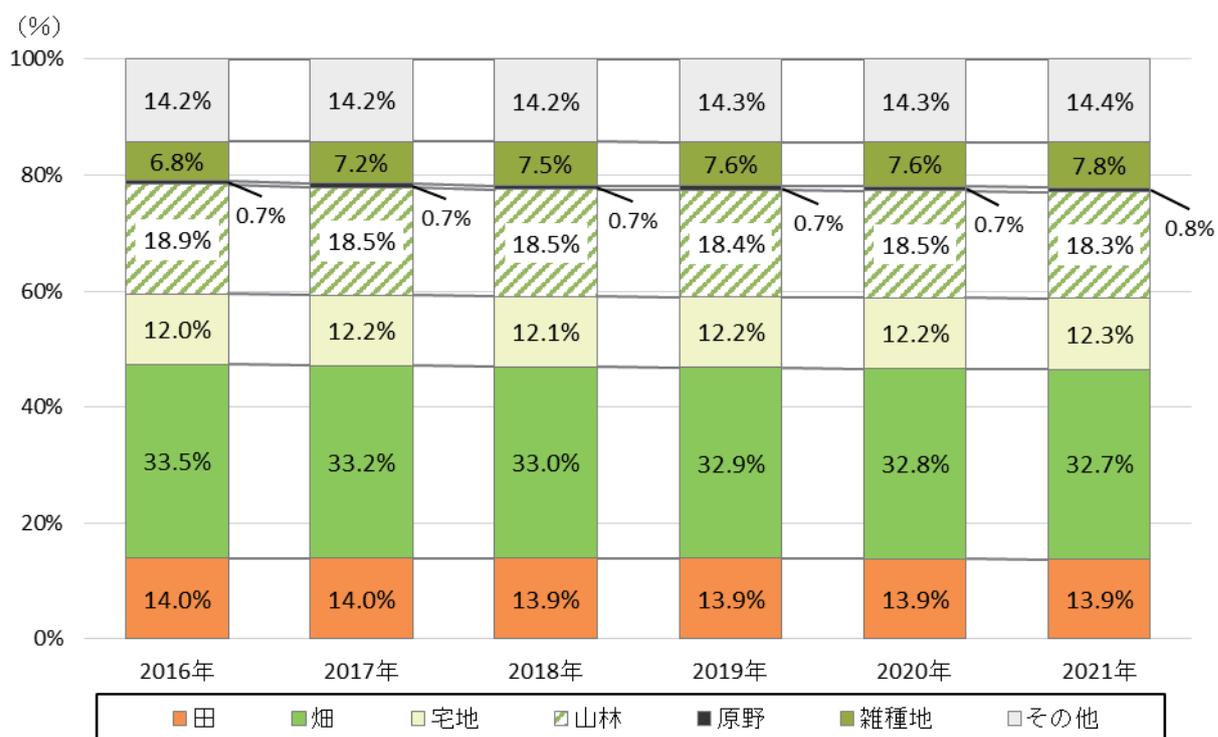
土地利用別面積割合の推移をみると、山林がわずかに減少し、宅地、雑種地とその他の地目がわずかに増加しています。

●総面積と可住地面積



茨城県「社会生活統計指標」

●土地利用別面積割合の推移



茨城県「茨城県市町村概況」

③小美玉市の産業

製造品出荷額はリーマンショックや東日本大震災の影響で落ち込む時期はあるものの、概ね増加傾向が続いています。従業者数はほぼ横ばいになっており、一人当たりの生産性向上が図られていることがうかがえます。

一方、農業経営者の平均年齢は、2020年にやや下がっているものの、男女ともに63歳を超えており、高齢化が進んでいることがわかります。

●製造業における製造品出荷額と従業者数の変遷



経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

●農業経営者の平均年齢



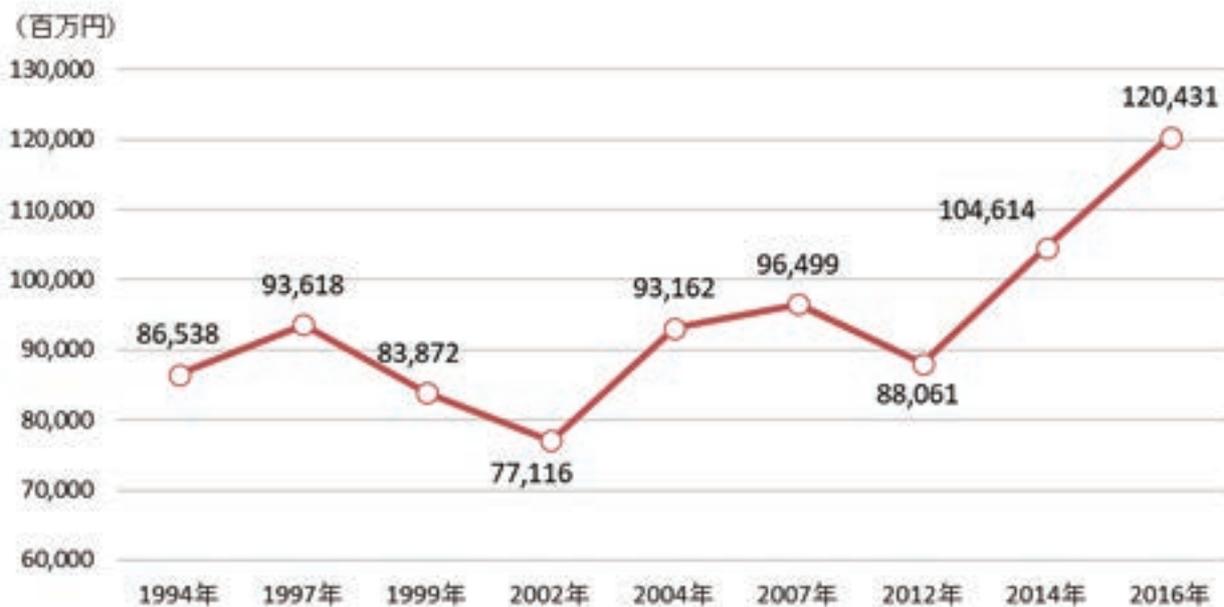
農林水産省「農林業センサス」

④小美玉市の産業(商業・観光)

年間商品販売額は、第3次平成不況と呼ばれた2002年、東日本大震災の影響を受けた2012年に大きく減少していますが、その後は増加が続いています。

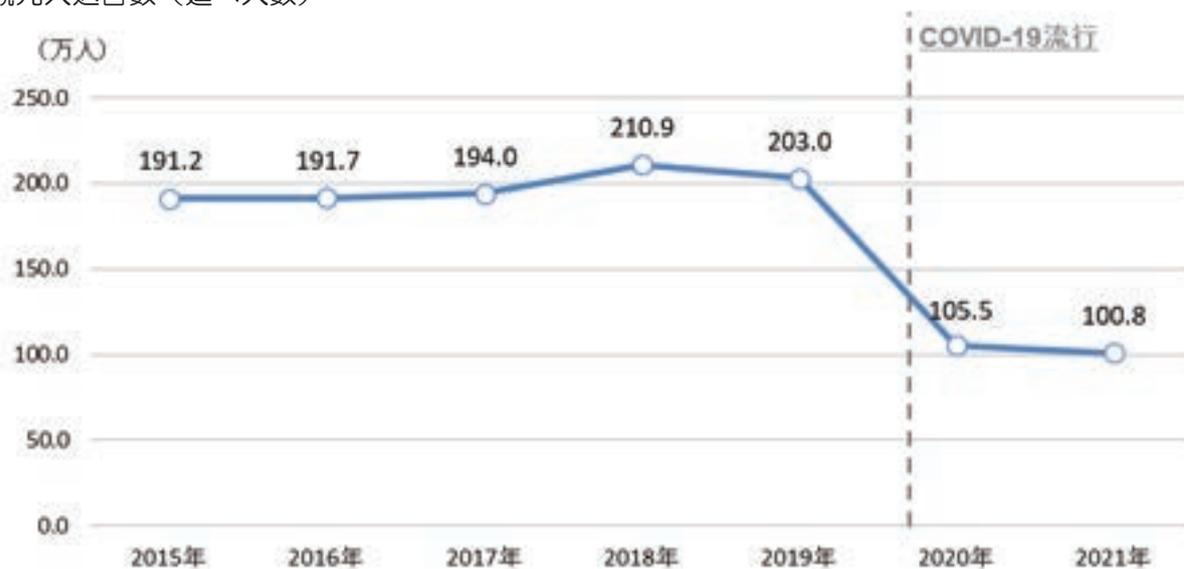
観光入込客数は、2018年まで増加が継続しています。2020年以降は、新型コロナウイルスの影響で大きく落ち込んでいます。

●年間商品販売額



経済産業省「商業統計調査」
総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」

●観光入込客数(延べ人数)

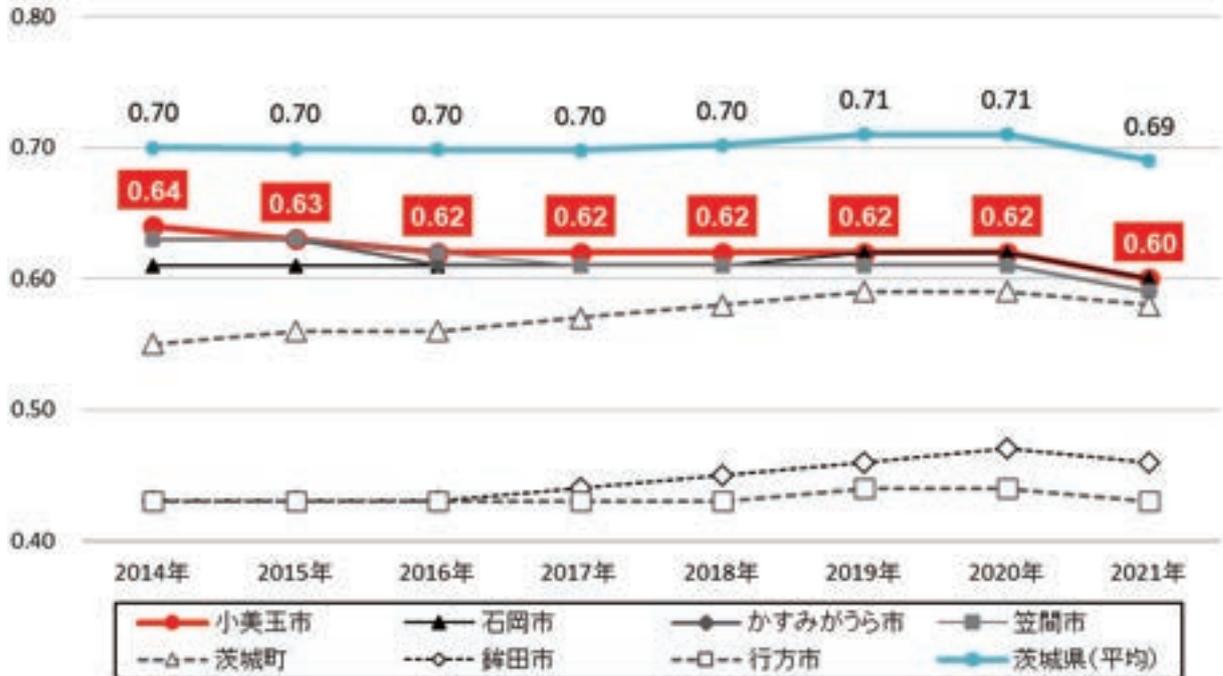


茨城県「茨城の観光レクリエーション現況」(観光客動態調査報告)

⑤小美玉市の財政

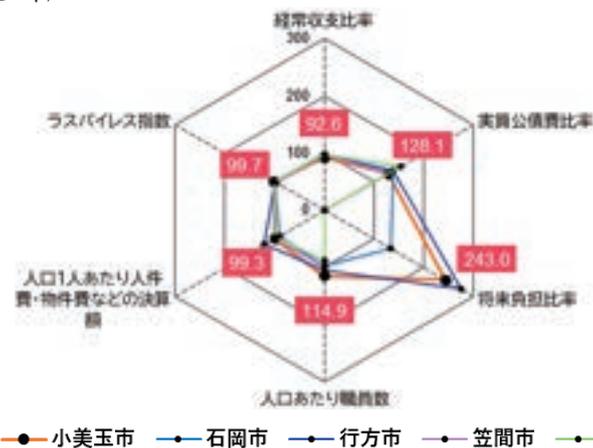
小美玉市の財政力指数は周辺市町に比べて高いものの、茨城県平均と比較すると低い状況です。財政指標については、全国平均に比べて実質公債費比率、将来負担比率、人口あたり職員数が高くなっています。

●財政力指数の比較



茨城県「市町村決算の概要等について」

●財政指標の比較(2020年)



RESAS「自治体財政状況の比較」

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

実質公債費比率：地方公共団体の実質的な公債費が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度の割合を占めているかを示すもの。財政の資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

将来負担比率：地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度の割合を占めているかを示すもの。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

ラスパイレス指数：国家公務員行政職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職員の給与水準を表す指標。

3. 小美玉市の主要課題

全国的な社会動向、本市のこれまでの取組と現状を踏まえ、主要課題を以下のように整理します。

小美玉市の現状と取り巻く環境

(1) 市民協働の多面的な展開と移住定住を促進する戦略的なシティプロモーションが求められています

- 多様性を認め、誰一人取り残さない社会の構築、あらゆる差別の解消への取組が課題。
- 市民協働の担い手が高齢化。30歳代は他の世代と比べて地域への愛着の希薄化が見られる。
- 全国平均よりも早いスピードで少子高齢化・人口減少が進行。
- 人口減少により都市の縮減が進み、このままでは従来型公共サービスの提供が困難になる可能性。
- 先進性の高い小美玉市独自のシティプロモーションの展開(市内で起業・活動する若い世代の増加)。

(2) 子ども・子育て支援、あらゆる世代に対する学習支援の充実が求められています

- 子育てに関する不安、子育て家庭が孤立傾向に陥りやすい。子育ての経済的不安感も強い傾向(核家族化)。
- 婚姻率・出生率低下は依然として顕著。施策の満足度と相関しない。ワーク・ライフ・バランスの実現も課題。
- 児童・生徒数が減少すると(複式等)切磋琢磨する教育環境が築きにくい。地域力の効果的な展開が必要。
- **Society5.0***時代における **ICT教育***の重要性の高まり。コロナ禍を経て活用の加速化が予測される。
- これまで培ってきた学校教育・生涯学習・スポーツ活動の取組の継続・拡大が重要。
- これまで培ってきた市民文化・文化芸術活動の成果の活用が重要(市内で活躍する市民の拡大)。

(3) すべての市民が安心していきいきと暮らせる社会を目指した取組が求められています

- 全国的な生活習慣に起因する健康課題の顕在化。健康寿命の延伸に向けた運動習慣・健康づくりが必要。
- 感染症の脅威と自治体の役割の重要性の再確認。地域の医療体制への期待と不安。
- 社会保障などの側面から生活支援が必要な人はコロナ禍にあって全国的に増加傾向にある(コロナ禍生活支援)。
- 後期高齢者の割合増加にともなう介護ニーズの増大への適確な対応、家族の負担軽減が課題。
- グレーゾーンを含め支援が必要な障がい者・児は増加傾向。障がいに対する十分な理解の醸成が求められる。

(4) 暮らしやすいまちづくり、市の特徴を生かした産業の振興が求められています

- 魅力ある地域、暮らしやすいまちへの関心の醸成。若い世代が実際に住める・住みたくなるような取組が必要。
- 道路・橋梁、公園、住環境など整備・更新の必要性。生活道路、公共交通は重要度が高く満足度が低い。
- 高齢化・担い手不足による全国的な農業の衰退。耕作放棄地対策、地域環境の保全も課題。
- 農業を核とした観光・商業など戦略的な産業の振興への期待。計画的な土地利用からの工業の振興。

(5) 安全・安心な暮らしと持続可能な環境をつくる循環型社会の形成が求められています

- 環境負荷の少ないライフスタイルへの関心の高まり。小美玉市の自然を守る・活かす取組の啓発も重要。
- 上下水道などの都市基盤の老朽化に対して長期的なスパンでの対応が必要。
- 風水害・震災など全国的に激甚化する自然災害の脅威、担い手が減少するなか地域防災力の維持が課題。
- 犯罪から弱者(子どもなど)を守る意識、地域における防犯力、生活安全機能の優先度が高い。

主要課題キーワード

- 貧困・ジェンダー平等・LGBT→制度・意識改革
- まちづくりへの関心が薄い市民層→機会創出
- 人口流出抑制→流出層の食い止めと定住促進
- 従来型公共サービスの転換→自治体 DX・サービス再編
- シティプロモーションの成果拡大→ターゲティング

- 効果的な支援策強化→潜在的ニーズへの対応
- ワーク・ライフ・バランス・働き方改革
- 教育の機会均等、教育に地域のカ→コミュニティ・スクール、見守り
- デジタル化の推進→ICT教育・GIGA スクール構想*
- 人生 100 年時代生きがいづくり・ライフステージ・パーソナル
- 文化活動の成果の活用→まると文化ホール

- ウォーキング・健康寿命・人生 100 年時代・健康づくり
- 感染症対策の強化・地域医療の充実
- 生活支援・相談体制の充実・支援金・給付金等の支援
- 介護予防・家族支援・適正な介護認定
- 障がいに対する理解・総合的な生活支援

- 計画的な土地利用→戦略的な土地利用
- コンパクトシティ→拠点・ネットワーク
- 持続可能な農業→新たな農業スタイル確立
- 6次産業化・企業誘致(工業団地)・シティプロモーション

- SDGs・カーボンニュートラル
- 上下水道長寿命化など
- 重要インフラ(ハード・ソフト)・地域防災力向上→若者世代の取り組み
- 地域防犯力向上→安全な地域づくり

取組の方向性

- 誰一人取り残さない SDGs の推進など
- 市民協働の多面的な展開など
- 移住定住の促進・企業誘致など
- 効率的な財政運営、税収の確保など
- シティプロモーションの戦略的拡大・強化など

- 複合的な子育て支援の充実など
- 財政的支援・キャリア支援による安心確保など
- 主体的・対話的で深い学び、地域と連携した教育など
- GIGA スクール構想の推進、支援の充実など
- ライフステージ毎の生涯学習・スポーツ推進など
- まると文化ホール構想の全市的取組など

- 健康長寿実現を目指した取組強化など
- 市民の命を守る医療、予防対策の充実など
- きめ細かで迅速な支援体制・情報提供など
- 介護予防の徹底・包括的な支援など
- 自立して生活できる地域社会など

- 計画的・戦略的なまちづくりの推進など
- 効果の検証に基づく基盤整備の推進など
- スマート農業の推進と多様な人材活用など
- 霞ヶ浦や茨城空港など地域資源活用など

- 市民が取り組む SDGs の支援など
- 施設長寿命化や、迅速な安全性の確保など
- 防災のための重要インフラの強化・防災意識の醸成など
- コミュニティを核とした生活安全対策など

用語解説

Society5.0：情報社会（Society4.0）から進化し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

ICT 教育：情報通信技術を活用した教育。情報活用能力の向上と効率的・効果的な教育が期待されている。

GIGA スクール構想：Global and Innovation Gateway for All の略。児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。



基本計画

施策の大綱

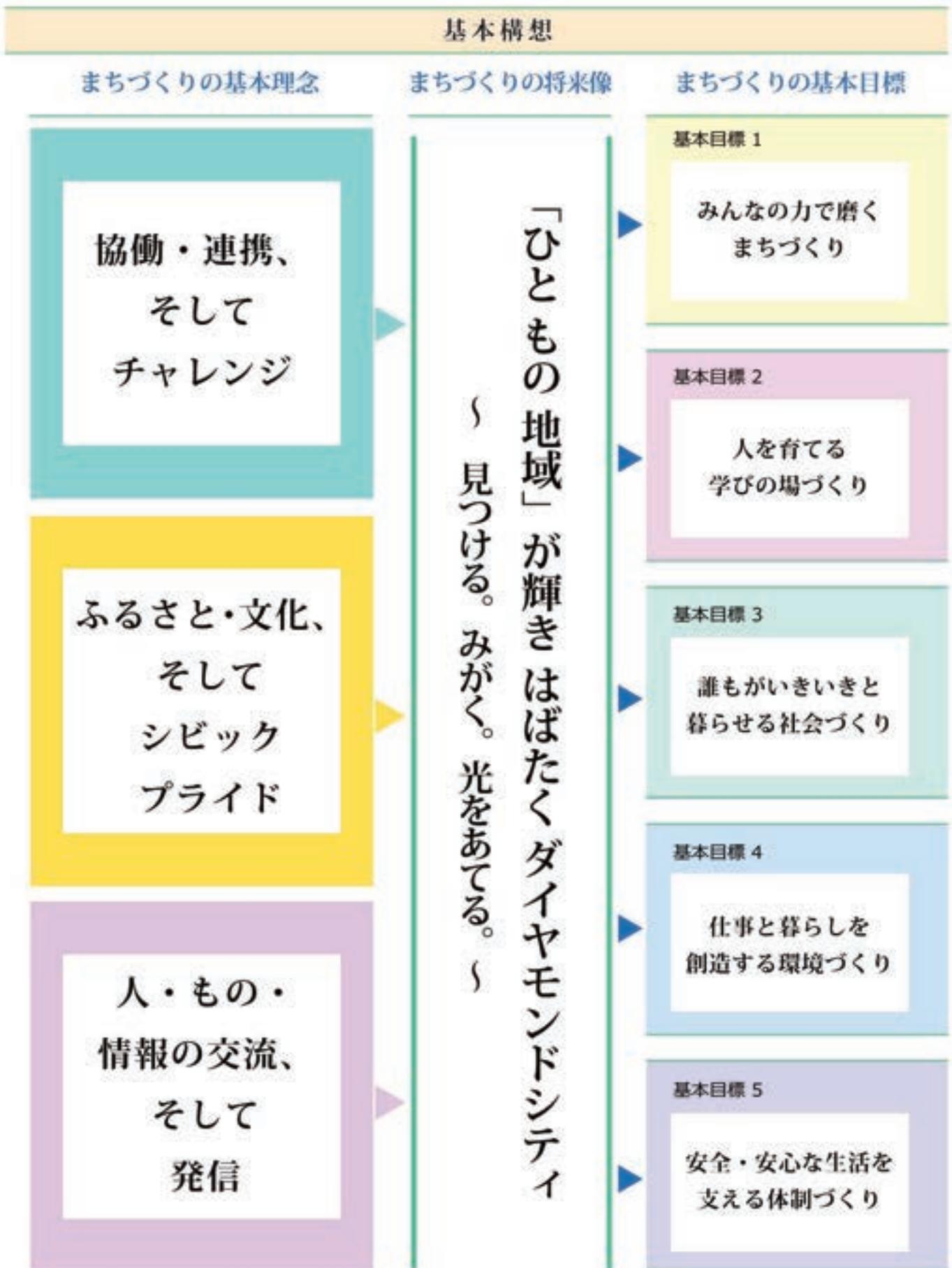
基本目標1 みんなの力で磨くまちづくり

基本目標2 人を育てる学びの場づくり

基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる社会づくり

基本目標4 仕事と暮らしを創造する環境づくり

基本目標5 安全・安心な生活を支える体制づくり



基本計画

基本施策【基本方針・主な成果指標・個別施策】

重点プロジェクト

- 1 市民協働・コミュニティ活動の推進
- 2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進
- 3 開かれた行政・多様な交流の推進
- 4 効率的な行財政の運営
- 5 戦略的な定住・人口対策の推進
- 6 情報発信によるシティプロモーションの推進

- 1 子ども・子育て支援の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 生涯学習の充実
- 4 文化芸術の創造・発信
- 5 スポーツの推進

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域医療の充実
- 3 地域福祉・社会保障の充実
- 4 高齢者福祉の充実
- 5 障がい者福祉の充実

- 1 計画的土地利用の推進
- 2 道路体系・公共交通の充実
- 3 公園・緑地・水辺の整備
- 4 住環境・景観形成
- 5 茨城空港の利活用
- 6 農業の振興
- 7 商業・工業の振興・企業誘致の推進
- 8 観光の振興

- 1 自然・地球環境の保全
- 2 循環型社会の形成
- 3 基地対策の充実
- 4 上・下水道の整備
- 5 防災対策の充実
- 6 消防・救急体制の充実
- 7 交通安全・生活安全対策の充実

小美玉新時代を実現する重点プロジェクト

みんなの力で磨くまちづくり

■政策の基本方針

行政とともにつくるまちづくり、住民が主体となってつくるコミュニティづくりを推進し、誰もがお互いに尊重し、助け合える地域社会の形成を図ります。また、市内外に開かれた行政運営に努め、多様な声を市政に反映するとともに、効率的な行財政運営に取り組み、市民と行政の良好なパートナーシップの構築を図ります。

人口減少への対策として、移住・定住を促進する戦略的な取組を進めるとともに、小美玉市の魅力を全国に発信し、小美玉市民が地域に愛着と誇りを感じるシビックプライドを醸成します。

基本施策1 市民協働・コミュニティ活動の推進

基本施策2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進

基本施策3 開かれた行政・多様な交流の推進

基本施策4 効率的な行財政の運営

基本施策5 戦略的な定住・人口対策の推進

基本施策6 情報発信によるシティプロモーションの推進

■基本施策が目指す SDGsのゴール

基本施策 1

市民協働・コミュニティ活動の推進



- 多様性のある持続可能なまちづくり
- 市民と行政の効果的なパートナーシップの充実

基本施策 2

人権の尊重・男女共同参画社会の推進



- 意思決定における男女共同参画の実現
- 女性のエンパワーメント促進
- 基本的人権の尊重と人権意識の啓発
- 社会・経済・政治における受容性の向上

基本施策 3

開かれた行政・多様な交流の推進



- 新たな情報通信技術の共有と実践
- 情報への公共アクセスの確保
- グローバルパートナーシップの促進

基本施策 4

効率的な行財政の運営



- 健全な財政に基づく持続可能なまちづくり
- 公平性・公共性の確保
- 広域的なパートナーシップの強化

基本施策 5

戦略的な定住・人口対策の推進



- 雇用創出や起業の支援
- 持続可能な産業の育成
- 住みやすい住環境の創出

基本施策 6

情報発信によるシティプロモーションの推進



- パートナーシップによる戦略的なシティプロモーションの推進

■現況と課題

■基本施策1 市民協働・コミュニティ活動の推進

①今後も多様なまちづくり組織が必要

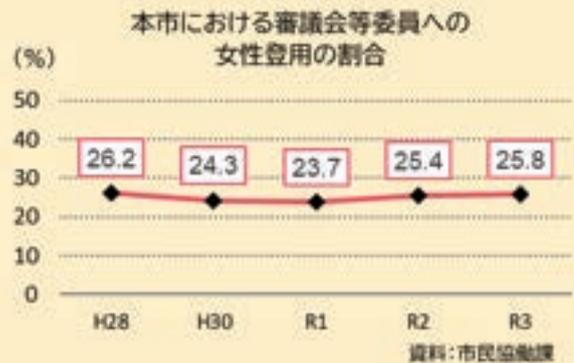
まちづくり組織などにより市民協働の基盤が整えられていますが、多様化する価値観を認め合う持続可能なまちづくりが課題となっています。そのためにも、行政区やまちづくり組織などの地域住民との協働の場づくり、地域リーダーなどの人材育成、適切な情報発信が求められています。



■基本施策2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進

②審議会等委員女性登用率の向上が求められる

男女共同参画という言葉自体は世間一般的には浸透しているものの、生活における男女の慣行はまだ改善の余地があり、引き続き男女共同参画に対する意識醸成が必要です。ジェンダー平等の視点に基づいた女性人材の掘り起こしやワーク・ライフ・バランスへの取組は、今後の社会のあり方の基盤となるものであり、市民への周知と実践が求められます。



■基本施策3 開かれた行政・多様な交流の推進

③行政のデジタル化の実装が求められる

新型コロナウイルス感染症拡大への対応を通じて、行政のデジタル化の課題がより一層表面化し、社会全体の問題として認識されました。国では令和3年にデジタル庁を設置し、令和4年に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」改定版を閣議決定するなど取組を加速しています。本市においても、幅広い分野で自治体DX環境の整備を進め、住民の利便性や行政サービスのさらなる向上を図る必要があります。



■基本施策3 開かれた行政・多様な交流の推進

④DXの推進による利便性の向上が求められる

本市では公共施設の予約・支払い・鍵の管理(解錠・施錠)をすべてリモートでできるシステム「まちかぎりモート」を全国に先駆けて導入しています。人手不足、利用者の利便性などの課題に対応した取組を開始し、自治体DXの実装事例としても取り上げられています。これからも日々進歩するデジタル技術を活用し、利便性の向上に取り組む必要があります。



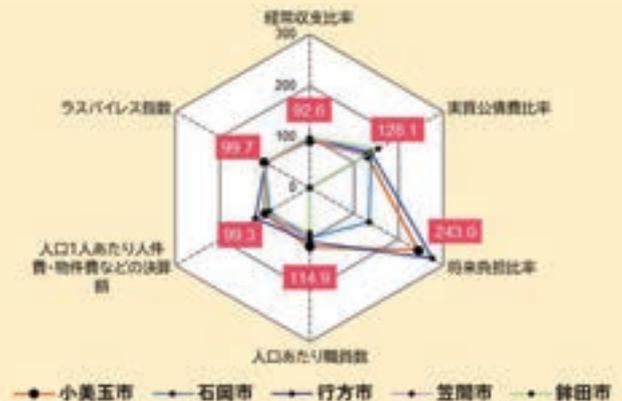
小美玉市施設予約システム「まちかぎりモート」

■基本施策4 効率的な行財政の運営

⑤効率的な行財政運営が求められる

本市の財政力指数は、全国平均に比べて高いものの、人口減少や少子高齢化の進展、社会保障費の増大、公共施設の老朽化への対応など、依然として見通しは厳しい状況です。今後、ICTの積極的な活用や事務事業の適切な見直しなど、「小美玉市第4次行財政改革大綱」に基づく効率的な行財政運営が求められています。

財政指標の比較(2020年)



■基本施策5 戦略的な定住・人口対策の推進

⑥移住定住の促進が求められる

令和2年度から転入数と転出数が逆転し、特に転入数の減少が顕著となっています。住環境の整備、公共交通の利便性の向上や利用促進、子育て支援、就農支援など、移住定住の促進を図るため、実効性のある施策を展開していく必要があります。

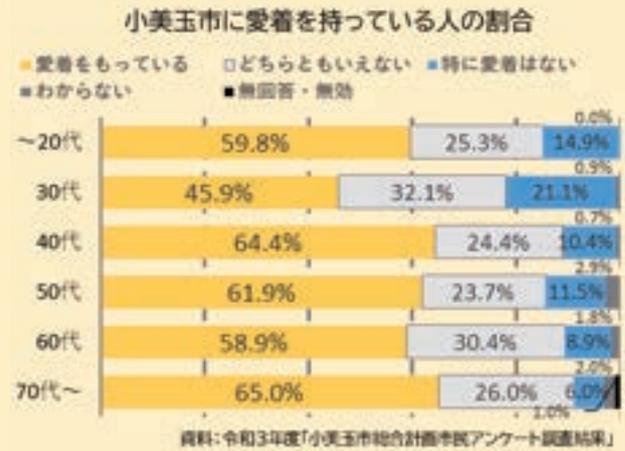
本市の転入・転出者の推移



■基本施策5 戦略的な定住・人口対策の推進

⑦若年層の愛着の低下への対策が必要

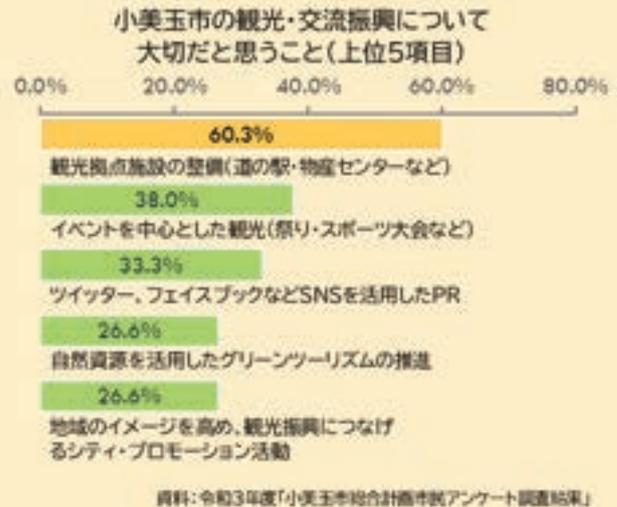
全体では市に愛着を持っている人の割合は約6割と多くなっているものの、30代を中心に愛着の低下が見られます。子育て世代を対象とした魅力の向上、まちづくりの当事者としての意識の醸成に取り組んでいく必要があります。



■基本施策6 情報発信によるシティプロモーションの推進

⑧観光拠点施設の整備が特に重要

市内外から魅力を感じてもらうため、観光拠点施設の整備、イベントを中心とした観光、SNSを活用したPRが重要視されています。行政、地域住民、企業、メディアなど多角的な視点から、本市の良さや魅力を発掘し、効果的に発信していく必要があります。



■基本施策6 情報発信によるシティプロモーションの推進

⑨地域の人材活用による情報発信に期待

本市への移住定住を狙いとする本市の魅力発信をテーマとした小美玉市移住定住サイト「おみたまくらし」を開設しています。また、本市在住クリエイターの活用により、豊富な情報とデザイン性の高いメディアをつくっています。今後も地域の人材の活躍の場を創出し、質の高い情報発信が期待されています。



小美玉市移住定住サイト「おみたまくらし」

基本施策 1 市民協働・コミュニティ活動の推進

■ 基本方針

- ライフスタイルや価値観の多様化が進行していることから、これらに対応した市民協働活動を促進する環境づくりを推進します。
- 地域への関心の希薄化などが課題となっている現状を踏まえ、まちづくり活動に携わる地域リーダーや担い手の育成を目指します。
- 行政およびまちづくり組織の情報発信力を強化することにより、市民のまちづくり活動への理解と参加意欲を深めます。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
まちづくり組織認定団体数	64団体	76団体
まちづくり組織ウェブサイト立ち上げ数	8件	14件
市民と行政が協働で運営する 実行委員会数	24件	30件

■ 個別施策

 は重点施策

1101 市民協働推進のための環境づくり	 ①市民相互の情報の共有化、まちづくりに関する意識の醸成、担い手づくりやまちづくりに参加・参画しやすい仕組みの構築など、市民が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
	 ②市民協働のまちづくりを地域全体で進めるため、行政区の機能充実、交流促進の支援に努めます。
	 ③市民交流事業の充実を図るため、市民と行政が協働で運営する各種イベントなどを実施します。
	④まちづくり組織の活動拠点として、既存の公共施設の空きスペースを利活用するなど活動を支援する仕組みを構築します。
	 ⑤市民による地域活動の活性化を目指し、まちづくり組織を支援する制度を維持します。
	⑥まちづくり組織の活動を将来にわたって安定的に支援していくため、「基金」を設立するなど財源の確保に取り組みます。

<p>1102</p> <p>まちづくり活動に携わる人材育成</p>	<p>①協働についての理解を醸成しながら、実践的なまちづくり活動を支援するため、地域づくりのリーダー養成や団体相互の効果的なネットワークづくりなどを通して地域活動の支援に努めます。</p> <p>②関係団体内の研修にSNSなどの様々な媒体を活用し、各団体の課題解決や活性化に向けた人材発掘及び育成につなげます。</p> <p>③ボランティアやNPOなどの活動を紹介するとともに、活発な市民活動が展開されるよう情報を発信するなど、新たな担い手となる市民の参加機会を増やします。</p>
<p>1103</p> <p>まちづくり活動情報の共有化</p>	<p>①まちづくり組織活動情報の共有化を支援するため、市広報紙や市ホームページに、市民団体が主催する催事の様子や活動内容を分かりやすく紹介する場を提供します。</p> <p>②まちづくり組織の情報発信力の向上のため、まちづくり組織の広報紙やホームページなどの立ち上げに役立つスキルアップ研修を行うなどの実施に努めます。</p> <p>③まちづくり組織が自主的に活動情報をPRすることができるよう、まちづくり組織独自の広報紙やホームページ、パンフレット、掲示板などを活用した情報発信活動を支援します。</p> <p>④コミュニティ活動の活性化を図るため、コミュニティ・ネットワークのさらなる充実を目指し、まちづくり組織を中心に活動報告会を開催するなど、組織間の連携や情報の共有化を図ります。</p>

基本施策 2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進

■ 基本方針

- 人権に関する啓発活動や人権教育、人権擁護活動を推進し、差別や偏見のない住みよい地域社会づくりを目指します。
- 「いろとりどりパレットプラン（小美玉市男女共同参画推進計画）」に基づくジェンダー平等および男女共同参画の視点にたった意識の啓発・醸成に取り組み、すべての人が活躍できる社会の実現を目指します。
- 社会制度・慣行の見直しや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、QOL*（クオリティ・オブ・ライフ）の向上に取り組み、すべての人が意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
審議会等委員への女性登用の割合	25.6%	44.0%
人権に関する講座・研修の開催回数	2件	8件

■ 個別施策

 は重点施策

1201 人権啓発活動の推進	①人権課題に対する正しい認識を深め、人権尊重の意識が広く定着するよう、様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。
1202 人権教育の推進	①学校や地域・職場における人権課題に対する正しい認識が身に付くよう、人権擁護委員による人権教室や出前講座の開催など、人権教育を推進します。 ②学校教育においては児童生徒の発達段階を踏まえた人権教育を一層推進し、一人一人の人権感覚を高めます。 ③指導者である教職員の人権感覚を高め、学校の人権教育を推進・充実するため、人権課題を踏まえた校外研修や校内研修を実施します。
1203 人権擁護活動の推進	①人権擁護委員による特設人権相談所を継続して開設するなど、人権擁護活動の充実に努めます。

<p>1204 男女共同参画意識の醸成</p>	<p>①男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しのための啓発を推進し、家庭・地域・職場・学校などにおける、あらゆる男女差別の解消に向けた啓発活動や学習機会の提供に努めます。</p>
<p>1205 すべての人が活躍できる環境の整備</p>	<p>①行政運営の政策・方針決定の場に女性が参画できるよう、審議会など委員への女性の積極的な登用や、情報提供・人材育成を図ります。</p> <p>②すべての人の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)及び、子育て・介護・職場環境の改善を推進するため、セミナーなどを実施します。</p> <p>③女性の活躍推進のために、男性の働き方・暮らし方の見直しや、女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直しなど、男性中心型労働慣行の変革を目指した取組を推進します。</p> <p>④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、相談体制の充実や関係機関への迅速な接続などに取り組みます。</p>

用語解説

QOL (キュー・オー・エル) : Quality of life (クオリティ・オブ・ライフ) の略で、一般に一人ひとりの肉体的、精神的、社会的、経済的、すべてを含めた生活の質のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度として捉える概念。

基本施策 3 開かれた行政・多様な交流の推進

■ 基本方針

- 利用者の目線に立ち、新たな価値を創出する行政のデジタル化に多角的に取り組み、子どもから高齢者まで、誰もが幅広い分野でのDXの恩恵を受けられる環境の整備を目指します。
- 適切な情報提供と市民の声を聴く機会の充実に取り組み、市民との対話に基づく開かれた行政を目指します。
- 多文化共生社会の実現を図るため、姉妹都市交流など国際交流を進め、生活に根差した国際化の推進を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
ホームページ閲覧回数	3,942,178回	5,282,893回
「小美玉市DX推進計画（実施計画）」 計画期間の事業実施数	0事業	77事業
国際交流人材リスト登録者数	30人	42人
おみたまネットモニター登録者数	261人	450人
DXに関する庁内研修の受講率	0%	90.0%

■ 個別施策

 は重点施策

1301 マイナンバー カードの普及 ・利用促進	①広報紙や市ホームページなどにより、市民に対する「マイナンバー制度」の周知に努めます。
	②企業訪問や出張申請などによるマイナンバーカードの取得機会の拡充・利用促進に努めます。
1302 DXの推進	 ①行政手続きのオンライン化を進め、市民がマイナンバーカードを用いてオンライン手続きが可能となる環境を整備するとともに、マイナポータルやいばらき電子申請・届出サービスなどにより来庁せずに手続きが完了できることを目指します。
	 ②通信環境などにより手続きのオンライン化に対応することが困難な方などのために、手続きや窓口サービスなどのデジタル化を図ります。
	 ③DXを推進し、市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、利用の機会などの格差の是正や行政区のデジタル化の推進、デジタル技術を扱う人材の確保・育成に努めます。

	<p> ④安心して快適にデジタル技術を活用できるよう「小美玉市情報セキュリティ基本方針*」に基づき、情報管理システムの強化に努めるとともに、個人情報保護に関する研修を実施し、職員一人一人の個人情報の保護に関する意識の向上を図るなど、セキュリティ対策を徹底し、環境の整備を図ります。</p>
<p>1303 広聴の充実</p>	<p>①市民の意見を市政に届けやすい環境を整えるとともに、実施している広聴事業を市民に周知することで広聴の充実を図ります。</p> <p>②広く市民の声を行政に反映させるため、「おみたまネットモニター制度」の充実を図ります。</p> <p>③市長が直接市民の提案や意見を聴く機会の充実を図ります。</p>
<p>1304 情報提供の充実</p>	<p>①市民が必要とする情報を必要なときに素早く入手できるよう、広報紙や市ホームページを活用し、市政情報を速やかに提供します。また、市民の目線に立ったわかりやすい表現を用いて、伝わる情報発信に努めます。</p> <p>②視覚障がい者に情報が届くように、ボランティア団体と連携して音声版広報紙を作成し配布します。また、防災行政無線の放送内容を市ホームページやメール配信で見られるようにし、聴覚障がい者が情報を受け取れるように取り組みます。</p> <p>③より多くの市民が情報を多様な媒体で取得できるよう、SNSや市民メディアを活用した情報提供を図ります。</p> <p> ④本市が保有するデータを民間企業などが容易に活用できるようにするため、オープンデータ化を推進します。</p> <p>⑤「小美玉市情報公開条例」を市ホームページで広く周知し、市民が必要とする情報を公開します。</p> <p>⑥市政に対する市民の理解を醸成するとともに、まちづくりへの参加促進を図るため、市政出前講座の充実を努めます。</p>
<p>1305 国際交流・国際化の推進</p>	<p> ①国際化への理解の促進と国際感覚の醸成を目指し、学校と国際交流協会との連携を図るとともに、学校給食を通じた異文化教育や姉妹都市交流活動に取り組みます。また、英語学習に興味を持つきっかけづくりや、異文化交流を通じた自国文化を再認識する機会をつくります。</p> <p> ②市民が、国際化の状況を肌で感じ、多文化共生社会実現のための知識・経験を身に付けられるよう、市内及び市外在住の外国人との交流を促進します。</p> <p>③外国人居住者向けの広報紙や生活ガイドブックなどの活用により、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めます。また通訳ボランティアや、日本語ボランティアを育成し、「国際交流人材リスト」に登録するなど、国際化への対応力を高めます。</p>

用語解説

小美玉市情報セキュリティ基本方針：情報資産の機密性・完全性及び可用性を維持するために、本市が実施する情報セキュリティ対策について総合的にまとめたもの。

基本施策 4 効率的な行財政の運営

■ 基本方針

- 「第4次小美玉市行財政改革大綱」に基づいた事務事業の改善、**ファシリティマネジメント***の視点に立った施設管理を推進し、全庁的な取組として行財政改革に取り組み、効率的な行財政運営の展開を目指します。
- 適正な定員管理の推進及び人材育成の強化に取り組み、多様な行政課題に対応するとともに、将来にわたって持続可能な行政運営を目指します。
- 広域的な視点から関係自治体との連携を強化し、行政区域を越える課題の解決に向けた広域行政の推進を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
「第4次小美玉市行財政改革大綱」計画期間の 財政効果額*	285,000千円	700,000千円
経常収支比率	85.5	88.0以下
「第4次定員適正化計画」期間の職員数	521人	490人

■ 個別施策

 は重点施策

<p>1401</p> <p>行財政改革の推進</p>	<p>①「第4次小美玉市行財政改革大綱」に基づく実施計画「集中改革プラン」を推進し、行財政改革に取り組みます。また、進捗状況については随時公表するとともに、計画見直しの際には、市民の意見を反映した計画策定に取り組みます。</p>
<p>1402</p> <p>行政評価の推進と事務事業改善</p>	<p>①限られた行政資源の有効活用を図るため、各部門別の施策や事務事業について毎年度評価します。実施にあたっては、外部評価を含めた分かりやすく透明性の高い独自の行政評価システムの構築を図ります。</p> <p>②市民ニーズに適合した質の高い行政サービスを提供するため、行政評価システムによるPDCAサイクルにより、予算と連動させながら、ICTの積極的な活用や事務事業の適切な管理・見直しを行います。</p> <p> ③業務の効率化を図るため、業務改革を徹底し、効率化が見込まれる業務からAI・RPA*などデジタル技術の導入を推進します。</p> <p> ④テレワークを活用し、非常時においても適切に行政サービスを提供できる環境の整備を図ります。</p>

	<p>⑤コスト削減や行政運営の効率化を図るため、ガバメントクラウド*を活用し、住民基本台帳業務や国民健康保険関連業務などの自治体情報システムの標準化・共通化を推進します。</p> <p>⑥煩雑な事務処理、紛失、大量の紙の印刷・消費、保管スペースの確保などの紙文書の課題を解決するため、会議や決裁、通知などにおけるペーパーレス化を推進し、SDGsに貢献するとともに業務効率化やコスト削減を図ります。</p>
<p>1403 ファシリティ マネジメント の推進</p>	<p>①土地・建物などの資産を総合的に管理するとともに、計画的・効率的な管理運営・利活用を推進し、「小美玉市公共施設等総合管理計画改訂版」及び「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」に基づき、財政負担を考慮した公共施設の最適化を図ります。</p>
<p>1404 公平で透明な 入札執行</p>	<p>①入札・契約事務の公平性・透明性・競争性の向上並びに客観性の確保を図るため、国・県及び県内市町村などの最新の動向を把握し、市の状況に適した制度の改正などにより公正な事務処理の推進を図ります。</p>
<p>1405 定員管理と人 事評価</p>	<p>①「小美玉市第4次定員適正化計画」に基づき、職員年齢構成の平準化や新たな人員抑制に資する職員数の全体管理を行います。また、社会情勢の変化に伴う高度多様な市民ニーズに対応し得る能力と体質の強化を積極的に図ります。</p> <p>②職員が自分の能力や実績を振り返り、評価者からの面談等を通して客観的に認識することで、一人一人が成長し、職務の質の向上につなげることを目的として人事評価を行います。</p> <p>③市町村アカデミー（市町村を担う人材育成のための中央研修機関）をはじめ、多様な研修派遣を継続的にを行います。</p>
<p>1406 健全な財政運 営の推進</p>	<p>①決算額及び予算額を踏まえ、中期的な財政計画を作成し、財政調整基金残高が保持できるよう、財政調整基金繰入金を一定額に抑えた予算編成を行います。</p> <p>②市税の賦課業務においては、電算システムの活用と専門業者への業務委託を行うことにより、適正な課税を行います。また、すべての納税義務者に対する賦課徴収の公平性を保ち、健全な財源確保に努めます。</p> <p>③納税者の利便性向上と安定的な税収確保を目指し、市税納付方法の多様化するニーズへの対応施策の一つとして、キャッシュレス納付を推進します。また、市民の納税意識を高めることにより、さらなる収納率向上を図ります。</p> <p>④市の財政運営の公共性と透明性を確保するため、公金の安全な管理と収入・支払いに関する適切な処理を行います。</p> <p>⑤適正な予算編成及び予算執行を行うため、歳入歳出の管理を適切に行い、不用額の削減と財源の有効活用に努めます。</p>

1407

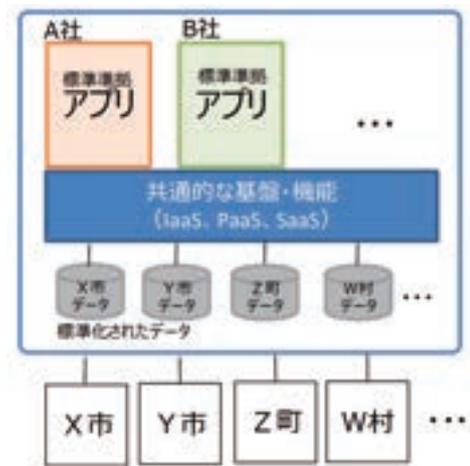
広域行政の推進

- ①行政区域を越える課題に対応するため、関係自治体との連携・協力関係の維持発展に努め、関連施策を推進します。
- ②スケールメリットの観点から周辺自治体との連携を図り、**一部事務組合***などの充実と効率的運営を推進します。
- ③玉里地区については、湖北水道企業団との連携に努めます。

コラム

ガバメントクラウドとは

自治体では、住民記録、地方税、福祉などの主要な業務に関するデータを、業務システムを使って取り扱っています。現状では、行政機関や各自治体が、それぞれ独自に業務システムを開発・運用しているため、データのフォーマットがバラバラで汎用性がない、サーバーなどのIT環境を整えるためのコストがかかる、など効率の面で課題がありました。そこで、国では共通化・標準化した業務システムを提供し、全国共通の「IT基盤」の運用を目指しています。サーバーやOSの共同利用によるコスト削減を図ることができ、個別にセキュリティ対策や運用監視を



▲内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室
ホームページより

行う必要がなくなるなどのメリットがあり、早期の運用開始に向けた取組が進められています。

参考：地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）／内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

用語解説

ファシリティマネジメント：土地、建物、設備や備品、またそれらが形成する環境などを経営資源・公共財産として捉え、効率的に運用する管理方法。

財政効果額：第4次小美玉市行財政改革大綱に取り組む前の決算額（令和元年度決算額）を基準として、歳入確保、歳出削減を実施する項目について毎年度決算額との対比により測定するもの。

RPA：Robotic Process Automation（ロボットによる業務自動化）の略で、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できる機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組。

ガバメントクラウド：国のすべての行政機関や地方自治体が、共同で業務システムを利用できるようにした「IT基盤」のこと。

一部事務組合：複数の地方公共団体が、事務の一部などの行政サービスを共同で行うための組織。

基本施策 5 戦略的な定住・人口対策の推進

■ 基本方針

- 「小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本市の少子高齢化の進展に的確に対応し、誰もが住みたい地域環境を確保するため、戦略的かつ総合的な移住定住・人口対策を推進し、将来にわたって活力ある地域の維持を目指します。
- 出会いの場の創出などの取組を推進し、恋愛・結婚に希望が持てる社会の形成を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
「出会いの場創出事業」への参加者数及び登録者数	14人	700人
「移住促進住宅取得助成事業」申請者数（累計）	33件	300件
「おみたまぐらし」アクセス数	5,295件	10,000件
人口社会増減率	-0.98%	-0.18%

■ 個別施策

 は重点施策

<p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">1501</p> <p>移住・定住の促進</p>	<p> ①小美玉市生まれの多くの若者が帰住（Uターン）するきっかけづくりとして、地元暮らしの素晴らしさをアピールするとともに、将来地元で就職を考えている若者へのサポート体制を整えます。</p>
	<p> ②本市への移住を検討している人に本市を知る機会、体験する機会を設け、安心して移住できるよう支援します。</p>
	<p> ③本市に住みたいと思っている若者を後押しするため、定住を促進するための総合的なサポートに努めるとともに、生活基盤づくりに取り組みます。</p>
	<p> ④移住・定住促進のため、住宅取得における世代別の優遇や、快適に住める環境づくりを進めます。</p>

<p>1502</p> <p>出会いの場の創出</p>	<p>①多種多様で自然な男女の出会いの場を創出するため、多彩な街コン合コン事業などを開催するほか、地域住民及び関係団体組織などとの連携による事業を展開します。</p> <p>②いばらき出会いサポートセンターなどとの連携を図り、結婚を希望する方の登録を促すなど成婚者の増加を目指します。</p> <p>③恋愛・結婚のイメージアップを図るため、プロモーションビデオやオリジナル婚約届、結婚記念証の効果的な活用を図るとともに、積極的に広報紙・ホームページ・SNSにより情報提供していきます。</p>
<p>1503</p> <p>総合的な人口対策の推進</p>	<p>①国や県の補助制度を活用した待機児童*ゼロの状態の維持、保護者のニーズに合わせた延長保育・休日保育・一時預かり保育などの各種サービスの実施、多子世帯の保育にかかる経済的負担の軽減などの保育サービスの充実により、子育て世帯の移住・定住の促進を図ります。（2101 再掲）</p> <p>②小児・小中高校生・妊産婦・ひとり親家庭の母子及び父子への医療福祉制度など施策の充実を努め、子育て世帯の移住・定住の促進を図ります。（3306 再掲）</p> <p>③通勤通学者の利便性に配慮した公共交通の確保と利用促進・充実、計画的な土地利用の推進や、あらゆる世代が住みやすい環境づくりに努め、移住・定住の促進を図ります。（4204 再掲）</p> <p>④住宅情報や空き家情報などを積極的に広報し、移住を考える世帯への情報提供に努め、住宅のリフォームやバリアフリー化など住みやすい住環境の整備を支援し、移住・定住の促進を図ります。（4401 再掲）</p> <p>⑤就農して間もない新規就農者の農業経営の支援、認定農業者への営農指導の強化、農業の経営効率化を図る農地の集積・集約化の取組など、農業の担い手の確保と育成に努め、農業を担う世代の移住・定住の促進を図ります。（4601 再掲）</p> <p>⑥実践的な防災訓練や防災講習会などによる地域防災力の向上、広域的な防災体制の充実・強化、食料や災害対応機材など災害時の備えの確保など、防災体制を強化するとともに、「災害の少ないまち」という特徴を活用し、移住・定住の促進を図ります。（5501 再掲）</p>

用語解説

待機児童：認可保育所への入所要件を満たし、申請もなされているが、保育所に入所できない状態にある児童。

基本施策 6 情報発信によるシティプロモーションの推進

■ 基本方針

- 市民の地域への愛着や誇りと当事者意識である「シビックプライド」をより一層高めるために、本市の魅力を生内外に発信する戦略的なシティプロモーションを推進します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
住みよさランキング	454位	300位
シティプロモーション活動における 参画・参加者の推奨・参加・感謝の 修正NPS*	—	100.0点
プレスリリースによる掲載率	28.0%	40.0%
ふるさと寄附金受入額	208,776千円	330,000千円

■ 個別施策

 は重点施策

<p>1601</p> <p>シティプロモーションの推進</p>	<ul style="list-style-type: none">  ①「小美玉市シティプロモーション指針」に基づき、行政・市民・関係機関が連携した推進体制により戦略的かつ円滑なシティプロモーションを推進します。  ②シビックプライドの醸成を図るため、「地方創生推進事業」及び「ふるさと寄附金事業」を行います。  ③民間企業、行政、教育・研究機関、金融、労働、メディア、地域住民、市出身者など、本市に関わるあらゆる人々が連携してシティプロモーションを進めていくため、アクションを起こしていく人材を育成します。
<p>1602</p> <p>小美玉市の存在感を高める広報の推進</p>	<ul style="list-style-type: none">  ①シビックプライドの醸成を図るため、本市のよさや魅力を発掘し、広報による効果的な情報発信を行います。  ②共通して使用できるデザインコンセプト*を打ち出し、市内及び全国に向けて効果的に本市の魅力を発信します。  ③本市のよさや魅力をPRする様々な媒体を制作し、動画配信媒体や各種SNSなどのメディアを活用して本市の魅力を伝えます。

用語解説

NPS：Net Promoter Score の略で、企業やブランド、サービスなどに対する顧客の愛着や信頼を計測する指標として多くの企業に取り入れられている評価方法で、近年公共サービスにおいても、活用されているもの。0～10の11段階で評価する。その評価を基に0～300点の点数に換算している。

デザインコンセプト：デザインの表層だけではなく、製作意図や目的、またその概念を説明するための言葉。

人を育てる学びの場づくり

■政策の基本方針

地域ぐるみの子育て支援サービスの充実を図り、出産・子育てを希望するすべての人が、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。また、小美玉市で学ぶ子どもたちが自ら明日を切り開く力を培うことができるよう、質の高い教育の提供、安心して学べる教育環境の充実を図ります。

さらに、市民が豊かな生活を送ることができるよう、市民のニーズに合った生涯学習の提供、様々な文化芸術活動の環境整備や市民の主体的な活動の支援、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

基本施策1 子ども・子育て支援の充実

基本施策2 学校教育の充実

基本施策3 生涯学習の充実

基本施策4 文化芸術の創造・発信

基本施策5 スポーツの推進

■基本施策が目指す SDGsのゴール

基本施策 1

子ども・子育て支援の
充実



- 子どもの貧困対策の取組推進
- 栄養バランスのよい給食の提供
- 親および乳幼児の健康の保持増進

基本施策 2

学校教育の充実



- 栄養バランスのよい給食の提供
- 自らの健康や身を守る能力の育成
- 質の高い教育の推進
- ICT 環境の整備
- 教育における平等な機会の提供
- 公平で個に応じたサポート体制

基本施策 3

生涯学習の充実



- 役に立つ教育の推進
- 技術的スキルの向上
- 公民館・図書館など生涯学習施設の充実
- 青少年健全育成の推進
- 学校・家庭・地域のネットワークの強化

基本施策 4

文化芸術の創造・発信



- 文化の持続可能な開発
- 文化遺産及び自然遺産の保護
- 文化ホール 3 館の連携

基本施策 5

スポーツの推進



- あらゆる世代の健康の保持増進
- 生涯にわたるスポーツ学習活動の推進
- 障がいおよびジェンダーに配慮したスポーツ
- 体育館やグラウンドなど運動施設の充実

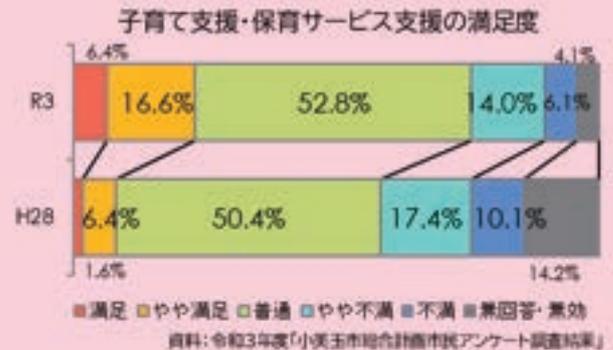
■現況と課題

■基本施策 1 子ども・子育て支援の充実

①今後も子育て支援等のサービス向上が求められる

アンケート調査の「満足」は約 5 ポイント、「やや満足」が約 10 ポイント増加するなど、子育て支援・保育サービス支援の満足度は増加傾向が見られ、取組の成果が顕れています。

引き続き待機児童ゼロを継続しながら、子育てを取り巻く様々な環境の変化に柔軟に対応し、質の高いサービスを図っていく必要があります。



■基本施策 2 学校教育の充実

②少子化傾向により幼稚園の園児数は減少

少子化の影響により園児の総数、幼稚園園児数は年々減少傾向にあります。

このような状況のなか、令和3年度に美野里地区の公立幼稚園 4 園の統合により、新たによつば幼稚園が開園、令和 6 年度には玉里地区と小川地区の公立幼稚園の統合が予定されています。

幼児期における教育の重要性を踏まえ、統合幼稚園における教育内容の充実に努めるとともに、保幼小連携を深めていく必要があります。



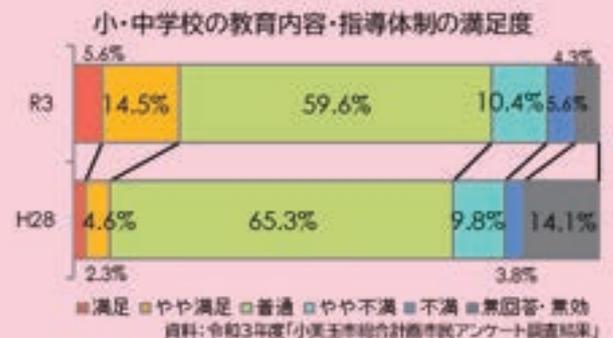
■基本施策 2 学校教育の充実

③時代に対応した多様な教育が求められる

アンケート調査の「小・中学校の教育内容・指導体制」の満足度は「やや満足」が約 10 ポイント増加するなど、ICTを活用した環境整備を始め学校教育における取組の成果が顕れています。

今後は、新しい学習指導要領に掲げる「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」と「協働的な学び」に取り組んでいく必要があります。

また、環境教育や郷土教育、人権教育等を通してSDGsの実現にもつながる取組など、時代に対応した教育への対応が求められています。



■基本施策 2 学校教育の充実

④今後も健やかな体を育む教育を推進

児童生徒の総合的な体力を図る T スコアを見ると、小学校義務教育学校低学年では男女とも県平均を上回っていますが、学年によっては県平均を下回っています。

子どもの健やかな体を育む教育を推進していかなかで、Tスコアなどの指標を参考にしながら、学校体育・学校健康教育の充実を図っていく必要があります。



Tスコアは測定単位が異なる記録を比較し、児童生徒の体力構成要素を見るためのスコアのこと。茨城県の値を 50 として比較する。
 $T = (\text{小美玉市の平均値}) - (\text{茨城県の平均値}) / \text{茨城県の標準偏差} \times 10 + 50$
 グラフは、すべての種目の平均(握力・50m走、ソフトボール投げなど)

■基本施策 3 生涯学習の充実

⑤ニーズに対応した生涯学習施設の充実が重要

新型コロナウイルス感染症の影響により講座・イベントの多くが実施できない期間があり、満足度は高くない状況ですが、重要度は「重要」「やや重要」を合わせると約 60%となり、生涯学習活動に対する市民ニーズの高さがうかがえます。

今後は、市民のライフステージやニーズにあった生涯学習の充実や、新しい生活様式に対応したデジタル化に取り組んでいく必要があります。

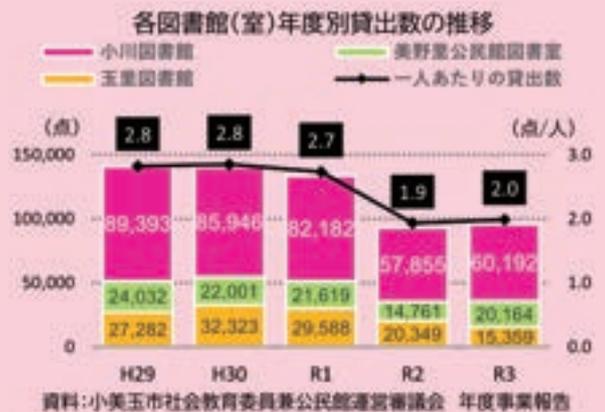


■基本施策 3 生涯学習の充実

⑥安心して利便性の高い図書サービスが求められる

新型コロナウイルス感染症の影響により図書の貸出数は令和2年度以降、大きく減少しました。

知識の醸成と価値創造の場である図書館の利用度向上を目指し、市民ニーズに即した図書館サービスの充実を図っていく必要があります。また、障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすい図書館を目指した取組が求められています。



■基本施策 4 文化芸術の創造・発信

⑦市民活動の活発化による文化芸術の醸成が期待される

文化ホール3館の委員会や文化ボランティアなどの参画者数は増加傾向にあり、コロナ禍の中でも活動が活発化していることがわかります。

令和3年度に「第2次小美玉市まると文化ホール計画」が改定され、「根を張ってこそ花が咲く - サードプレイスとしての魅力的なホール」を理念に3館が市民活動の場となり、これら活動の継続による文化芸術の醸成に繋ぐための取組をより一層充実させていくことが求められています。

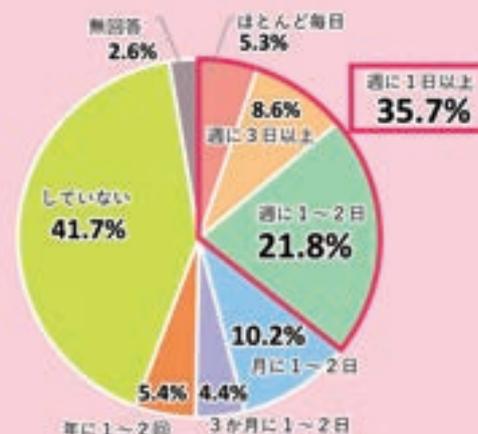


■基本施策 5 スポーツの推進

⑧日常的な運動やスポーツ活動の充実が必要

週1日以上運動やスポーツをしている市民の割合は約36%となっており、生きがいづくりや健康増進の観点からも、日常的なスポーツ活動の充実を図っていく必要があります。子どもから大人まで、障がい者も健常者も、誰もが運動・スポーツを好きになるように、市民のライフステージに応じた取組を推進していく必要があります。

日常的な運動やスポーツの頻度



資料:平成28年度「小美玉市スポーツ推進計画に係るアンケート調査結果」

■基本施策 5 スポーツの推進

⑨スポーツに触れる機会の拡充が必要

本市では、市民が地域のなかで気軽にスポーツに取り組むことができる場として、総合型地域スポーツクラブを中心に、様々な取組を推進しています。総合型地域スポーツクラブの会員数はコロナ禍においても微減にとどまりました。

今後は、新しい生活様式に対応し、デジタル技術やデータを活用した取組も期待されています。

また、スポーツクラブの会員数を増やしていくことにより、より多くの市民がスポーツに触れる機会の拡大を図っていく必要があります。



基本施策 1 子ども・子育て支援の充実

■ 基本方針

- 待機児童ゼロの継続をはじめ、保護者のニーズに合わせた保育サービスの充実を図り、一人一人の子どもが健やかに成長する地域社会の実現を目指します。
- 妊娠から出産・育児までの切れ目ないサポート体制の充実を図り、子どもと保護者の総合的な支援を目指します。
- 子育て世帯が必要とする多様な子育て支援の充実を図るとともに、児童虐待防止対策や子どもの貧困及びヤングケアラー対策などの取組を推進し、すべての子どもの安心と希望の実現を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
待機児童数	0人	0人
子育てアプリ*ダウンロード数	799件	1,520件

■ 個別施策

 は重点施策

2101 保育サービスの充実	 ①待機児童ゼロの状態を維持していくため、民間の保育所、 認定こども園* などの施設整備に対し、国や県の補助制度の活用支援を実施します。
	②保護者の多様な働き方に対応した保育を提供するため、保護者のニーズに合わせ、延長保育・休日保育・一時預かり保育などの各種サービスを推進します。
	③市民が安心して子育てできるよう、多子世帯の保育に係る経済的負担の軽減に努めます。
	④公立幼稚園では、預かり保育を継続するとともに、すべての園で3年保育を実施できるよう推進します。
2102 子育て環境の充実	①働きやすい職場環境や子どもが健やかに育つ地域の実現を目指し、仕事と子育ての両立支援や地域の子育て支援を行う「子育て応援企業」の登録企業数の拡大を図ります。
	②地域の子育て支援機能の充実を目指し、子育て世帯の交流などを促進する子育て支援拠点（子育て広場など）の設置を推進します。また、地域の既存施設などを活用した集いの場の充実を図ります。
	③子育て世帯が外出しやすい環境を整えることで、家族の負担を軽減するとともに、地域が一体となって子育てを支援する体制の整備に努めます。

	<p>④子育て中の孤立防止、子育ての不安や悩みの軽減が図られるよう、妊娠から出産・育児まで切れ目なくサポートする総合的な窓口を整備し、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化、子どもの年齢や生活環境の変化に応じた各種制度の利用支援など、継続的な支援を行える体制を整えます。</p> <p>⑤家庭や地域などとの連携のもと、発達段階に応じた遊びや交流活動を通して、児童の社会性や自立心を育みます。また、安定した運営体制の確保とサービスの質の向上を図ります。</p>
<p>2103 多様な子育て支援の充実</p>	<p>①「地域における子育て力」の向上を図るため、父親の家事・育児への参加意識の醸成や、同じ年頃の子どもを育てる親同士または世代を超えた交流機会の促進など、多様な子育て支援に取り組みます。</p> <p>②子育て世帯が必要としている支援を適切に利活用できるよう、制度の周知や積極的な情報発信に取り組みます。特に、手軽な情報ツールとして「おみたま子育てアプリ版」の普及と内容の充実に努めます。</p> <p>③乳幼児を持つ子育て世帯の負担軽減を図るため、市独自の支援施策に取り組みます。</p> <p>④「児童手当制度」を適正に執行するとともに、国の動向を把握しながら必要な子育て支援に取り組みます。</p>
<p>2104 すべての子どもの安心と希望の実現のための取組</p>	<p>①子育てに関する不安の解消や養育能力不足への対応など、ケースに応じた支援ができるよう、相談体制を整えるとともに、地域において児童虐待防止の理念の普及啓発に努めます。</p> <p>②子どもの貧困対策やヤングケアラー*対策を総合的に推進するため、福祉・教育分野などの関係機関と連携しながら、生活困窮世帯における子どもの生活向上支援に取り組みます。また、子どもの孤食や、親の孤立への対策として、子ども食堂事業者への支援に取り組みます。</p>

用語解説

子育てアプリ：スマートフォンやタブレットで、子育てに関する情報を検索できる子育て支援アプリ。

認定こども園：小学校就学前の子どもを対象とし、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を備えている施設。都道府県から認定を受ける施設。

ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。

基本施策 2 学校教育の充実

■ 基本方針

- 確かな学力を育成し、一人一人の可能性を広げる教育を推進するとともに、**キャリア教育***やICT教育など社会の変化へ適切に対応した教育を目指します。また、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を目指します。
- 子どもたちの自主性・自立性を培い、自ら学び、たくましく社会を生き抜く力の育成を図り、幼児期の教育や豊かな心と健やかな体を育む教育を進めるなど、夢と希望を抱き、自らの明日を切り拓く人づくりを目指します。
- 系統性・連続性のある小中一貫教育の構築を図るとともに、地域と一体となったコミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、地域の特色や児童生徒の実態に合ったより良い教育環境を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
小・中学生の体力テストにおける段階別総合評価（小学生・中学生）	小 50.5% 中 58.9%	小 65.0% 中 65.0%
学校給食で使用する地場製品の割合	55.8%	67.4%
茨城県学力診断のためのテスト平均正答率（小学生・中学生）	小6 70.2% 中2 58.9%	小6 72.9% 中2 60.2%
教員のICT活用指導力	20.8%	100%

■ 個別施策

 は重点施策

2201

確かな学力の
定着

- ① 個に応じた指導方法や指導体制の工夫改善により、児童生徒の実態に応じた指導を行い、一人一人の確かな学力の育成を図ります。
- ② 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善により、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる資質・能力をバランスよく育成します。

<p>2202</p> <p>ICTを活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成</p>	<p>①児童生徒の情報活用能力の向上を目指し、学校におけるICT機器の整備・充実を図るとともに、情報モラル教育を推進しながら、タブレット端末などのICT機器を有効に活用します。</p> <p>②ICTとこれまでの教育実践のよさを生かして、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を目指し、すべての教科・領域においてICT機器の活用による授業改善を進めます。</p>
<p>2203</p> <p>グローバル社会に対応できる教育の推進</p>	<p>①実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能や、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力の育成に取り組みます。</p> <p>②環境教育、郷土教育を推進するとともに、ALT（外国語指導助手）の活用や異文化体験などを通して外国語教育や国際教育の充実を図ります。</p> <p>③社会の中で役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できるようにするため、職場見学・職場体験などの体験活動や家庭・地域と連携した課題解決型学習など、キャリア教育を通して、社会的・職業的に自立できる力の育成を図ります。</p>
<p>2204</p> <p>インクルーシブ教育の充実</p>	<p>①包括的な教育の実現を目指し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るとともに、障がいのある人とない人がともに学ぶインクルーシブ教育*の充実を図ります。</p> <p>②ユニバーサルデザイン（誰もが利用しやすいような生活環境のデザイン）の考え方を取り入れ、すべての児童生徒が「分かる・できる」授業を推進するとともに、全職員の指導力向上に努めます。</p>
<p>2205</p> <p>豊かな心を育む教育の推進</p>	<p>①教育活動全体を通して道徳教育・心を大切にする教育を推進するとともに、一人一人の人権感覚を高めるため、児童生徒の発達段階を踏まえた人権教育を、より一層推進します。</p> <p>②児童生徒の自発的、自主的な活動の活性化を図るとともに、多様な体験学習により自主性・自立性を育み、家庭・地域と連携したボランティア活動により規範意識の高揚やマナー向上に取り組みます。</p> <p>③児童生徒の豊かな心と想像力の育成を目指し、図書館司書や学校ボランティアとの連携を図るとともに、学校司書を配置し、読書活動の充実を図ります。</p> <p>④命を大切にする心や他者を思いやる心の育成を目指し、互いに認め合い、励まし合いながら、学校生活を送れるよう生徒指導に努めます。</p>
<p>2206</p> <p>体育・保健教育の推進</p>	<p>①明るく豊かで活力のある生活を営む態度の育成を目指し、生涯にわたる豊かなスポーツライフおよび健康の保持増進の基礎を培う学校体育・学校健康教育を推進します。</p> <p>②学校給食において、安全・安心な給食の提供に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じた食育の充実と、地産地消の推進に取り組みます。</p> <p>③運動部活動については、地域と協働した指導体制の仕組みを検討していきます。</p>

	④児童生徒の危機管理能力の育成を目指し、生活安全、交通安全、災害安全の安全教育の充実を図ります。
2207 就学前教育と 保幼小連携	①幼児期における教育の重要性を踏まえ、幼児の基本的な生活習慣の形成や道徳教育、家庭や地域との連携など教育内容の充実を図ります。
	②幼稚園が地域における子育て支援の役割を担えるよう、預かり保育などの充実を図ります。
	③保幼小の連携を深めるため、保幼小の教職員のための研修会を実施し、指導方法やカリキュラムの情報共有を図ります。
2208 より良い教育 環境づくり	①児童生徒の望ましい教育環境の充実を目指し、地域の実態に応じた小中一貫教育を推進します。
	②地域とともにある学校づくりを目指し、 コミュニティ・スクール* と地域学校協働活動の一体的な取り組みを推進します。
	③教育相談体制の充実・強化や家庭の状況に影響されることのない学習機会の確保に取り組むとともに、いじめや不登校など、学校課題解決のためのサポート体制の充実を図ります。
	④学校施設の長寿命化を図るため、「 小美玉市公共施設建築物系個別施設計画* 」に基づき、優先度の高い施設から順次、改修等に取り組むとともに、施設の適切な維持管理に努めます。
	⑤交通安全・防災・防犯及び危機管理など、総合的な学校安全対策の充実を努めます。
	⑥教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校の組織力を強化し、教職員のサポート体制の充実を図ります。

用語解説

キャリア教育：青少年が社会的に自立できるように、勤労観・職業観を含めた基盤となる能力や態度を育てる人材育成教育。

インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重や障がい者の社会参加を目的として、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み。

コミュニティ・スクール：保護者代表や地域住民などで構成される学校運営協議会を設置し、学校と保護者や地域住民が子どもの教育に対する目標やビジョンを共有し、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。

小美玉市公共施設建築物系個別施設計画：「小美玉市公共施設等総合管理計画 改訂版」を踏まえ、建築物の長寿命化や修繕・更新時期の分散、財政負担の平準化を考慮した公共施設の今後 40 年間の方向性を定める計画。（令和 3 年 3 月策定）

基本施策 3 生涯学習の充実

■ 基本方針

- 生涯学習環境の充実を図り、市民に寄り添う、市民がふれあう、市民の心が豊かになる生涯学習を目指します。
- 利用者のニーズを的確にとらえながら適切な学習機会を提供できる公民館を目指します。
- 資料や施設・設備の充実を図り、誰もが本に親しむことができる図書館を目指します。また、市民の読書活動を促進し、地域が一体となった読書推進体制を目指します。
- 学校・家庭・地域が連携した取組を推進し、青少年が社会を担う一員であることを自覚し、自立した個人としての自己を確立できるよう、青少年健全育成を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
自主講座登録団体数	192 団体	190 団体
市民講座（定期）の講座数	26 講座	36 講座
人材バンク登録者数	38 人	40 人
市内図書館・図書室資料貸出数	95,715 件	130,000 件
障がい者が利用しやすい資料の蔵書点数	624 点	700 点

■ 個別施策

 は重点施策

2301 生涯学習活動の推進	①生涯学習の充実を図るため「 小美玉市生涯学習推進計画* 」に基づき、本市における生涯学習を計画的、体系的に推進します。
	②市民の生涯学習活動を支援するために、生涯学習関連施設や関係機関などと情報共有し、市民へ情報提供を行います。
	③自主講座団体の育成など市民主体の学習活動を支援し、多様な情報を提供します。
2302 学習機会の充実と学習成果の活用	①市民が必要とする様々な学習機会に触れることができるよう、市民のライフスタイルやニーズを把握し、各種講座・研修など学習機会の充実を図ります。
	②市民が生涯学習で得た知識や技能を地域の課題解決やまちづくりに生かせるよう、展示会等での発表やボランティア活動などの機会の提供を図ります。

<p>2303</p> <p>各種団体の活動支援と指導者の育成</p>	<p>①各種団体の活性化を図るため、各種機関・団体との連携を図り、情報を共有しながら課題解決に取り組むなど活動支援を行います。</p> <p>②生涯学習のための新たな人材の育成に努めるとともに、学習の成果を地域に生かすため、市民に広く人材バンク制度の周知を行い、さらなる利用促進を図ります。</p>
<p>2304</p> <p>学習環境の整備・充実</p>	<p>①生涯学習施設の適切な利活用を図るため、「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」に基づき、順次除却・集約化などの整理及び改修・修繕などを進めていきます。</p> <p>②利用者の利便性向上に資するため、デジタル化を促進し、インターネットによる施設利用や各施設などへの申込み利用の充実を図ります。</p> <p>③誰もが生涯学習施設を安心して快適に利用できるよう、施設の整備や改修の時期に合わせてユニバーサルデザイン化を推進します。</p>
<p>2305</p> <p>知識の醸成と価値創造の場の充実（図書館）</p>	<p>①年齢、生活環境、障がいなどによる格差が生じることなく、誰もが本に親しむことができる環境づくりに取り組みます。</p> <p>②地域が一体となった読書推進体制を構築するため、読み聞かせなどのボランティアを育成するとともに、地域で行われている読書活動を支援します。</p> <p>③市民のニーズに応えた図書館資料の充実に努めるとともに、地域の資料などの適切な管理・収集を行います。</p> <p>④誰もが安心して快適に過ごすことができるよう、図書館施設の整備やサービスの充実に努めます。</p>
<p>2306</p> <p>次代を担う青少年の健全育成</p>	<p>①次代を担う青少年が、心身ともにたくましく成長できるまちを目指し、学校・家庭・地域や関係団体が連携し指導者やリーダーの養成、青少年を取り巻く環境の健全化、学校・地域における相談体制の充実など、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組めます。</p> <p>②SNSによるトラブルが増加するなか、青少年が事件などに巻き込まれないための研修会の開催や、きめ細やかな啓発活動を推進します。</p> <p>③子どもたちの人間性や社会性を育むため、学校や家庭、地域社会と連携し、子どもの成長過程における体験活動を推進します。また、地域の人々のふれあいを通して地域社会の一員としての自覚を促すなど、青少年の地域の行事やイベントへの参加を促進します。</p> <p>④子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、児童が放課後などに安心して活動できる場所を提供します。また、子どもたちが地域の人々と交流し見守られながら安全に過ごせる環境づくりに取り組みます。</p> <p>⑤家庭の教育力を向上させるため、各幼稚園・保育園・学校において家庭教育学級を実施し、保護者が学ぶ機会を提供します。また、ニーズに応じた訪問型家庭教育支援の整備を図りながら、家庭・地域と連携した家庭教育支援に取り組めます。</p>

- ⑥「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて、コミュニティ・スクールとの連携を図りながら、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う「地域学校協働活動」を推進し、次世代の青少年の健全育成を図ります。

コラム

インクルーシブ教育 ～多様性を尊重した、平等な教育～

インクルーシブ教育とは、これまでの「障がいのある子どもたちと、それ以外の子どもたちとを隔てて教育する」という概念と異なる教育方法で、2006年の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示されたものです。障がいの有無にかかわらず、個人に必要な「合理的配慮」のもと、誰しものが平等に教育を受ける仕組みづくりを目指し、子どもたちの多様性を尊重し、障がいのある子どもが精神的にも、身体的にも最大限まで発達できるよう、また、他の子どもと変わらず社会に参加できるように支援していく教育方針です。



日本においては、2012年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が明示されました。一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を進めていくことは、障がいのある子ども、障がいがあることが認識されていないものの学習上または生活上の困難のある子ども、更にはすべての子どもにとって、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

参考：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進／文部科学省

用語解説

小美玉市生涯学習推進計画：「市民に寄り添う、市民がふれあう、市民の心が豊かになる生涯学習」を基本理念に掲げ、生涯学習社会の実現・知識の醸成と価値創造の場の充実・次代を担う青少年の健全育成・文化芸術の創造を目標とした計画。（平成30年3月策定）

基本施策 4 文化芸術の創造・発信

■ 基本方針

- 「第2次小美玉市まるごと文化ホール計画」に基づき、文化芸術に触れる機会および、文化芸術活動に参加できる環境や体制の整備充実により、市民一人一人が文化的な生活を享受できるまちを目指します。
- 文化関係団体の支援に努めるとともに、人材の育成を図り、文化芸術活動の持続的な発展を目指します。
- 文化財の保護及び周知に取り組むとともに、市民のニーズに対応した史・資料館の充実を図り、貴重な歴史遺産の次世代への継承を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
企画展等の開催及び教育普及事業の実施回数（史・資料館）	4回	6回
自主事業における来館者の満足度	—	60.0%
施設の参画・参加者の推奨・参加・感謝の修正NPS	—	50.0点

■ 個別施策

 は重点施策

2401

文化芸術活動の充実

- ①地域の実情に応じた小美玉市らしい文化芸術活動を進めるため、事業企画から実施までに至る住民主体の実行委員会を展開し、民間と行政がパートナーとなって、自立的な文化芸術事業を推進します。
- ②自主文化芸術事業公演などの活動をサポートするボランティア組織を育成、支援します。
- ③市文化協会をはじめとする市内文化芸術活動ボランティア団体などの支援に努めます。
- ④市民が文化芸術活動へ参加しやすいしかけをつくり、住民参加・住民参画者数の増加を目指します。

<p>2402</p> <p>文化財の保護 と史・資料館 の充実</p>	<p>①市指定文化財などについては、修理・修復などの維持管理を行いながら適切な保存・活用を図ります。また、市の魅力向上や地域づくりにつながるようインターネットなどを活用した情報発信に取り組みます。</p> <p>②誰もが遺跡の情報を利用できるよう、遺跡地図のデジタル化を推進し、市ホームページを活用して、遺跡の「把握・周知」を図ります。</p> <p>③地域の歴史や文化を次世代に伝えるため、調査研究の成果を反映した展示会や市民のニーズに即した教育普及事業を推進します。また、市民が身近なものとして歴史文化にふれることができるよう常設展示をリニューアルするなど展示の充実に取り組みます。</p> <p>④市民の郷土への愛着心を育むため、郷土芸能や無形民俗文化財、地域の伝統行事の保存・継承を支援します。</p>
<p>2403</p> <p>市民が文化芸術に 触れる機 会の充実</p>	<p>①次代を担う子どもたちや青少年が、優れた文化芸術に触れる機会を提供します。また、幼児や子育て世代向けの機会を提供していきます。</p> <p>②文化芸術事業を継続的に実施するとともに地域のアーティストやボランティアなどと一体となった活動をさらに充実させていきます。</p> <p>③身近に文化芸術に触れる機会として、ホールだけでなく市内地域に出向いた公演などの文化芸術交流や異分野とのコラボレーションなどによる事業充実に努めます。また、子ども会などでの体験を含む交流機会提供の体制構築を目指します。</p> <p>④ワークショップや体験教室など、誰もが芸術や創作活動に参加できる事業の拡充を図ります。</p> <p>⑤文化芸術に対して無関心な層にも受け入れられるように、多様な企画の創出を図るとともに、より身近に感じられる広報を目指した市在住及び市に関心のあるクリエイターの活用による市ホームページや紙面作成など、質の向上を図るとともに、SNSや動画などの手法を取り入れた情報発信を行います。</p>
<p>2404</p> <p>施設の活性化</p>	<p>①施設の安全確保を最優先とした計画的な改修・修繕などを実施します。</p> <p>②学校や地域のニーズに対応した事業や支援を展開するとともに、文化ホール事業での商工観光団体による情報発信や出店機会の提供に努めます。また、文化ホール来場者が市内周遊できる機会の創出に取り組みます。</p> <p>③市民が集客を含む施設運営に積極的に関わるための指導・助言や市民リーダーの養成に継続的に取り組んでいきます。</p> <p>④施設運営業務にアウトソーシングなどの活用による効率化に取り組むことで、イベントなど自主事業に対する行政の関わりの拡充を図り、施設の活性化につなげます。</p> <p> ⑤チケットの購入や、文化ホールの予約受付をオンライン化することにより利用者の利便性を高めます。</p>

基本施策5 スポーツの推進

■ 基本方針

- “スポーツで創ろう 元気なまち”を基本理念とした取組を推進し、市民の生涯にわたるスポーツライフの実現を目指します。
- 子どもから大人まで誰もが運動・スポーツをもっと好きになり、興味のあるスポーツに取り組めるよう、市民のライフステージに応じた生涯スポーツの推進を目指します。
- スポーツ環境およびスポーツ施設の充実を図り、スポーツを通じた交流による地域の活力向上を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
プレ・すぽ〜つ教室延べ参加者数	2,963人	3,500人
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	41.0%	47.0%
総合型地域スポーツクラブ*会員数の割合	0.59%	1.50%
スポーツ施設延べ利用者数	151,924人	240,700人

■ 個別施策

 は重点施策

<p>2501</p> <p>子どものスポーツ機会の充実</p>	<p>①子どもたちが心身ともに健やかに成長し、子どもの運動・スポーツ活動が豊かなものとなるよう、体育・スポーツ活動の充実を図ります。</p> <p>②子どもたちがより多くのスポーツにチャレンジする場と機会の充実を目指し、年齢や学年に合わせ、各種スポーツ教室の開催や「夢先生派遣事業*」を推進します。</p>
<p>2502</p> <p>生涯スポーツ活動の推進</p>	<p>①市民が生涯にわたって健康づくりや運動・スポーツ活動に気軽に取り組むことができるよう、若者、働く世代などライフステージに応じたスポーツ活動を推進するとともに、高齢者や障がい者が安全に参加できる環境の充実を図ります。</p> <p>②スポーツイベントや施設に関する情報が市民に届くよう、広報紙、市ホームページ、SNSやスポーツニュースなど様々な媒体を活用した情報発信を行います。</p>
<p>2503</p> <p>スポーツ環境の充実</p>	<p>①本市のスポーツ環境の充実を目指し、スポーツ団体活動の支援・充実を図るとともに、指導者及びボランティアの発掘・育成を目指した取組を強化します。</p> <p>②身近な日常生活圏で市民が豊かなスポーツライフを送れるよう、本市のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの充実に取り組みます。</p>

	<p>③スポーツ活動の機運醸成を図るため、競技スポーツの支援や、市内の優秀選手などの顕彰を行います。顕彰制度については、広報紙や市ホームページで周知するとともに、対象者を把握するため、学校との連携を図ります。</p> <p>④新たな地域スポーツの充実を目指し、本市の地域性を生かした取組を推進します。また、様々なスポーツ交流が図られるよう、市内のスポーツ資源を活用した実施可能なスポーツ大会・イベント、合宿などの誘致、トップアスリートと触れ合う機会の充実を図ります。</p> <p>⑤DXの進展に対応できるよう、新たなデジタル技術やデータを活用したスポーツ活動を推進します。</p>
<p>2504 スポーツ施設の充実</p>	<p>①市民が安心して運動・スポーツ活動を行えるよう、スポーツ施設の点検整備など安全確保に努めるとともに、利用者の利便性の向上を目指した施設の整備・充実を図ります。</p> <p>②本市における質の高いスポーツ活動を実現するため、既存施設の利用状況を勘案しながら、長期的な視点で適正管理に取り組みます。</p> <p>③誰もが利用しやすいスポーツ施設を目指し、施設のバリアフリー化や施設予約システムのデジタル化など、利用環境の充実を図ります。</p>

用語解説

総合型地域スポーツクラブ：個人の興味・レベルに合わせて参加できるプログラムがあり、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

夢先生派遣事業：トップアスリートを講師として迎え、夢を持つことの素晴らしさとそれに向かって努力することの大切さを学ぶ事業。

誰もがいきいきと暮らせる社会づくり

■政策の基本方針

子どもから高齢者まで、すべての市民の健やかな暮らしを支える社会づくりを推進します。市民が安心して医療を受けられる地域医療体制を整備するとともに、誰もが住み慣れた地域で生涯を安心して暮らすことができるよう、地域医療・地域福祉・社会保障の充実を推進します。

また、地域の包括的なケアシステムの充実を図り、高齢者や障がい者のニーズに合わせた適切な情報・サービスを提供できる体制づくりを推進します。

基本施策1 健康づくりの推進

基本施策2 地域医療の充実

基本施策3 地域福祉・社会保障の充実

基本施策4 高齢者福祉の充実

基本施策5 障がい者福祉の充実

■基本施策が目指す SDGsのゴール

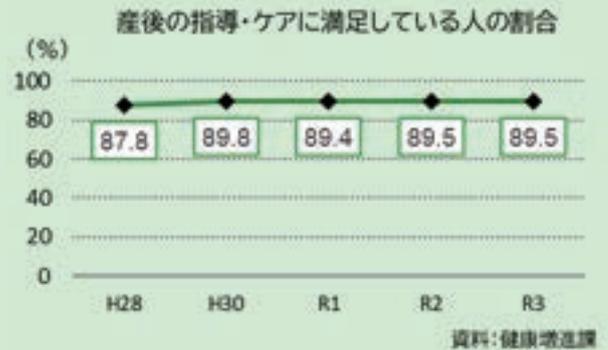
<p>基本施策 1 健康づくりの推進</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●年齢に応じた保健医療サービスを提供 ●乳幼児の健康保持、子どもの虐待予防
<p>基本施策 2 地域医療の充実</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●質の高い保健医療サービスへのアクセスの確保
<p>基本施策 3 地域福祉・社会保障の充実</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●貧困による格差の解消 ●包括的な福祉サービスの提供 ●弱者を支援する社会保障制度の運用 ●安心して住み続けられる住環境
<p>基本施策 4 高齢者福祉の充実</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●年齢に応じた保健医療サービスを提供 ●生きがいのある暮らし ●安心して住み続けられる住環境 ●虐待や暴力のない社会の実現
<p>基本施策 5 障がい者福祉の充実</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●差別のない教育環境 ●働きがいのある暮らし ●経済的に不平等のない社会の実現 ●お互いが支え合うパートナーシップ

■現況と課題

■基本施策1 健康づくりの推進

①今後も満足度の高い産後支援を期待

赤ちゃん訪問や各種健診・相談事業、養育医療給付などを実施し、母子の健康管理や経済的負担の軽減に努めています。今後も母子ともに健やかに暮らせる環境づくりのため妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を図っていく必要があります。



■基本施策1 健康づくりの推進

②がん検診受診率の向上が求められる

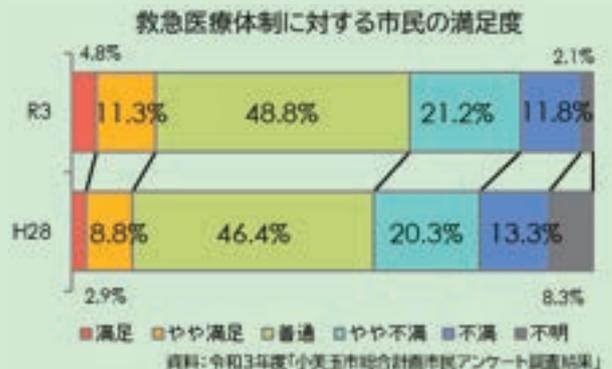
新型コロナウイルスの影響で健診などの受診率は減少する傾向にあります。特定健診・後期高齢者健診は極力同日において実施するなど受診しやすい環境をつくっています。今後も早期発見のための健診や正しい知識の普及に取り組み、総合的な医療保健体制の確立を進めていく必要があります。



■基本施策2 地域医療の充実

③市民が安心できる救急医療体制が求められる

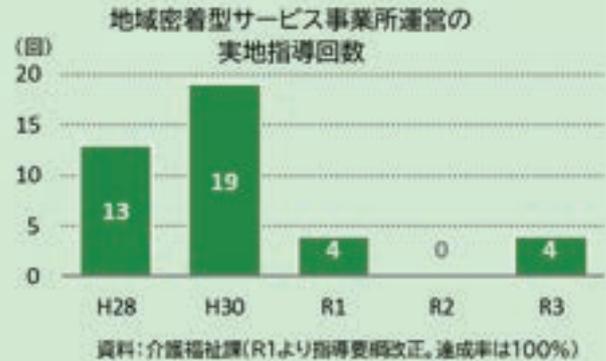
満足度はやや増加しているものの、全体では15%程度にとどまっています。地域医療を担う小美玉市医療センターは平成31年2月に民間移譲され、令和3年4月に新病院が供用開始となり、救急医療体制の存続が確立しました。市民が安心して医療を受けられる体制を確保するため、市内及び近隣の医療機関との連携を図る必要があります。



■基本施策3 地域福祉・社会保障の充実

④今後も市民が安心して支援を受けられる地域づくりが必要

本市では、地域特性を活かした福祉サービスを一体的に提供し、地域全体で支え合う地域包括ケアシステムを推進しています。支援を必要とする誰もが安心して相談支援を受けられる地域づくりに継続して取り組みます。



■基本施策4 高齢者福祉の充実

⑤続く高齢社会の進行への対応が必要

令和2年(2020年)には高齢化率が30%を超え、県内でも高い高齢化率となっています。団塊世代が75歳以上となる令和7年(2025年)及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービスの需要はさらに増大・多様化することが想定されます。



■基本施策4 高齢者福祉の充実

⑥高齢者の活動の場の確保が必要

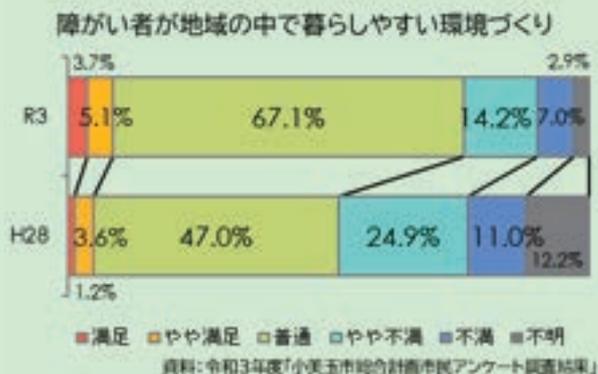
高齢者の増加に反して、シルバー人材センターの登録会員数だけでなく、高齢者のクラブ会員数も減少傾向にあり、地域・社会の担い手不足が懸念されています。令和3年4月に70歳までの高年齢者就業確保措置が導入され、働く意欲がある高年齢者が活躍できる場の充実が図られています。高齢者が地域・社会を支える活動ができる場を確保していくことが重要となっています。



■基本施策5 障がい者福祉の充実

⑦誰もが暮らしやすい環境づくりが求められる

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)のもと、障がいのある人とそうでない人が、お互いに尊重して、暮らし、勉強し、働けるよう、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現が求められています。



■基本施策5 障がい者福祉の充実

⑧今後も障がい者の自立と社会参加の促進が期待される

就労支援の利用者数は年々増加しており、障がい者の自立と社会参加の促進が進められています。障がい者が住み慣れた地域で安心して、生活の安定を図るためには、行政による支援のほか、地域・社会が理解と認識を深めていくことが必要です。障がい者のライフステージに合わせた支援の提供のほか、家族の負担軽減にも取り組んでいく必要があります。



新型コロナウイルス感染予防ワクチンの接種

基本施策 1 健康づくりの推進

■ 基本方針

- 妊娠期から出産・子育て期を通した母親及び乳幼児の保健対策の充実を進め、すべての子どもが健やかに育つ地域社会の実現を目指します。
- 予防事業及び保健事業の推進、食育の推進、生活習慣病予防対策、がん対策事業などに取り組み、誰もがライフステージに応じて健やかに生活できる社会の実現を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
産後の指導・ケアに満足している人の割合	89.5%	93.0%
「おみたま健康いきいきプラン*」事業実施率	75.0%	100.0%
各種健康教室・相談事業の参加者数	640人	1,800人
特定健康診査*の受診率向上及び適切な保健指導	33.7%	65.0%
がん検診（肺がん検診等）の受診率	23.1%	40.0%

■ 個別施策

 は重点施策

3101 母親の保健対策の充実	 ①母体や胎児の健康確保、経済的な負担軽減を目的として、健診費用の助成を実施します。
	②妊娠期からの健康づくりや育児不安の軽減を図るため、相談や訪問指導などの充実に努めます。
3102 乳幼児の保健対策	 ①乳幼児の健康保持・増進、疾病の早期発見・早期対応を通して乳幼児期の健康管理及び育児不安の軽減を図るため、適切な時期に健診事業を実施します。
	②母子の健康管理及び児童虐待予防の観点から、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及及び育児不安の軽減を図るため、教室相談事業や訪問指導を実施します。
3103 予防事業の推進	①感染症を予防し、市民の健康な生活を守るため、年齢層に応じた、より有効かつ安全な予防接種の推進と接種率の向上に努めます。
	②結核や肝炎などの正しい知識の普及と、早期発見・早期治療などの対策を目的として、感染症に関する情報提供及び健診を実施します。
	③新たな感染症に対応できるよう、情報収集を行うとともに、適時・的確な情報提供に努めます。

<p>3104 多様な保健事業の推進</p>	<p>①すべてのライフステージにおいて、健やかで心豊かな生活を育むことができるよう、「おみたま健康いきいきプラン」に基づき、総合的な保健事業の推進に取り組みます。</p> <p>②こころの健康づくりのための教育・啓発を通して、こころの病気に対する情報提供を推進します。</p> <p>③健やかなこころを支える社会づくりを推進するため、こころの健康相談、訪問事業などの相談支援体制を強化します。</p> <p>④不妊症・不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、安心して産み育てられる環境をつくるため、経済的負担の大きい不妊治療などに要する費用の一部補助を実施します。</p>
<p>3105 食育の推進</p>	<p>①地域のなかで住民自らが食育に取り組める体制の整備を図るため、子どもから高齢者までの市民の食育活動を担う食生活改善推進員を養成します。</p> <p>②「おみたま健康いきいきプラン」に基づき、フードモデル（食品模型）などの様々な媒体を活用し、食生活と疾病の関係や健康づくりの知識の普及を図ります。</p>
<p>3106 生活習慣病予防事業の充実</p>	<p>①健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現を目指し、生活習慣に関する正しい知識の普及及び健診・保健指導など各種事業の充実による生活習慣の改善と社会環境整備に努めます。また、生活習慣病の発症予防及び重症化・再発予防の徹底を図ります。</p> <p>②メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした特定健康診査を実施します。また、特定健康診査に基づく、特定保健指導対象者に対し、効果的かつ適切な保健指導に努めます。</p> <p>③8020 運動（80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保つことを目指す運動）及び 6424 運動（茨城県独自の目標：64 歳で 24 本以上の歯を保つ運動）を推進し、年齢に応じた歯科検診・歯科相談の実施及び歯周疾患対策の充実を図ります。</p>
<p>3107 がん対策事業の充実</p>	<p>①がんの予防、早期発見の推進のため、検診機会の充実・拡大を図るとともに、検診の効果検証により質の向上に取り組みます。また、受診率の向上を図るため、節目年齢対象者へ個別のお知らせ並びに、がん検診年度内未受診者へ受診のお知らせを実施します。精密検査受診率の向上を目指し、要精密検査対象者へ受診のお知らせを積極的に実施します。</p>

用語解説

おみたま健康いきいきプラン：健康増進と食育推進、自殺対策の施策を統合した「第3次小美玉市健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画」。（令和2年3月策定）

特定健康診査：メタボリックシンドロームのリスクの有無を検査し、リスクのある場合は生活習慣についての指導を行う。

基本施策 2 地域医療の充実

■ 基本方針

- 市内及び近隣都市の病院・診療所の協力を得ながら、救急医療体制の充実強化、地域医療体制の存続に取り組み、「茨城県地域医療構想*」の方針を踏まえながら、市民が安心して必要な医療を受けることができる体制づくりを目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
救急に対応する医療機関についての認知度	—	70.0%

■ 個別施策

 は重点施策

3201 救急医療体制の充実強化	①市ホームページなどにより、休日や祝日及び夜間における救急医療情報の周知に取り組みます。
	②関係機関と連携し、緊急時に必要な情報を取得できる環境の充実に努めます。
3202 地域医療の存続及び支援	①小美玉市医療センターの地域医療存続につなげるため、条例に基づく交付金交付など必要な支援を実施します。
	②日常の健康管理や少しの体調の変化などについても気軽に相談できる身近な主治医「かかりつけ医」を持つことで、自分自身の健康管理意識を高めていけるよう、医師会と連携し「かかりつけ医」について普及啓発を図ります。
	③「石岡地域医療計画」に基づき、分娩できる施設の開設や小児医療の充実等を支援します。

用語解説

茨城県地域医療構想：団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、茨城県が地域にふさわしい病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定めたもの。（平成28年12月策定）

基本施策 3 地域福祉・社会保障の充実

■ 基本方針

- 地域の包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の整備を推進し、市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会の実現を目指します。
- 経済的支援が必要な世帯の自立に向けた総合的な支援に努め、個々の世帯の状況に即した支援を提供できる体制づくりを目指します。
- 社会保障制度の安定した運営と制度の適正化及び啓発を図り、市民の健康で文化的な生活の維持を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
国民健康保険の収納率向上	92.0%	93.0%
地域ケア個別会議等による個別支援会議の充実	8回	15回
地域密着型サービス事業所運営の 実地指導	4か所	5か所
母子・父子自立支援員の人数	2人	2人

■ 個別施策

 は重点施策

3301 地域包括ケアシステムの充実	 ①地域共生社会の推進の観点から、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を推進し、在宅の要支援者などに対して、効率的かつ適切な保健・医療・福祉の各種サービスを一体的に提供します。
3302 低所得者世帯への支援	①被保護世帯の実態に応じた援助方針に基づき、 ケースワーカー* による計画的な訪問指導などを行い、生活保護の適正実施に取り組みます。 ②関係機関との連携により被保護者の自立に向けた就労指導の徹底を図るとともに、「生活困窮者自立支援制度」に基づく生活困窮者に対する相談・支援体制の充実に取り組みます。

<p>3303</p> <p>ひとり親家庭への支援</p>	<p>①必要に応じて各種手当や助成制度を利用できるよう、制度の周知などに取り組みます。</p> <p>②孤立感を軽減できる環境づくりを目指し、同じ悩みを抱える親同士の交流機会を促進します。</p> <p>③経済的な自立を促すため、関係機関と連携しながら、資格の取得や安定した雇用の場への就業支援など、就業に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。</p> <p>④自立の促進と福祉の向上を図るため、支給されている「児童扶養手当制度」を適正に執行するとともに、国の動向を把握しながら必要な施策に取り組みます。</p>
<p>3304</p> <p>国民健康保険事業の安定運営</p>	<p>①「国民健康保険制度」への理解が深まるよう周知に努めるとともに、制度改正時には速やかな対応をとるなど、適切な事業の運営に努めます。</p> <p>②国民健康保険税の賦課については、資格の適正化に努め、徴収体制の強化を図るとともに、納税相談など納税者の実情に応じた対応により収納率の向上に努めます。</p> <p>③医療費の適正化に向けたレセプト点検などの充実を図るとともに、多受診・重複受診世帯に対しては、関係機関との連携による適切な保健指導を実施します。また、医療費通知や後発医薬品（ジェネリック医薬品）*の使用推進など、医療費の適正化と抑制に努めます。</p>
<p>3305</p> <p>介護保険制度の適正な運用</p>	<p>①要支援者・要介護者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、地域密着型サービス事業所の適正な運営とサービス提供のため、集団指導・実地指導を実施します。</p> <p> ②要介護者等の心身の状況などに応じた適切なサービスを提供できるよう、専門性の高いケアプラン点検を実施し、介護支援専門員の行うケアマネジメントの質の向上を図るとともに、適正な介護給付を実現します。</p> <p>③サービス利用者に対しサービス内容や給付額を記載した通知を送付し、介護保険特別会計の健全化と介護保険制度の適正な維持に努めます。</p> <p>④介護支援を必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、介護支援専門員との連携により、介護サービス内容や情報などを積極的に提供します。</p> <p>⑤正確かつ公正な要介護認定調査を行うため、認定調査員の資質の向上に努めます。</p>
<p>3306</p> <p>医療福祉費支給制度・後期高齢者医療制度の推進</p>	<p>①「医療福祉費支給制度（マル福・マル特）」受給者の福祉の向上を図るため、広報紙や市ホームページ、おみたま子育てアプリ版などを活用した制度の周知徹底や、受給対象者の把握など適正な運用に努めます。</p> <p>②「後期高齢者医療制度」の適切な運用を図るとともに、制度の理解が深まるよう周知に努めます。</p>

- ①市民が安心して老後を過ごすことができるよう、広報紙などにより「国民年金制度」全般の周知と啓発に努めます。

コラム

フレイル予防は「栄養」と「運動」と「社会参加」から

フレイルは、医学用語である「frailty」（フレイルティー）の日本語訳で、病気ではないけれど、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の状態です。

フレイル予防で掲げている柱は 3 つあります。一つは、よく噛んで1日3食バランスよく食べる「栄養」です。次に、ウォーキングや筋トレ、こまめに動くなどの「身体活動（運動）」、さらに、就労や余暇活動やボランティア、通いの場への参加など、人や地域とつながる「社会参加」です。近年の研究では、特に社会とのつながりを失うことがフレ



▲みらくる健康教室

イルの最初の入り口になりやすいとされています。例えば、運動をしながら会話をすることなどがより効果的です。小美玉市には、仲間と一緒に参加できる運動教室やサロンがたくさんあります。仲間や社会とのつながりを大切にしながら、健康の維持・増進に取り組みましょう。

参考：食べて元気にフレイルを予防するために／厚生労働省
広報おみたま令和4年5月号[特集]健康寿命をのばす／小美玉市

用語解説

ケースワーカー：日常生活を送る上で困難を抱える人の相談援助を行う職員。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）：開発品の特許が満了した後で発売する薬品で、これまで有効性や安全性が実証されてきた薬品と同等と認められた低価格な薬品。

基本施策 4 高齢者福祉の充実

■ 基本方針

- 質の高い高齢者福祉サービスや介護予防など、地域包括ケアの充実を推進し、介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。
- 高齢化の進展に伴い認知症患者の増加が予測されることから、適切な認知症対策及び家族の介護負担軽減に取り組み、高齢者や介護する家族を支援し、見守る地域づくりを目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
シルバー人材センターの登録会員数	881人	950人
外出支援サービスの利用者数	1,266人	1,425人
地域における介護予防拠点数	20か所	26か所
介護が理由による介護職の離職率	10.0%	8.0%
認知症サポーターの数	2,247人	2,747人

■ 個別施策

 は重点施策

3401 生きがいつく りの推進	 ①高齢者の自立を支援するため、高齢者の持つ様々な知識・経験・技術を生かせる就労機会を提供します。
	②高齢者が健康でいきいきとした生活を続けられるよう、個性を生かした生涯学習活動やボランティア活動、地域と触れ合う敬老事業などへの支援に努めます。
3402 高齢者福祉サ ービスの充実	 ①高齢者が住み慣れた地域で、安心して安全に暮らせるよう緊急通報システム装置の設置、外出支援サービス、配食サービスなどの充実を努めます。
3403 介護予防・地 域包括ケアの 推進	①高齢者が身近な地域で、 フレイル予防* を目的として住民同士のつながりを通じた介護予防活動に取り組めるよう支援するとともに、フレイル予防に協力するボランティアの育成に努めます。
	②高齢者が身近で気軽に相談できる窓口であり、高齢者の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行う、 地域包括支援センター* などの機能を拡充させ、高齢者福祉の増進を推進します。

	<p>③要介護・要支援状態になることを予防できるよう、一人一人の状況に応じた介護予防プログラムを提供できる体制を構築するとともに、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業を実施します。</p>
<p>3404 高齢者および介護者への支援体制の充実</p>	<p>①「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症と共生する社会の実現を目指し、認知症への理解を深めるための取組や「成年後見制度*」の周知・利用の促進など、認知症の方及び家族に対する支援を実施します。</p> <p>②高齢者が適切かつ適正な介護サービスを利用できるよう相談支援体制の強化を図ります。また、高齢者の虐待防止を目指し、高齢者虐待防止ネットワークの構築に努めます。</p> <p>③在宅高齢者を介護する家族の負担軽減及び介護に対する意欲の低下防止のため、介護が必要な高齢者とその家族への経済的支援や介護教室を実施します。</p>

用語解説

フレイル予防：「フレイル」は、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態。フレイル予防は、より早期からの介護予防を意味する。

地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、専門知識を持った職員が相談に応じ、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口。

成年後見制度：障がいや認知症などにより判断力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見人が本人の利益を考えながら、代理で契約などの法律行為を行う制度。

基本施策5 障がい者福祉の充実

■ 基本方針

- 地域共生社会の実現に向けて、日常生活及び社会生活の総合的支援を目指します。
- 就業支援など自立と社会参加を促進するとともに、地域の実情に即した地域生活支援、相談体制の充実・強化を図り、障がい者やその家族が不便や不安を感じることなく安定した生活を送ることができる体制づくりを目指します。
- 経済的な支援など各種手当・助成制度の周知・充実やノーマライゼーション*の理念の啓発に努め、障がい者の生活基盤の安定確保を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
就労移行支援/就労継続支援の利用者数	167人	265人
グループホームの利用者数	81人	110人
基幹相談支援センターの設置	未設置	設置

■ 個別施策

 は重点施策

3501 差別の解消と 権利擁護の推 進	 ①障がいや障がい者に関して正しい理解と認識を深め、ノーマライゼーションの理念の啓発や差別の解消に向けた取組を推進します。
	②障がい者に対する権利利益の侵害をなくすため、虐待の防止や「成年後見制度」の周知・利用の促進など、権利擁護のための体制づくりを推進します。
3502 自立と社会参 加の促進	①障がい者の就労意欲を高め職業能力の向上につなげるため、就労移行支援及び就労継続支援サービスなどの利用を促進し、職業訓練の場や福祉的就労の場の提供に取り組みます。
	②障がい者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるよう、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校などの関係機関との連携強化を図ります。
	③障がい者が主体性と自立性を発揮し、生きがいを持って生活が送れるよう、地域の社会活動をはじめ、文化・スポーツ・レクリエーション活動などへの参加を促進し、社会参加の機会の確保に取り組みます。

<p>3503</p> <p>地域における生活支援の充実</p>	<p>①障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、その障がいの状態や生活の状態に応じた医療や福祉制度による適切な生活支援の充実を図ります。</p> <p>②施設や病院から地域生活への移行、親元からの自立など、障がい者が生活の場を確保し安定した生活を継続するため、グループホームなどの居住系サービスの充実を促進します。</p> <p>③障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会の提供、緊急時の対応などの機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組みます。</p> <p>④障がいのある児童に対する専門的な療育や訓練などを行う場として、「障害児通所支援事業」の利用促進を図ります。</p>
<p>3504</p> <p>相談支援体制の充実と強化</p>	<p>①障がい者が地域の中で自分らしく安心して日常生活や社会生活が送れるよう、必要な情報の提供をはじめ、福祉サービスの利用支援やライフステージの課題に対応したケアマネジメントなど、保健・医療・福祉などの関係機関のネットワーク構築や連携強化を図ります。</p> <p>②地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や、総合的な相談支援体制の整備を図ります。</p>
<p>3505</p> <p>各種手当・助成制度の周知と充実</p>	<p>①障がい者への経済的な支援に関する各種制度の利用促進を図るため、特別障害者手当・特別児童扶養手当など各種手当をはじめ、助成制度や難病患者などに対する見舞金制度、支援制度の周知を図ります。また、日常生活上の負担軽減や生活基盤安定の確保に取り組みます。</p>

用語解説

ノーマライゼーション：障がいの有無に関係なく、誰もが同じように生活や人権が保障されるような環境整備を目指す理念。

仕事と暮らしを創造する環境づくり

■政策の基本方針

茨城空港やJR羽鳥駅周辺など都市機能の拠点となる施設を中心に、市全体の計画的な土地利用を推進します。また、広域的な道路ネットワークの充実を図るとともに、生活道路の整備、公共交通の充実を図ります。

恵まれた自然環境の維持、公園・緑地の整備、豊かな住環境の整備・景観形成により、本市の魅力さをさらに高め、移住・定住の促進につなげます。

産業面では、茨城空港を核として、住む人の暮らしを支える雇用の創出を目指し、にぎわい、活力の創造に資する施策を展開します。本市の基幹産業である農業の振興、既存の商業・工業の活性化、新しい企業の誘致、本市の魅力を生かした観光の振興など、多様な分野との連携を図りながら積極的に取り組みます。

基本施策1 計画的土地利用の推進

基本施策2 道路体系・公共交通の充実

基本施策3 公園・緑地・水辺の整備

基本施策4 住環境・景観形成

基本施策5 茨城空港の利活用

基本施策6 農業の振興

基本施策7 商業・工業の振興・企業誘致の推進

基本施策8 観光の振興

■基本施策が目指す SDGsのゴール

<p>基本施策 1 計画的土地利用の推進</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な都市化の促進
<p>基本施策 2 道路体系・公共交通の充実</p>	 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な交通環境による道路交通事故の減少 ●交通弱者のニーズに配慮した公共交通の拡大
<p>基本施策 3 公園・緑地・水辺の整備</p>	  	<ul style="list-style-type: none"> ●安全で利用が容易な緑地や公共スペースの提供 ●生態系の保全、回復及び持続可能な利用 ●市民とのパートナーシップに基づく維持管理
<p>基本施策 4 住環境・景観形成</p>	 	<ul style="list-style-type: none"> ●最低限の居住環境の保護 ●安全でより良い住環境の整備 ●持続可能で計画的なまちなみの創出
<p>基本施策 5 茨城空港の利活用</p>	 	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な雇用創出、起業、創造性の促進 ●開発計画の強化による都市部と農村部の良好な交流
<p>基本施策 6 農業の振興</p>	   	<ul style="list-style-type: none"> ●農業生産性及び所得の増加 ●新たな科学研究の促進による技術能力の向上 ●森林の保護 ●農村環境を保全する共同活動の支援
<p>基本施策 7 商業・工業の振興・ 企業誘致の推進</p>	 	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業の設立や成長の奨励 ●雇用創出、創造性及びイノベーションを支援 ●事業所・企業間パートナーシップによる相互発展
<p>基本施策 8 観光の振興</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●文化振興・産品販促に繋がる持続可能な観光業の促進

■現況と課題

■基本施策1 計画的土地利用の推進

①充実しつつある都市基盤と連携したまちの発展が期待される

近年、JR 羽鳥駅及び駅前広場や茨城空港アクセス道路など都市基盤の充実が図られてきました。これら充実しつつある都市基盤と市の資源を連携させながら、今後も魅力ある地域、暮らしやすいまちへの関心の醸成、市の特徴を生かし若い世代が実際に住める・住みたくする取組が必要です。

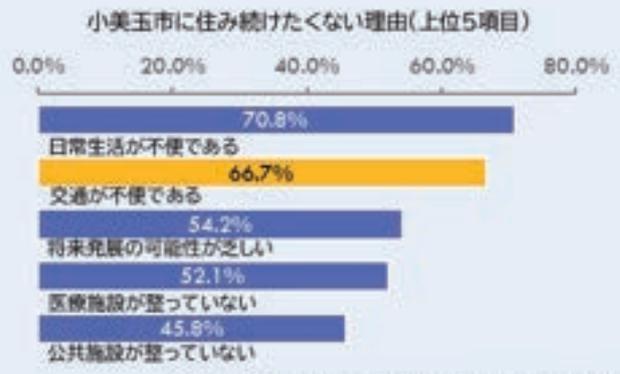


JR 羽鳥駅

■基本施策2 道路体系・公共交通の充実

②交通利便性の向上が求められている

市民アンケート調査の結果において、交通が不便であることが上位に挙げられています。市ではコミュニティバスを運行していますが、今後さらなる高齢化の進行により交通弱者が各地域に増え、その必要性は増加することが想定されます。また、TX 水戸・茨城空港延伸促進協議会が発足し公共交通の更なる利便性の向上が期待されます。

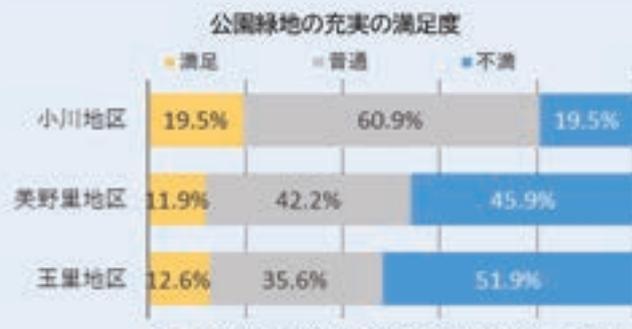


資料:令和3年度「小美玉市総合計画市民アンケート調査結果」

■基本施策3 公園・緑地・水辺の整備

③公園緑地の充実が求められている

市民アンケート調査の結果から子どもが遊べ、市民が憩える公園・緑地の充実が求められています。また、県では「いばらきサイクルツーリズム構想」が策定されており、構想との連携が必要です。今後の人口減少による税収の減少を考慮して、それらの持続可能な維持管理体制が必要です。



資料:令和3年度「小美玉市総合計画市民アンケート調査結果」

■基本施策4 住環境・景観形成

④人口減少等により空き家が増加

少子高齢化や人口減少を背景に増加する空き家によって、防災・防犯、衛生、景観への問題が懸念されています。活用可能なものは有効利用を促進し、市の豊かな自然景観などを活かした良好な住環境を維持・形成することが求められています。



■基本施策5 茨城空港の利活用

⑤茨城空港を核としたまちの活性化が期待される

開港以来、順調に旅客数は増加[※]し、令和元年度には年間 77 万人、来場者数は、年間 146 万人が訪れています。茨城空港を生かした産業振興の重要性は高く、市内への経済波及効果をもたらすことが期待されます。

※新型コロナの影響で令和元年度末より大きく減少している

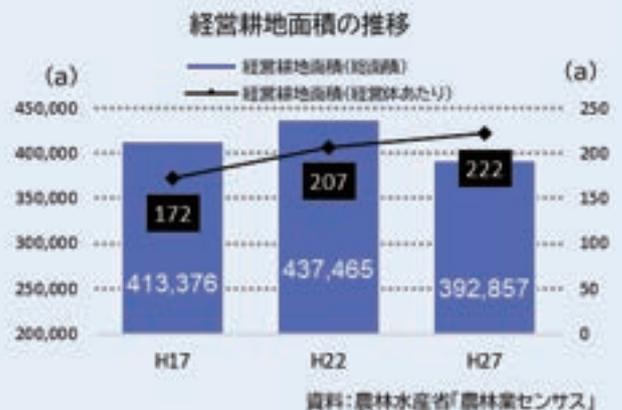


茨城空港

■基本施策6 農業の振興

⑥経営耕地面積は減少傾向

高齢化・人口減少が進むなかで、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が課題となっています。また、安全安心かつ高品質の農畜産物を生産するため、生産基盤の整備や、防疫の徹底、より環境に配慮した農業が求められています。



■基本施策7 商業・工業の振興・企業誘致の推進

⑦新たな商店街の担い手、魅力的な雇用創出が求められる

市内商店街の経営者の高齢化や後継者不足により商店街の空洞化が進んでいます。また、本市を含む石岡地区の雇用情勢は、有効求人倍率は概ね1.0倍程度を推移しており、また、新規求職者は減少傾向です。



■基本施策7 商業・工業の振興・企業誘致の推進

⑧茨城空港アクセス道路を生かした企業誘致を継続

茨城空港テクノパークについては、県と連携し企業の誘致活動を行いつつ、様々な優遇制度を定めています。

また、茨城空港アクセス道路の利便性を生かした誘致活動を継続して展開していますが、沿線の土地利用の規制・誘導等法令に基づき総合的な調整が必要です。



茨城空港アクセス道路

■基本施策8 観光の振興

⑨地域資源の魅力をつなぐ施策の展開が必要

本市の豊かな自然環境や、食、伝統的な文化など、観光資源として意識されるようになった地域資源が十分に活かされていない状況です。

空のえきそ・ら・らを観光拠点としつつ地域資源のネットワークを結び、誘客や周遊への展開が求められます。



霞ヶ浦湖岸のサイクリングコース
(出典：小美玉観光協会)

基本施策 1 計画的土地利用の推進

■ 基本方針

- J R羽鳥駅周辺、茨城空港周辺、霞ヶ浦周辺において地域特性を生かした土地利用及び、「小美玉市都市計画マスタープラン」に基づいた自然との調和のとれた適正な土地利用を推進するとともに、新たなまちづくりのための土地利用構想の実現を目指します。
- 地籍調査の推進や都市計画支援システムの充実・活用など土地情報の管理・充実を推進し、計画的な土地利用を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
宅地開発事業の許可・同意面積	7.6ha	31.6ha
玉里地区地籍再調査後の登記完了面積	0.97km ²	6.91 km ²

■ 個別施策

 は重点施策

<p>4101</p> <p>適正な土地利用の推進</p>	<p> ①「小美玉市都市計画マスタープラン*」に基づき、広域交通ネットワークに恵まれた優位性を生かし、積極的な土地利用の誘導を図りながら、住宅地や農地・工業地などをバランス良く配置します。</p> <p>②都市計画法に基づき、土地利用に関係する計画の総合的な調整を図るとともに、無秩序な開発行為の未然防止と土地利用の適正な誘導に努めます。</p> <p>③本市の基幹産業である農・畜産業の振興を図るため、「小美玉市農業振興地域整備計画*」の見直しを行い、経済情勢に沿った農用地区域を設定し、優良農地を確保するとともに、本市の原風景となる農地・山林・霞ヶ浦湖畔などの自然環境の保全と調和に努めます。</p>
<p>4102</p> <p>地域特性を生かした土地利用の推進</p>	<p>① J R羽鳥駅周辺・茨城空港周辺・霞ヶ浦周辺など、地域の特性を生かした土地利用を推進するため、土地利用構想に基づき、都市施設の適正な配置や、適正な土地利用の規制・誘導に努めます。</p> <p> ② J R羽鳥駅周辺を本市の陸の玄関口として活性化させるため、駅の橋上化に伴い整備された自由通路や駅前広場を活用し、人が集まる魅力づくりに取り組みます。</p> <p>③ 茨城空港周辺においては、空のえき そ・ら・らや茨城空港公園などの資源を生かしつつ、地域振興につながる企業立地の促進など適正な土地利用を図ります。</p>

	<p>④茨城空港と石岡小美玉スマートＩＣを結ぶ茨城空港アクセス道路開通を契機とした空港アクセス沿道エリアの計画的な土地利用について、土地利用構想に基づいた民間活力の誘導に努めるとともに、沿道エリアの都市基盤整備を推進します。</p>
	<p>⑤霞ヶ浦湖岸や池沼は本市の原風景の一つであり、観光・交流拠点であるとともに市民の憩いの場でもあることから、自然景観と調和した景観形成を前提に、水辺空間を活用した土地利用を図ります。</p>
<p>4103 土地情報の管理・充実</p>	<p>①市全体としての計画的かつ効率的な土地利用のさらなる推進に向けた整備のため、玉里地区における精度の高い地籍調査を実施し、小川地区及び美野里地区との地図の精度区分の平滑化を図ります。</p> <p>②土地情報の効率的な運用ため、都市計画基本図の電子データの更新を図るとともに、都市計画支援システムの充実・活用を図ります。</p>

用語解説

小美玉市都市計画マスタープラン：都市計画法に基づき、都市計画に関する基本的な方針を示す計画。本市の将来像の実現のため、概ね 10 年先までの土地利用・都市施設の整備の方針として、市全域のまちづくりの構想及び地域別のまちづくりの構想を定めている。（令和 4 年 3 月策定）

小美玉市農業振興地域整備計画：都道府県によって農業振興地域に指定された市町村が、概ね 10 年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定める計画。農地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地などの保全計画、農業従事者の安定的な就業の促進計画などを定めている。（令和 2 年 3 月策定）

基本施策 2 道路体系・公共交通の充実

■ 基本方針

- 国道・県道の整備を促進するとともに、市内道路ネットワークの充実を推進し、広域及び市内地域の交流と連携の強化を目指します。
- 緊急性や重要性を考慮しながら身近な道路環境の充実を推進し、地域住民の安全性や快適性の向上を目指します。
- 安全で快適に移動できる持続可能な公共交通の実現を推進し、交通弱者の移動手段の確保や通勤通学者の利便性の向上を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
道路改良率	39.11%	41.00%
市が運行するコミュニティバス 1日平均利用者数	95人/日	120人/日
JR羽鳥駅の乗車人員（1日平均）	1,858人/日	2,215人/日

■ 個別施策

 は重点施策

<p>4201</p> <p>国道・県道の整備促進</p>	<p>①本市の経済活動を支える広域的な幹線道路である国道6号小美玉道路（仮称）及び国道355号玉里石岡バイパスなどの早期完成を目指し、関係機関に要望します。</p> <p> ②国道6号小美玉道路（仮称）の整備について、本市に相応しい道路計画となるよう、市民や市内における関係機関・団体との調整を行います。</p> <p>③関係自治体との連携や、広域的な主要幹線道路網を形成するため、国道・県道の整備要望活動を実施し、沿道の土地利用も含めた整備促進を図ります。</p> <p> ④首都圏などとのアクセス向上を図るため、霞ヶ浦二橋及び百里飛行場連絡道路の建設促進について、関係自治体と連携し、国や県へ要望します。</p>
<p>4202</p> <p>市内道路ネットワークの充実</p>	<p>①市内幹線道路のネットワークの充実を図るため、国・県の計画や「小美玉市都市計画マスタープラン」などの計画に基づき、計画的な道路整備に努めます。</p>

<p>4203</p> <p>身近な道路環境の充実</p>	<p>①地域の生活環境の向上を図るため、各行政区からの要望などを踏まえ、生活道路の整備を継続的に進めます。</p> <p>②通学時の児童生徒や高齢者の安全性や快適性の向上を図るため、歩道整備など交通安全対策を推進します。</p> <p>③地域住民と協力し道路の点検などを実施するとともに、各地区からの要望などを踏まえ、緊急性や重要性を考慮した道路の維持補修に努めます。</p> <p>④「小美玉市橋梁長寿命化修繕計画*」に基づき安全点検及び補修などを行い、橋梁の長寿命化を図ります。</p> <p>⑤近年増加する豪雨による道路冠水対策を図るため、準用河川や水路を維持管理し、機能保全に努めます。</p>
<p>4204</p> <p>公共交通の充実</p>	<p>①市民や来訪者の鉄道の利便性向上を図るため、運行本数の増便やJR羽鳥駅への特急列車の停車、待合環境の充実など、関係機関へ要望します。</p> <p>②安全で快適に移動できる持続可能な公共交通を確保するため、交通弱者の移動手段の確保や、通勤通学者の利便性向上を図ります。</p> <p>③市コミュニティバスについて、官民が一体となった公共交通の充実を図り、利便性の向上や利用環境の改善を進めることで、継続的な運行に努めます。</p> <p> ④つくばエクスプレスの茨城空港直結を目指し、関係自治体との連携を深め、要望活動に努めます。</p>

用語解説

小美玉市橋梁長寿命化修繕計画：計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋梁を維持していくため、損傷の大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全型」による維持修繕対策に取り組むことにより橋梁の長寿命化を目指し安全な管理に努めるものとして位置づけられた計画。（令和3年3月改訂）

基本施策 3 公園・緑地・水辺の整備

■ 基本方針

- 市民の憩いの場として計画的な公園・緑地・水辺の保全と整備を推進するとともに、霞ヶ浦や水辺・平地林などの自然環境の保全を図ります。
- 住民参加による公園の整備・管理を促進し、持続可能な公園の維持管理を目指します。
- 市内にある既存の公園は、市民が集う賑わいのある公園としての活用を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
茨城空港公園のイベント来場者数	3,800人	36,300人
住民1人あたりの都市公園面積	7.8㎡/人	8.4㎡/人
サイクルステーションの設置数	未設置	1箇所

■ 個別施策

 は重点施策

<p>4301</p> <p>計画的な公園・緑地の整備と自然環境の保全</p>	<p>①公園整備については、社会経済情勢の動向や市民の要望などを踏まえつつ、効率的・効果的な整備を検討します。</p> <p>②地域住民に親しまれる公園・緑地の整備に努めるとともに、霞ヶ浦や河川流域の水辺や平地林などの自然環境の保全・整備に努めます。</p>
<p>4302</p> <p>拠点となる公園の整備・活用</p>	<p> ①茨城空港公園については、県及び関係機関と連携し、住民の意見や利用者動向を踏まえつつ、整備促進に努めます。また、全国各地からの航空旅客や市民が集い憩うにぎわいのある公園となるよう、市民や関係自治体などと連携のもと各種イベントを実施します。</p> <p> ②サイクリスト及び市内外の利用者に配慮した整備を推進するため、県が策定した「いばらきサイクルツーリズム構想」と連携を図り、つくば霞ヶ浦りんりんロードの整備及び大井戸湖岸公園などのレジャーレクリエーションの体験の場としての活用を図ります。</p>
<p>4303</p> <p>公園の適切な管理</p>	<p>①個々の公園に応じた適切な管理を進めるため、管理形態を明確にするなど地域住民の参加による公園管理を促進します。</p> <p>②市民が安心して利用できるよう、公園施設の安全管理の徹底に努めます。</p>

基本施策 4 住環境・景観形成

■ 基本方針

- 安心して暮らしやすい住宅地づくりを促進し、誰もが「住んでみたい、住んでよかった、これからも住み続けたい」と感じるような住環境の形成を目指します。
- 優れた自然景観や古いまちなみ景観など、地域特性を生かし、市民、来街者に愛される景観の形成を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
空き家の有効活用件数	13件	24件
特定空家*等の改善率	0%	100%

■ 個別施策

 は重点施策

4401 良好な住環境の形成	<p>①市営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が進んでいる市営住宅については、計画的な改修や廃止を検討します。</p> <p>②移住・定住のための住宅情報や支援策など、総合的な情報の提供に努めます。</p> <p>③誰もが安心して暮らせる住環境の整備のため、住宅のリフォームやバリアフリー化を促進します。</p>
4402 市営霊園・墓地の適正な管理運営	<p>①市民の墓地需要に対応するため、計画的な供給を図るとともに、施設の適正な管理に努めます。</p>
4403 地域特性を生かした景観の創造	<p>①都市景観の形成を目指し、「茨城県景観形成条例」を官民で遵守し、適切な指導を行うとともに、屋外広告については「茨城県屋外広告物条例」に基づく規制・誘導を図ります。</p> <p>②本市の優れた自然景観や古いまちなみの保全に努めるとともに、観光に配慮した景観整備に努めます。</p> <p>③公共・公益施設のデザインや案内サインなどについては、周辺環境との調和を図るとともに、景観的誘導を図ります。</p>

	④花いっぱい運動やクリーン作戦など、市民の主体的な環境美化活動への取組を支援します。
4404 空き家対策の 推進	①良好な住環境の維持・管理を図るため、市内の活用可能な空き家の有効利用を促進します。また、空き家の情報提供に努めるなど、有効活用を図り、地域の活性化を促進します。
	②周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある管理不全な空家等について、法令の規定及び「 小美玉市空家等対策計画* 」に基づき必要な措置を講じ、良好な住環境を維持します。

用語解説

特定空家：倒壊などの危険性がある状態や、衛生上有害な状態、適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている状態であると認められる空家等をいう。「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成28年5月施行）により定められる。自治体からの助言・指導・勧告などの対象になる。

小美玉市空家等対策計画：適切な管理が行われない空家等がもたらす、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題に対応するため、空家に関する総合的かつ計画的な施策を定めた計画。生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進することにより、地域の活性化に資することを目的としている。（平成29年4月策定）

基本施策 5 茨城空港の利活用

■ 基本方針

- 本市の特性の一つである茨城空港を生かしたまちづくりを推進し、交流人口の拡大や地域振興を目指します。
- 空港ターミナルビルにおけるイベントの開催などを通じて、茨城空港のにぎわいづくりを創出します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
茨城空港ターミナルビル来場者数	673,400人	1,550,800人

■ 個別施策

 は重点施策

4501

空港の利用促進・有効活用

- ①県と連携を図り、茨城空港の周知や認知度の向上及び利用者の確保に努めます。
また、茨城空港発着路線の拡充や増便を促進します。
-  ②小美玉市茨城空港利用促進協議会の活動を支援し、地元としての空港の利用促進に関わる新たな方策の提言や機運醸成に努めます。
-  ③地域固有の地場産業・観光資源・歴史・風土などの地域資源を有効に活用するため、茨城空港ターミナルビルにおいて、定期的なイベントなどを実施しながら本市の特産品を周知するとともに、にぎわいづくりを推進します。

基本施策 6 農業の振興

基本方針

- 農業の担い手の確保に努め、将来にわたって安全安心な食料の供給の確保を目指します。
- 生産基盤の整備や市の農畜産物の認知度の向上を推進し、農畜産物などの生産性やブランドの向上を目指します。
- 森林の多面的機能の保持や農地農業用施設の保安全管理、耕作放棄地の解消などを推進し、農村環境の保全を目指します。

主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
遊休農地面積	49.3ha	25.0ha
農業産出額	252億円（令和2年）	252億円
新規就農者数	1人/年度	5人/年度
小美玉ブランド認証品数	—	3件/年度

個別施策

 は重点施策

<p>4601</p> <p>担い手の確保と育成</p>	<p> ①持続可能な農業経営の確立のため、就農して間もない新規就農者の農業経営支援を図ります。</p> <p> ②経営感覚に優れた農家の育成のため、本市の農業を支える認定農業者で構成する認定農業者協議会の活動を支援するとともに、JA、普及センターなど関係機関と連携し、経営改善などの営農指導の強化を図ります。</p> <p>③農地の集積・集約化の取組を推進するため、担い手の経営規模の拡大及びICTの活用など経営の効率化を図ります。</p>
<p>4602</p> <p>農畜産物などの生産基盤の整備</p>	<p>①高品質な農産物を安定的に供給できる産地づくりのため、地域の実情に沿った排水改良・区画整理など生産性向上を図るための計画的な基盤整備を推進します。</p> <p>②水田農業の持続的な発展のため、主食用米に偏らない多様な米生産を推進し、水田のフル活用を図ります。</p> <p>③乳牛の資質の改良のため、優秀な基礎牛の導入を推進します。</p> <p>④ワカサギの人工ふ化などを実施し、霞ヶ浦内水面水産業の振興を図ります。</p> <p> ⑤生産性の向上や生産物の付加価値の向上、農作業の負担軽減を図るため、ICTなど新技術の導入を支援するとともに、スマート農業の普及促進を図ります。</p>

<p>4603</p> <p>安全・安心な農畜水産物の振興</p>	<p> ①本市の農畜水産物の知名度の向上を図るため、新たな付加価値を加えた「小美玉ブランド化」を進めるほか、新規取引先の獲得に向けた支援を行うとともに、生産から加工、流通販売を一本化した「6次産業化*」を推進します。</p> <p>②安全・安心で高品質な農畜産物の安定供給を図るため、家畜防疫の徹底を図るとともに、環境に配慮した農業生産基盤の確立を目指します。</p> <p>③農業生産活動におけるリスクを排除し、産地として農産物の質の向上を図るため、農業生産工程管理（GAP）導入を推進します。</p> <p>④子どもたちが食と農を理解できるよう、学校給食などへの地元農畜産物の供給により、食育活動を推進します。</p> <p>⑤地元農畜産物の消費拡大を図るため、多様な主体と連携した地産地消運動を推進します。</p> <p> ⑥都市と農村の交流を図るため、収穫体験・農作業体験が可能な機会を提供し、魅力ある農業体験ができるシステムの構築を図ります。</p>
<p>4604</p> <p>農村環境の保全</p>	<p>①森林が持つ地球温暖化防止、生物多様性の保全、水源かん養など多面的機能が発揮されるよう、森林クラウドシステム*の整備を図るとともに、平地林の整備・保全を支援し、快適で豊かな森林の創出を図ります。</p> <p>②地域資源の適切な保全管理を推進するため、農地・農業用施設・農村環境を維持保全する地域の共同活動を支援します。</p> <p>③農作物被害の拡大防止のため、農作物の生産に深刻な被害をもたらす野生鳥獣の被害防止対策を行います。</p> <p>④遊休農地の発生防止・解消や農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「人・農地プラン*」に基づき「目標地図*」を作成します。</p>

用語解説

6次産業化：農業分野の雇用と所得を確保するため、生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出などを促進する体制。

森林クラウドシステム：国土交通省国土政策局がインターネット上に提供している森林地域情報。様々な主体が管理する情報（公開可能なもの）を閲覧可能にすることで、データに基づいた持続可能な森林活用を目指すシステム。

人・農地プラン：高齢化や農業の担い手不足が心配される中、地域や集落の話し合いに基づき、5年後、10年後までに、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、当該地域における農業の在り方などを明確化するもの。

目標地図：10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化するもの。人・農地プランと合わせ市町村が作成する。

基本施策 7 商業・工業の振興・企業誘致の推進

■ 基本方針

- 商業環境整備を推進するとともに、担い手の育成、起業の支援など商業活動の活性化に取り組み、日常生活のなかで、不自由なく買い物ができるような商業環境の創出を目指します。
- 市内企業の支援充実を図るとともに、企業間の交流を促進し、地域産業全体の活性化を目指します。
- 積極的な企業誘致を推進し、市内全域はもとより、茨城空港テクノパークや茨城空港周辺地域への産業集積を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
新規起業数（延べ人数）	2人	14人
企業説明会参加者数	144人/年	270人/年
新規企業の立地件数及び拡張企業数	10件	24件

■ 個別施策

 は重点施策

<p>4701</p> <p>商業環境の整備と商業活動の活性化</p>	<p> ①地元商業の維持・活性化を図るため、中小企業の安定的経営や担い手育成、起業の支援、商店街の空き店舗の利活用など、新たな商業の展開支援を実施します。</p> <p>②商工会及び商工団体を核とした商業活動を展開することにより、連携体制の構築を図ります。</p> <p>③商業経営の強化と経営の安定化を図るため、「中小企業信用保険法」による保証制度や事業資金（自治金融）の融資斡旋を促進します。</p>
<p>4702</p> <p>市内企業への支援と交流の推進</p>	<p> ①固定資産税の特別措置の継続に合わせて、企業ニーズに即した新たな優遇制度の検討を推進するとともに、融資制度の活用促進を図ります。</p> <p> ②商工会及び商工団体を核とした商業活動を展開するため、連携体制の構築を図ります。また、新たな就業の機会を増やすため、ハローワークや石岡地区雇用対策協議会などの関係機関と連携し、就業情報の提供や就職説明会を開催します。</p> <p>③市内企業・事業所の情報交換や新たな人脈形成のため、商工団体及び農漁業団体間の異業種間交流の場の提供を実施します。</p> <p> ④既存産業の機能強化と新産業の創生・育成を目指し、市内企業・事業所の訪問を含めた経営相談の支援など、事業者の経営力の強化を図ります。</p>

4703

企業誘致の推進

- ①茨城空港アクセス道路の周辺地域については、土地利用に関する諸計画の総合的な調整を図りつつ、企業ニーズに即した優遇措置の拡大を行い、積極的に企業誘致を推進します。
- ②茨城空港テクノパークについては、土地利用計画・周辺住民・周辺環境に配慮しつつ、県などの関係機関と連携しながら、企業側が求める優遇措置の具体化や相談支援体制の強化などにより、積極的な企業誘致を推進します。

コラム

空き家を放置しないために

空き家は、水道・電気・ガスの使用実績や、人の出入りが 1 年を通してない状態などを考慮して、使用実態がない「空家等」と判断されます。そのうち倒壊のリスクが高い、放火や不法投棄・不審者の侵入・家財の盗難などが多発するおそれがある、衛生上有害となるおそれがある、著しく景観を損なっている、などのそのまま放置できない状態にあると認められる空家等が「特定空家」に指定され、行政による助言や指導のもと改善が図られます。

以前は、相続の過程で所有者不明となった物件などについては、空家等の状況をお知ら



せする通知もできない場合がありますが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、登記情報のほか固定資産税情報の活用が可能になり、所有者や管理者の特定が進められるようになりました。

空き家などが放置されることでまちの魅力や資産価値が低下していくことを防ぐため、不動産事業者との協力による空き家の活用や、特定空家等の改善など、全国の自治体で様々な空家等の対策が進められています。

参考：空き家対策の現状について／国土交通省
空き家対策に関する実態調査 結果報告書／総務省（平成 31 年 1 月）

基本施策 8 観光の振興

■ 基本方針

- 観光を軸として多様な分野との連携を図るとともにシビックプライドの醸成を図るなど「観光地域づくり」を積極的に推進し、観光による地方創生・地域活性化を目指します。
- 地域産業や空のえき そ・ら・ら及びナショナルサイクルルートなどの観光資源の活用を推進するとともに、地域の様々な魅力を活かした市ならではの観光づくりを目指します。
- 国内外に向けた観光情報の効果的な発信を推進し、観光誘客を図ります。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
観光入込客数	1,064,100人	1,383,300人
観光資源や特産物等の情報発信回数	120,054回	192,000回
外国人留学生等による海外向け情報発信回数	0回	30回

■ 個別施策

 は重点施策

<p>4801 観光地域づくりの推進</p>	<p> ①文化・農林漁業・商工業・環境・スポーツなど、地域の関連事業者や住民等の多様な関係者を幅広く誘引し、観光地域づくりに取り組みます。</p> <p>②市民が愛着を感じ、誇れるまちとなるよう、様々な場と機会を活用しシビックプライドを育む取組を進め、本市の未来を創っていく人材を育成します。</p>
<p>4802 観光資源の活用</p>	<p> ①地域の様々な観光資源の魅力を生かしていくため、各専門家のノウハウの共有を図り、地域が一体となって魅力的な観光資源の活用方法の充実に努めます。</p> <p> ②農業関係者及び農業各機関などと連携し、地域の観光資源や特色を生かした体験型観光及びアグリツーリズム*の受け入れ体制を整備し、市ホームページやSNSなどによる情報発信に努めます。</p> <p> ③本市の魅力を発信するため、茨城空港周辺を拠点として、地域の特産品の販売やイベントによる集客に努めます。また、ナショナルサイクルルートを活用したサイクルツーリズムを推進するとともに、「小美玉市まちづくり構想」との整合を図ります。</p>

4803

観光情報発信
の充実

- ①交流人口の増加のため、空の玄関口である茨城空港を核とし、周辺自治体とも広域連携を図りながら、県内観光地の情報を積極的にPRします。
- ②インバウンド観光を推進するため、外国人旅行者のニーズを把握しながら、魅力的な観光資源を使った広域ルート観光や体験型観光の充実を図り、積極的な観光プロモーションに取り組みます。

コラム

ヨーロッパから始まったアグリツーリズム

アグリツーリズムは、「Agriculture」（アグリカルチャー・農業）と「Tourism」（ツーリズム・旅行）を掛け合わせた造語です。類似の言葉としてグリーン・ツーリズムがあります。自然豊かな場所に滞在し、周囲の環境や文化、そこに住んでいる人々との交流を楽しむ余暇活動で、もともとヨーロッパを中心として始まった休暇の過ごし方の一つでした。

日本では、地域活性化に寄与することが着目され、農林水産省を中心に積極的に推進されています。特に日本の農山村部には、そこでしか体験できない伝統や文化が残ってい



▲小美玉市美野里シビック・ガーデン

る場合も多く、日本国内はもちろん海外からのニーズも高まっています。

小美玉市美野里シビック・ガーデンは、栽培指導員が種まきから収穫までを親切に指導するなど、農作業体験や自然との触れ合い、交流の場を提供して、農業への理解を深め、地域農業の活性化を図るグリーン・ツーリズム施設として活用されています。

参考：農泊を中心とした都市と農山漁村の共生・対流／農林水産省
いばらきのグリーン・ツーリズム／茨城県

用語解説

アグリツーリズム：余暇を農業地域などの緑豊かな場所で過ごし、農作業などを体験し、楽しみながら農業について理解を深めることを目的とした活動。

安全・安心な生活を支える体制づくり

■政策の基本方針

自然環境を次世代へ引き継いでいく活動の推進、環境負荷の少ない循環型社会の形成など、かけがえのない小美玉市の自然環境の保全を図ります。

これまでも着実に進めてきた基地対策の充実、上・下水道の整備を継続して行い、安定した生活基盤づくりを推進します。

少子高齢化による担い手不足から、地域防災力の維持が課題となっているなか、防災対策、消防・救急体制、交通安全・生活安全対策においては一層の充実を図ります。

基本施策1 自然・地球環境の保全

基本施策2 循環型社会の形成

基本施策3 基地対策の充実

基本施策4 上・下水道の整備

基本施策5 防災対策の充実

基本施策6 消防・救急体制の充実

基本施策7 交通安全・生活安全対策の充実

■基本施策が目指す SDGsのゴール

<p>基本施策 1 自然・地球環境の保全</p>	   	<ul style="list-style-type: none"> ●排水の安全な再生利用 ●再生可能エネルギーの拡大 ●大気の質の向上 ●気候変動の緩和、早期の環境教育
<p>基本施策 2 循環型社会の形成</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の発生抑制、削減、再利用
<p>基本施策 3 基地対策の充実</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●適切な住環境の確保
<p>基本施策 4 上・下水道の整備</p>	 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な飲料水の普遍的確保 ●自然災害に対する下水道施設の強化
<p>基本施策 5 防災対策の充実</p>	  	<ul style="list-style-type: none"> ●災害弱者に配慮した水害対策 ●あらゆる災害に対する強靱性の向上 ●パートナーシップによる地域防災力の強化
<p>基本施策 6 消防・救急体制の充実</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップによる知識・技術の向上と協力体制の強化
<p>基本施策 7 交通安全・生活安全対策の充実</p>	 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故の減少 ●あらゆる暴力の減少

■現況と課題

■基本施策1 自然・地球環境の保全

①市の魅力である自然環境の良さを守ることが大切

市民アンケートの住み続けたい理由をみると、自然環境の豊かさは市の魅力の一つと言えます。この豊かな自然環境を守るため、一人一人が環境問題についての理解を深め、様々な場面で環境に配慮した活動を実践することが大切です。

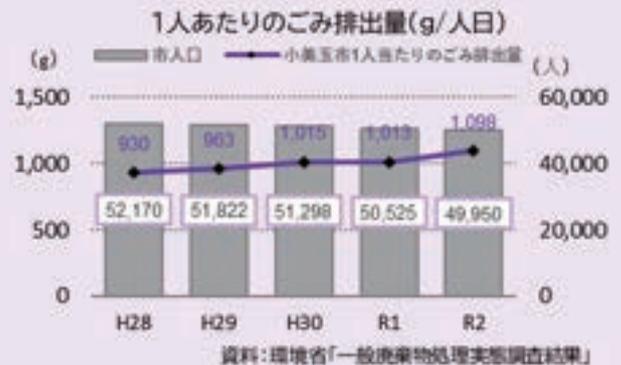


資料:令和3年度「小美玉市総合計画市民アンケート調査結果」

■基本施策2 循環型社会の形成

②可燃ごみの排出量が増加、不法投棄も発生

新広域ごみ処理施設「霞台クリーンセンターみらい」が運用開始され新たなごみの分別が実施されていますが、分別マナー違反がある状況です。また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、可燃ごみの排出量が増加しています。依然として不法投棄も適時発生しており、これらへの対策が必要です。



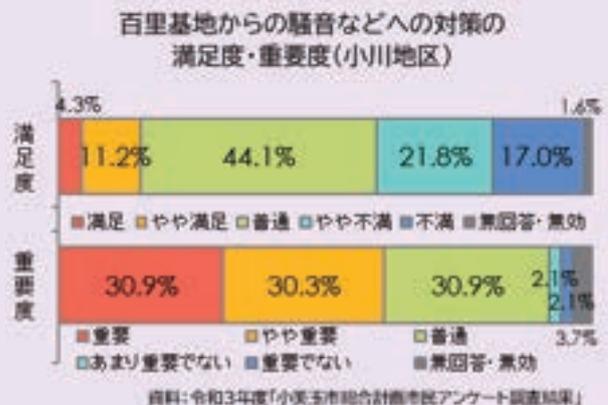
資料:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

■基本施策3 基地対策の充実

③引き続き小川地区における騒音対策が必要

基地周辺の地域振興策として、計画的に道路整備等の公共施設整備に取り組んでいます。今後も地域の生活環境の向上を前提に継続的な整備が必要です。

騒音防止対策については、市民アンケートにおいて小川地区における満足度は15%であり、今後も国への継続的な支援要望や、市独自の取組により騒音負担の軽減を図っていく必要があります。

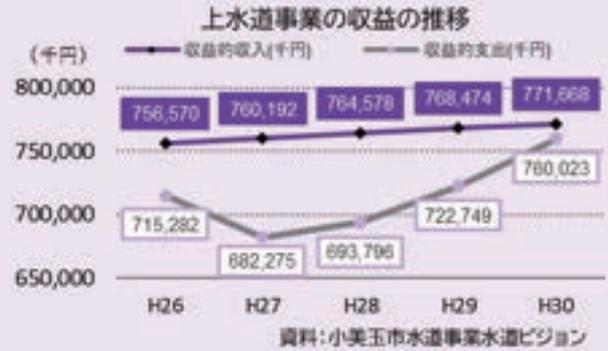


資料:令和3年度「小美玉市総合計画市民アンケート調査結果」

■基本施策4 上・下水道の整備

④施設の老朽化により財源の確保が必要

上水道事業の収入は微増、支出は大きく増加傾向にあります。今後も老朽管の改修や浄配水施設等の改修及び維持管理の強化が必要ななか、人口減少や節水型社会への推移により水需要の減少による収入の増加が見込めない状況です。施設更新および維持管理を継続していくための財源の確保が必要です。



■基本施策5 防災対策の充実

⑤近年多発する自然災害への対策が求められている

本市は全域が平坦な地形であり災害が少ないという特徴があります。しかし、大規模地震や近年多発・激甚化している台風や集中豪雨などによる自然災害に対して、人々の防災意識の高まりに伴い、強靱な都市づくりが求められています。



九州北部豪雨の被害

■基本施策6 消防・救急体制の充実

⑥消防団員数の確保と活動の継続が必要

消防活動に必要な消防車両やその他の装備について適切な維持管理を行っており、地域の消防体制の充実を図るため、今後も継続していく必要があります。

一方で、消防団員数は減少傾向にあり担い手の確保や分団の統合・集約化が課題となっています。



小美玉市消防団

■基本施策6 消防・救急体制の充実

⑦救急需要に対応した装備の充実が必要

救命率の向上を図るため、年々高度化する救急や救助技術に対応した資器材の維持管理や購入・更新が必要です。新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、各種装備の充実を図りました。今後も新たな感染症の発生も想定し、装備の充実や適切な維持管理が必要です。



■基本施策7 交通安全・生活安全対策の充実

⑧今後も交通危険箇所への対策が必要

交通事故件数は減少傾向にあります。交通事故のない安全な社会を実現するためには、交通マナーの向上が必要です。また、通学路の安全対策として、塀の劣化や交通危険箇所については関連機関と連携し、今後も引き続き対策が必要です。



■基本施策7 交通安全・生活安全対策の充実

⑨今後も地域防犯力の強化が期待される

本市における刑法犯の認知件数は概ね減少傾向にあります。今後も市民の防犯意識のもとに地域が防犯活動に主体的に取り組み、さらなる地域防犯力の強化が必要です。また、消費生活については消費者の安全・安心を確保するために、相談員が助言できる体制の充実や啓発活動等が大切です。



基本施策 1 自然・地球環境の保全

■ 基本方針

- 温室効果ガスの排出抑制を推進し、地球温暖化による環境の変化の防止を目指します。
- 環境保全対策を推進するとともに、様々な公害対策、動物愛護の啓発を推進し、かけがえない本市の自然環境の次世代への継承を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
電気自動車充電スタンド設置数	9か所	15か所
園部川、巴川のBOD*値	1.8mg/L	1.8 mg/L
小学校児童を対象とした体験活動参加者数	30人	100人
動物愛護活動支援補助金申請件数	287件	280件
地球温暖化対策地方実行計画における緩和策の策定有無	0計画	2計画

■ 個別施策

 は重点施策

<p>5101 地球温暖化対策</p>	<p>①いばらき県央地域連携中枢都市圏*構成9市町村による「エコライフチャレンジ事業*」など、温室効果ガス削減につながる取組を推進します。</p> <p>②エネルギー使用の合理化を図るため、市が率先して空調設備・照明設備など、日常の運転管理を適切に行うことでエコオフィスを推進します。</p> <p>③エコドライブの実践などにより、公用車の使用燃料を削減します。また、公用車や公用バスの適正化を図るとともに、購入の際は低炭素化を推進します。</p> <p> ④「ゼロカーボンシティ宣言*」に基づき、「環境フェスティバル」を実施するなど、「COOL CHOICE*（クールチョイス）」の普及啓発に努めるとともに、「ゼロカーボンアクション30*」を推進し、カーボンニュートラル*に取り組めます。</p>
<p>5102 水質汚染防止・霞ヶ浦浄化対策</p>	<p>①「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定施設の工場・事業者に対する排水規制を徹底するよう指導に努めます。</p> <p>②霞ヶ浦流域市町村との連携を図り、広域的な水質浄化の取組を推進します。また、水質対策など霞ヶ浦の環境保全に対する、国や県による各種事業の継続実施を促進します。</p>

<p>5103</p> <p>環境保全活動の推進</p>	<p>①環境に対する豊かな感受性や、SDGs達成の担い手を育成するため、学校教育における体験学習や生涯学習における環境をテーマとした自然観察教室を推進します。</p> <p>②環境保全に関する指導者を育成するとともに、情報の提供に努めます。</p> <p>③霞ヶ浦清掃大作戦など、霞ヶ浦浄化に向けた活動を推進するとともに、巴川探検隊・恋瀬川探検隊・小美玉わくわく探検隊の参加促進を図ります。</p>
<p>5104</p> <p>公害対策</p>	<p>①公害防止協定を締結している事業所への立入調査を実施するとともに、その他の事業所についても公害防止協定の締結を促進していきます。</p> <p>②市民が住み心地のよい生活環境を守るため、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭・地盤沈下などの公害防止に適切に対処します。</p>
<p>5105</p> <p>動物愛護の推進</p>	<p>①飼主の飼育放棄の防止や、散歩時のマナーなどを啓発するため、茨城県動物指導センターと連携し、広報・パンフレット・看板掲示などを実施します。また、望まれない子猫、子犬を減らすため、去勢・避妊治療の助成に努めます。</p> <p>②狂犬病の発生を予防するため、狂犬病予防接種の推進と接種率の向上に努めます。また、野生動植物の保護について周知啓発に努めます。</p>

用語解説

BOD：生物化学的酸素要求量。水の汚れを知る上で重要な目安となる水中の有機物の量を表す数値。

いばらき県央地域連携中枢都市圏：「連携中枢都市圏」は、人口減少・少子高齢社会にあっても、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策。その中の「いばらき県央地域連携中枢都市圏」は、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の5市3町1村で構成されている。

エコライフチャレンジ事業：地球温暖化問題を、より多くの方に知っていただくために県央地域が一体となって、省エネ・節電の取組を進めている事業。参加者は一定期間、省エネ・節電を心がけた生活を実行することで、電気使用量の削減に取り組む。

ゼロカーボンシティ宣言：市民・事業者・行政が協働・連携し、地球規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明した宣言。（令和2年7月共同表明）

COOL CHOICE：2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。（令和元年10月賛同宣言）

ゼロカーボンアクション30：衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション」として整理したアクションリスト。

カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスのうち人為的なものの排出量から、植林・森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

基本施策 2 循環型社会の形成

基本方針

- ごみの減量化を図るとともに、資源のリサイクルと適正な処分を推進し、資源の消費を抑制した環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。
- 不法投棄に対する監視体制の強化や早期解決を図るとともに、不法投棄に対する啓発に努め、ごみの不法投棄の未然防止を目指します。

主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
1人1日あたりのごみ排出量	840g/日・人	790g/日・人
ごみの資源化率	26.9%	27.0%
不法投棄されたごみ収集量	7,310kg	6,880kg

個別施策

 は重点施策

5201 ごみの減量化の推進	①広域化によるスケールメリット*を生かしながら循環型社会を推進するため、事業主体である霞台厚生施設組合や構成4市町との連携を図り、安定的なごみ処理広域体制を推進します。
	②生ごみの減量化と堆肥化を図るための市民の取組を支援します。また、食品ロス削減の周知啓発に努めます。
	③資源ごみの分別を徹底します。また、受益者負担に基づき、廃棄物処理手数料の適正化について検討を進めます。
5202 リサイクルの推進	①3R（ごみの減量・再使用・再生利用）の実践を啓発するとともに、生ごみ、古紙、古布、草木、小型家電などの循環資源の適正利用に関する取組を推進します。
	②リサイクル運動を推進していくため、資源ごみの集団回収を支援します。また、エコショップの登録拡大や市内小売店などでの拠点回収を推進します。
	③地域循環型のエネルギーシステムの構築に向け、生ごみを含む可燃ごみの焼却熱を利用するサーマルリサイクル*を推進し、電力の地産地消を検討します。また、地域のバイオマス*を活用した産業創出など、地域活性化について検討を進めます。

5203

不法投棄の防止対策

①不法投棄を未然に防止するため、監視指導員による巡回指導や監視サポーターなど、市民と連携した監視強化に努めます。また、不法投棄の早期解決を図るため、指導・処分・取締りの徹底を関係機関に要請します。

②環境美化保全活動の促進を図るため、市民や市内事業者に対して、クリーン作戦の実施や不法投棄抑止看板の配布などを行います。また、廃棄物の適正処理及び不法投棄防止の啓発に努めます。

コラム

一人一人ができることから、ゼロカーボンアクション 30

日本は、2020年10月に2050年までに温室効果ガス排出を全体として実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。この「2050年カーボンニュートラル宣言」を受けて「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられ、地域における「暮らし」「社会」分野を中心に、生活者目線での脱炭素社会実現に向けた工程と具体策が示されました。

環境省は、エネルギー、交通手段、ファッション、フードロスなどの日常生活における30の脱炭素行動と、暮らしにおけるメリッ



▲環境省 COOL CHOICE ホームページより

トを「ゼロカーボンアクション30」として整理し、一人一人のライフスタイルの転換を呼びかけています。

参考：COOL CHOICE：カーボンニュートラルの実現に向けて、未来のために、今選ぼう。／環境省

用語解説

スケールメリット：同種のを多く集めることによって、単体よりも大きな結果が出せることを指す和製英語で、「規模の経済」「規模の優位性」とも呼ばれる。経営や事業、生産、販売など、さまざまな規模の拡大によって生まれる、生産性向上や効率性上昇、知名度向上、強力な販売力を背景とした購買力・仕入れ力の向上などの効果のこと。

サーマルリサイクル：廃棄物を焼却処理した際に発生する排熱を回収し、エネルギーとして利用すること。

バイオマス：生物資源(bio)の量(mass)を表す概念。再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。畜産廃棄物や木材、藁、食品産業から発生する廃棄物などの活用が進められている。

基本施策 3 基地対策の充実

■ 基本方針

- 基地周辺の生活環境の整備や民生安定の向上を推進し、航空自衛隊百里基地との共存を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
地区要望道路整備の件数	6路線	6路線
住宅防音工事（機能復旧）の進捗率	69.9%	75.0%

■ 個別施策

 は重点施策

5301 百里基地周辺 地域振興・環 境整備	①周辺地域の生活環境の向上を図るため、防衛省の補助事業などを活用し各種事業を推進するとともに、地域振興策の充実に努めます。
5302 障害防止対策 の充実	①航空機による騒音障害を軽減するため、住宅防音工事助成など国が実施している障害防止対策のさらなる充実を要望します。 ②日常的な航空機騒音障害を被っている周辺地域に対する本市独自の航空機騒音対策として、テレビ騒音障害対策事業、電話騒音障害対策事業及び地域運営補助を継続的に実施します。

基本施策 4 上・下水道の整備

■ 基本方針

- 上水道については、計画的な施設の更新と水道事業による健全経営を推進し、安定的に安全でおいしい水の供給を継続します。
- 下水道については、計画的な整備・更新、合併処理浄化槽の普及促進に取り組むとともに、下水道事業の安定的・効率的な維持管理運営を推進し、市民の快適で衛生的な生活環境を守ります。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
配水管の耐震化率	18.0%	24.0%
公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による汚水処理の普及率	83.1%	95.4%

■ 個別施策

 は重点施策

5401 安全・安心な おいしい水の 安定供給	①耐震化率の向上のため、老朽配水管から耐震性の高い配水管へと移行します。
	②水需要に対応した安定供給を行うため、浄配水施設などの計画的な改修及び維持管理の強化を図ります。
5402 水道事業の健 全経営	①人口減少による水需要の減少や節水型社会へ推移していくなか、上水道の安定的なサービス提供を継続するため、「小美玉市水道事業経営戦略」や「小美玉市水道事業水道ビジョン」に基づき、中長期的な水道施設の維持・更新計画を推進するとともに、健全で安定的な経営基盤の強化を図ります。
5403 下水道などの 整備	①公共下水道については、人口減少による施設利用の変化を見据え、経済的・効率的整備を進めるとともに、農業集落排水施設の統合や公共下水道への転換など、地域特性に応じた整備手法を検討します。
	②公共下水道及び農業集落排水施設計画区域以外の地域においては、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
	③公共下水道及び農業集落排水施設への接続率向上のため、宅内排水設備への整備を支援します。

- ①公共下水道及び農業集落排水施設について、計画的かつ効率的な維持管理運営に努めます。
- ②地震、風水害などの自然災害における被害リスクを低減させるため、下水道施設の強化などの災害対策を計画的に実施します。

コラム

熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル

サーマルリサイクルとは、廃棄物を燃やすときに発生する「熱エネルギー」を回収して利用するリサイクル方法です。回収した熱は、発電や温浴施設、プールなどに使われます。

サーマルリサイクルのメリットは、「消費資源の削減」です。紙類や廃プラスチックなど様々なものを燃やすことで、石炭・石油などの資源の消費を削減できます。

一方で、デメリットとしては、ごみの焼却によるダイオキシンなどの有害物質を含む排ガスの発生、二酸化炭素の排出が挙げられます。



▲霞台クリーンセンターみらい

霞台クリーンセンターみらいは、小美玉市、石岡市、かすみがうら市、茨城町のごみ処理を担う新広域ごみ処理施設です。ごみ焼却時の有害物質発生を抑えるため、排ガス中のダイオキシン類に係る法令基準値を大きく下回る自主規制値で運用しています。

参考：廃プラスチックのサーマルリサイクル実施による効果と影響について／東京二十三区清掃一部事務組合

基本施策 5 防災対策の充実

■ 基本方針

- 「小美玉市地域防災計画*」に基づき、市民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを目指します。
- 地域ぐるみの支援体制づくりを推進し、市民一人一人の防災意識を高め、地域の防災力の向上を目指します。
- 多様な情報伝達手段を活用し、総合的な危機管理体制の充実を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
防災訓練回数	1回/年	5回/年
防災士資格取得者数	57人	83人

■ 個別施策

 は重点施策

5501

防災体制の強化

- ① 「小美玉市地域防災計画」に基づき、災害の予防、発災時の応急対策、復旧などに備えます。また、「小美玉市国土強靱化地域計画*」に基づき、リスクシナリオ*を回避するため、必要な施策に総合的に取り組みます。
- ② 地域防災力の向上及び防災思想の普及のため、実践的な防災訓練や防災講習会を実施します。
- ③ 緊急災害時における迅速かつ確実な情報伝達のため、国・県・関係機関との広域的な防災体制の充実・強化を図ります。
- ④ 災害時の備えとして、食料や災害対応機材などの備蓄品の拡充及び流通備蓄品の確保を行います。
- ⑤ 災害発生時にすばやく安全に避難できるよう、防災対策の情報を記載した「小美玉市防災ハザードマップ」を配布し、市民の災害に対する認識を深めます。また、必要に応じて見直しを進めます。
- ⑥ 緊急災害時に情報を迅速かつ広範囲に伝達するため、防災行政無線による災害情報などの放送を行います。戸別受信機設置を推進し、聞き取りやすく、確実に情報を届けられる環境の整備を進めます。
- ⑦ 広範囲にわたる大規模な災害が発生した場合、受け入れ体制の確保のため、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行います。

<p>5502</p> <p>自主防災の強化</p>	<p>①災害時の要支援者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治組織・福祉ボランティア団体などによる支援組織の活動強化の推進を図ります。</p> <p>②「自助」「共助」の意識を高め、防災士資格取得の促進と地域防災力の充実・強化を図るため、自主防災組織の強化を促進します。また、自主防災組織活動マニュアルの作成や防災訓練などを通じて助言・指導を図るとともに、自主的な防災活動が行えるよう支援を行います。</p> <p>③耐震診断や耐震改修及び、避難路の安全性を確保するための支援を行います。</p>
<p>5503</p> <p>総合的な危機管理体制の充実</p>	<p>①大規模災害や他国からの武力攻撃・重大なテロなどが発生した場合、必要な情報を迅速に伝えるため、多様な情報伝達手段（防災行政無線・Jアラート*・エリアメール*・Lアラート*など）を活用し、緊急時の情報提供を実施します。</p> <p>②危機管理意識の啓発を図るとともに、非常時に適切に対応するための総合的な危機管理体制の充実を図ります。</p>

用語解説

小美玉市地域防災計画：地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務などを定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧などに視点を置いた計画。（平成29年3月策定）

小美玉市国土強靱化地域計画：国の「国土強靱化基本計画」、茨城県の「茨城県国土強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけられている。平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画。（令和2年3月策定）

リスクシナリオ：想定する災害（リスク）とその災害によって想定される障害（シナリオ）の組み合わせ。

Jアラート：全国瞬時警報システム。弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、区市町村防災行政無線（同報系）などを自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

エリアメール：事前の登録や契約は必要なく、災害・避難など緊急にお知らせするべき事態が発生した場合に携帯電話に情報を配信するサービス。

Lアラート：災害発生時に行政やライフライン事業者が発信する避難指示、お知らせなどを集約し、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤とし、効率的な情報伝達を実現するシステム。

基本施策 6 消防・救急体制の充実

■ 基本方針

- 消防力の強化を推進し、各種災害に迅速に対応できる体制を目指します。
- 自治組織と連携を図りながら火災予防対策を推進し、住宅火災の出火件数及び死傷者ゼロを目指します。
- 救急救助体制の強化、応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上を目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
住宅防火診断数	83件	240件
住宅用火災警報器設置率	50.0%	70.0%
救急救命講習受講者数	104人	500人

■ 個別施策

 は重点施策

<p>5601 消防力の強化</p>	<p>①市民の安全・安心な暮らしを支える消防活動体制を確立するため、消防士の人員を確保するほか、消防車両などを計画的に更新・整備し、迅速確実に対応できる消防力を強化するとともに、消防需要を的確に把握し、充実した車両の配置などを行います。</p> <p>②国の定める水利の基準及び市内の水利事情を勘案し、地区公民館などの公共性の高い土地を中心に耐震性貯水槽など消防水利の整備を進めます。</p> <p>③消防体制の充実のため、初期消火活動や事後処理などにおいて、重要な役割を果たす消防団の消防車両及び消防ホースなどを更新します。</p> <p> ④地域の消防力の重要な担い手となる消防団の充実強化・活性化のため、消防団員の処遇改善を図ります。また、様々な媒体を活用した新入団員の確保に努めるとともに、消防団員を後方支援する新たな支援体制を構築します。</p>
<p>5602 火災予防対策の推進</p>	<p> ①火災予防知識の推進・住宅用火災警報器の普及促進のため、市民の関心を高めながら、住宅用火災警報器設置義務の周知に努めます。</p> <p>②事業所などの災害の未然防止と軽減のため、防火対象物の消防用設備などの是正、防火管理者・危険物取扱者（危険物施設）に対する火災予防の指導に努めます。</p>

<p>5603</p> <p>救急救助体制の強化</p>	<p>①救命効果を向上させるため、救急救助資器材などの充実を図ります。</p> <p>②即戦力となる救急救命士の人員を確保するとともに、救急活動における各隊の連携及び隊員の知識・技術の向上、並びに医療機関などの関係機関との協力体制の強化を推進します。</p>
<p>5604</p> <p>市民の応急手当の普及・啓発</p>	<p>①救命率向上のため、救急車が到着するまでの間に市民による適切な救命処置が行えるよう、心肺蘇生法と自動体外式除細動器（AED）の取り扱いなど、応急手当の普及啓発を推進します。</p>

コラム

想定される災害に備えて

各自治体が策定する「国土強靱化地域計画」では、地理的・地形的・気候的・社会経済的などの特性を踏まえて、想定した大規模自然災害などから派生する直接的・間接的な影響を検討し、様々な事態への備えを検討しています。「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定し、そのような事態を回避するために必要な現状分析、評価、施策の検討を行っています。

令和2年3月に策定された「小美玉市国土強靱化地域計画」においては、29のリスクシナリオを設定し、それを回避するための施策の進捗度などを評価しています。



▲市職員の避難所設営訓練

例えば、「電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止」というリスクシナリオに備えて、行政、地域、家庭ではどのような備えが必要でしょうか。住んでいる場所や家族構成で、備えるものや避難の手段は変わってきます。自助・共助・公助のすべてにおいて、「何が起きるか」を想像しながら適切な備えをしていく事が、被害を最小限に抑えることにつながります。

参考：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）／内閣官房
小美玉市国土強靱化地域計画／小美玉市（令和2年3月策定）

基本施策 7 交通安全・生活安全対策の充実

■ 基本方針

- 交通安全運動を推進するとともに、交通安全施設の整備や危険箇所の整備を推進し、交通事故等による死傷者ゼロを目指します。
- 市民一人一人の防犯意識の高揚により地域の防犯力を高め、地域住民が安心して暮らせるまちを目指します。
- 県と連携した相談体制の充実を推進し、市民が消費に関するトラブルに巻き込まれないまちを目指します。

■ 主な成果指標

指標名	実績値（令和3年度）	将来値（令和9年度）
市内交通事故件数	104件	102件
自主防犯組織数	20団体	21団体
刑法犯の認知件数	212件	212件
消費生活相談件数	227件/年	250件/年

■ 個別施策

 は重点施策

<p>5701 交通安全運動の推進</p>	<p> ①市民一人一人の安全意識を高めるため、各季交通安全キャンペーンなど、啓発活動の充実を図ります。</p> <p>②事故件数の割合が増加傾向にある高齢者をはじめ、年齢層に応じた交通教育・啓発に努めます。</p>
<p>5702 交通安全施設の充実</p>	<p> ①児童などの交通弱者の交通安全を確保するため、関係機関と協力し、危険箇所などを重点的にカーブミラーや区画線、信号機などの交通安全施設の整備に努めます。</p>
<p>5703 地域防犯体制の確立</p>	<p> ①子どもや高齢者を対象とした防犯対策を推進するため、学校での防犯講習会を開催するとともに、地域や関係機関との連携を図りながら、複雑・多様化する犯罪に関する最新の情報や予防策の提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。</p> <p>②自警団やコミュニティなど、地域の防犯ネットワーク及び防犯設備を強化するため、地域における自主的な防犯活動や、行政区で負担している防犯灯の電気代を支援するほか、防犯カメラの増設に努めます。</p>

5704

消費生活の安全の確保

- ①商品の安全性や様々な消費トラブルについて、広報だけでなく、茨城県消費生活センターや消費生活関連団体などとの連携を通じて、消費者被害を未然・拡大防止するために、具体的な被害事例や予防策についての情報提供に努めます。
- ②消費者被害における手口の巧妙化に対応するため、茨城県消費生活センター・警察・弁護士と連携しながら、消費者からの被害・苦情・問い合わせなどに対し、小美玉市消費生活センターにおいて助言や情報提供を行うなど、相談体制の充実を図ります。

コラム

全国瞬時警報システム Jアラート

Jアラートは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星および地上回線を通じて全国の都道府県、市町村などに瞬時に伝達するシステムです。国からJアラートにより情報伝達があった場合は、市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

弾道ミサイル攻撃に関する情報など国民保護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの防災気象情



▲小美玉市役所の防災無線アンテナ

報は気象庁から発出され、消防庁の送信設備を経由して市町村に送信される仕組みになっています。

参考：平成29年版消防白書／総務省消防庁
内閣官房国民保護ポータルサイト／内閣官房



重点プロジェクト

小美玉新時代を実現する重点プロジェクト
- まちがにぎわう わいわいプロジェクト
- ひとつつながる いきいきプロジェクト
- あしたひろがる わくわくプロジェクト

小美玉新時代を実現する重点プロジェクト

小美玉市第2次総合計画、前期基本計画策定後の様々な社会情勢の変化、小美玉市のまちづくりの熟度などに対応し、後期基本計画において、新たな重点プロジェクトを設定します。

小美玉市を取り巻く環境を見ると、時代の変化は目まぐるしく、風水害・地震などの災害や感染症などの脅威、世界経済の不均衡、紛争の脅威など、多くの不安に見舞われています。特に新型コロナウイルスの感染拡大においては、人々の暮らしに「新しい生活様式」の実践が求められることとなりました。

私たちの住む地域に目を向ければ、穏やかな水と緑の自然が残されており、ずっと以前から変わらない豊かな自然、地域、人々の生活が未来へと続いているように見えます。

しかし、地方創生の取組の効果は限定的であり、人口減少の傾向は続くなど、現状はさらに深刻さを増している状況です。このことに対応していくためには、人口の流出に歯止めをかける施策を継続するだけでなく、交流人口の拡大や新たな取組による地域経済の活性化を図っていく必要があります。

これからのまちづくりにおいては、今が時代の変革期であることを踏まえ、これまでの取組を継承しながらも、人々が集い、生活する場として、活力と賑わいのあるまちづくり、また、市民協働の深化や地域が育てる人づくり、そして、デジタル化やSDGsに対応しながら、小美玉市の若者が明日に希望を持てるまちづくりを進めていく必要があります。

そこで本計画では、後期基本計画の計画期間である5年の中で取り組むべき3つの重点プロジェクトを示します。

小美玉新時代の実現に向けて

—小美玉市の持続的な発展と輝く未来を目指して—チャレンジ

まちがにぎわう
わいわい
プロジェクト

ひとがつながる
いきいき
プロジェクト

あしたひろがる
わくわく
プロジェクト

Project まち

- にぎわいの創出
- 活力のあるまち
- 新たな基盤づくり

Project ひと

- 市民協働のまち
- 地域で守る安全
- 地域が育てるひと
- 健康・子育て支援

Project あした

- DX推進
- 若者が活躍するまち
- SDGsの地域づくり
- 職員が変わる

1 にぎわい創出プロジェクト

★茨城空港を核としたにぎわいづくり【4501・4803】

- ・茨城空港をにぎわいの核として、まちの顔となる拠点づくり及び周遊環境の整備を推進します。

◆茨城空港



★多様な地域資源を活用した観光地域づくり【4102・4302・4802】

- ・霞ヶ浦や体験型施設など多様な観光資源を活用した観光を促進します。
- ・大井戸湖岸公園や茨城空港公園などにおいて交流の場づくりを推進します。

◆小美玉市美野里シビック・ガーデン



★人を呼び込むしかけづくり【4102・4302・4801・4802】

- ・JR羽鳥駅周辺において人が集まる魅力づくりを推進します。
- ・多様な関係者を幅広く誘引し、観光地域づくりを推進します。
- ・「いばらきサイクルツーリズム構想」と連携を図り、ナショナルサイクルルートを活用したサイクリストを呼び込むしかけづくりを推進します。

◆つくば霞ヶ浦りんりんロード



★持続可能な農業の推進【4601・4602・4603】

- ・新規就農者の支援など持続可能な農業経営の確立を図ります。
- ・ICTなど新技術を導入し、スマート農業を推進します。
- ・農畜水産物の「小美玉ブランド化」及び「6次産業化」を推進します。
- ・都市と農村の交流を図るため、農業体験ができるシステムを構築します。

◆スマート農業イメージ



「生産現場の課題を先端技術で解決する！
農業分野における Society5.0 の実現」

◆スマート農業の効果

①作業の自動化で人手を省くことが可能に

②情報共有の簡易化で熟練者以外でも農業活動が可能に

③AI 解析などの活用で高度な農業経営が可能に

参考：スマート農業の展開について(2022年 8月 農林水産省)

2 活力あるまちプロジェクト

★小美玉市の魅力を最大限に活かした企業誘致の推進【4101・4102・4701・4703】

- ・企業誘致活動の積極的な取組を継続的に推進します。
- ・地域雇用の確保に向けた企業情報の共有・連携を図ります。
- ・茨城空港アクセス道路周辺地域の土地利用の調整や企業誘致を推進します。
- ・茨城空港テクノパークや茨城空港周辺地域への産業集積を促進します。

◆茨城空港アクセス道路



◆茨城空港テクノパーク



★市内企業の支援による商業活動の活性化の促進【4701・4702】

- ・中小企業の安定的経営や担い手の育成、新たな商業の展開を支援します。
- ・企業ニーズに即した優遇制度の検討や、融資制度の活用を促進します。
- ・経営相談支援、産業活性化コーディネーターの派遣など市内企業の支援充実を図ります。

3 新たな基盤づくりプロジェクト

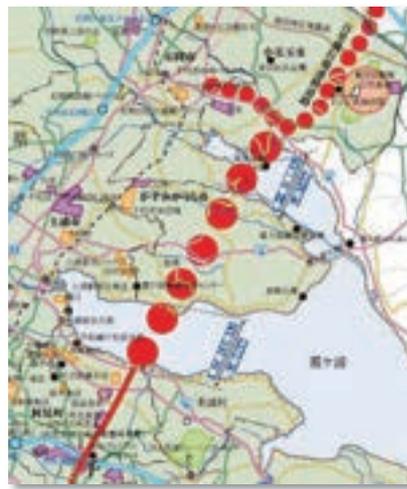
★小美玉市のあしたに向けた基盤づくりの取組を促進【4201・4204】

- ・国道6号小美玉道路(仮称)の整備を促進します。
- ・霞ヶ浦二橋及び百里飛行場連絡道路の建設を国・県に要望していきます。
- ・つくばエクスプレスの茨城空港までの延伸を要望していきます。

◆国道6号小美玉道路(仮称) (関東地方整備局)



◆霞ヶ浦二橋構想図



■ひと

－ ひとつがつながる いきいきプロジェクト

1 市民協働のまちプロジェクト

★市民協働でつながるまちづくり【1101・1102・1103】

- ・市民による地域活動の活性化を目指し、まちづくり組織を支援します。
- ・まちづくりの人材の発掘・育成とネットワークづくりを支援します。
- ・まちづくり活動情報の共有化と情報発信力の向上を支援します。

◆小美玉市まちづくり組織図(小美玉市)



★シティプロモーションで市内外とつながるまちづくり【1601・1602】

- ・「小美玉市シティプロモーション指針」に基づき戦略的かつ円滑なシティプロモーションを推進します。
- ・小美玉市のよさ、魅力の発掘により、シビックプライドの醸成を図ります。

◆小美玉市シティプロモーション指針(小美玉市)

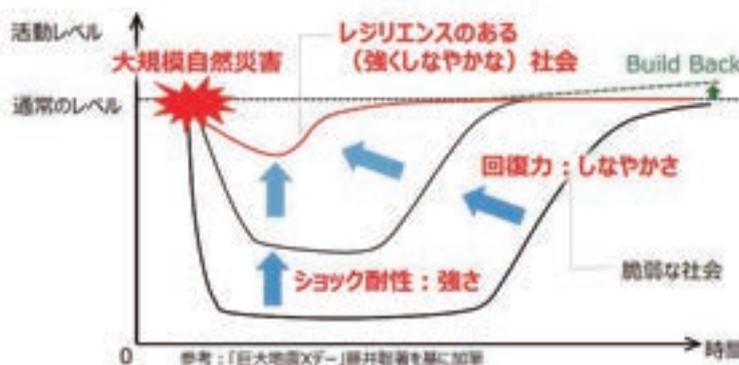


2 地域で守る安全プロジェクト

★市民の安全を守る防災・減災のまちづくり【5501・5502・5601・5602・5701・5702・5703】

- ・災害に強くしなやかなまちづくりを目指し、安全の向上に資する基盤整備を促進します。
- ・地域防災力の向上及び自主的な防災活動の育成強化に努めるとともに、広域的な防災対策の充実・強化を図ります。
- ・地域消防力の強化を図るとともに、市民の関心を高めするなど火災予防対策を推進します。
- ・市民の交通安全意識を高める啓発活動の充実や交通安全施設の整備を推進します。
- ・地域防犯体制の確立に努めるとともに、犯罪の予防策を提供し、防犯意識の高揚を図ります。

◆国土強靱化とは(内閣官房)

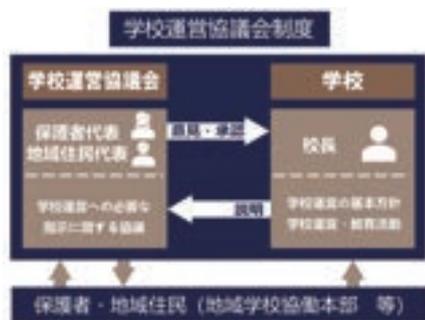


3 地域が育てるひとづくりプロジェクト

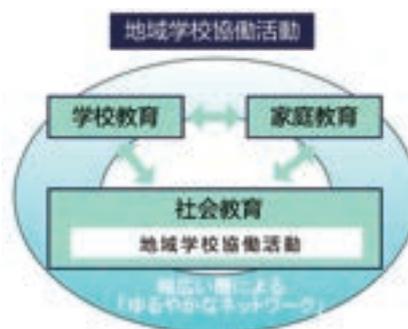
★コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進【2208・2306】

- ・市内全校で地域と連携したコミュニティ・スクールを推進します。
- ・学校と地域が連携・協働して行う地域学校協働活動を推進します。

◆コミュニティ・スクールの仕組み(文部科学省)



◆地域学校協働活動の仕組み(文部科学省)



★自らの明日を切り拓く教育の推進【2201・2202・2203・2205】

- ・子どもたち一人一人の確かな学力を育成します。
- ・ICTとこれまでの教育のよさを生かし、すべての教科・領域においてICTを活用した教育を推進します。
- ・地域の自然や歴史を学ぶ環境教育・郷土教育、外国語教育を推進します。
- ・道徳教育・人権教育や、子どもたちの発達段階に応じた教育など豊かな心を育む教育の充実を図ります。

4 市民の健康づくり・子育て応援プロジェクト

★市民の健康づくりをサポートする取組の推進【3104】

- ・市民の健康寿命の延伸を掲げ、小美玉スマート・ライフ・シティを目指した健康づくりを推進します。

★子育て世代を応援する多様な取組の推進【2101・2102・2103・3101・3102】

- ・子育て世代のニーズに対応した子ども・子育て支援事業を推進します。
- ・母親及び乳幼児の保健対策の適切な実施と、妊娠期から子育て期を通した切れ目ない支援を推進します。
- ・おみたま子育てアプリ版の普及や市独自の負担軽減策など多様な子育て支援の充実を図ります。

★高齢者、障がい者が安心して暮らせる取組の推進【3301・3305・3401・3402・3501】

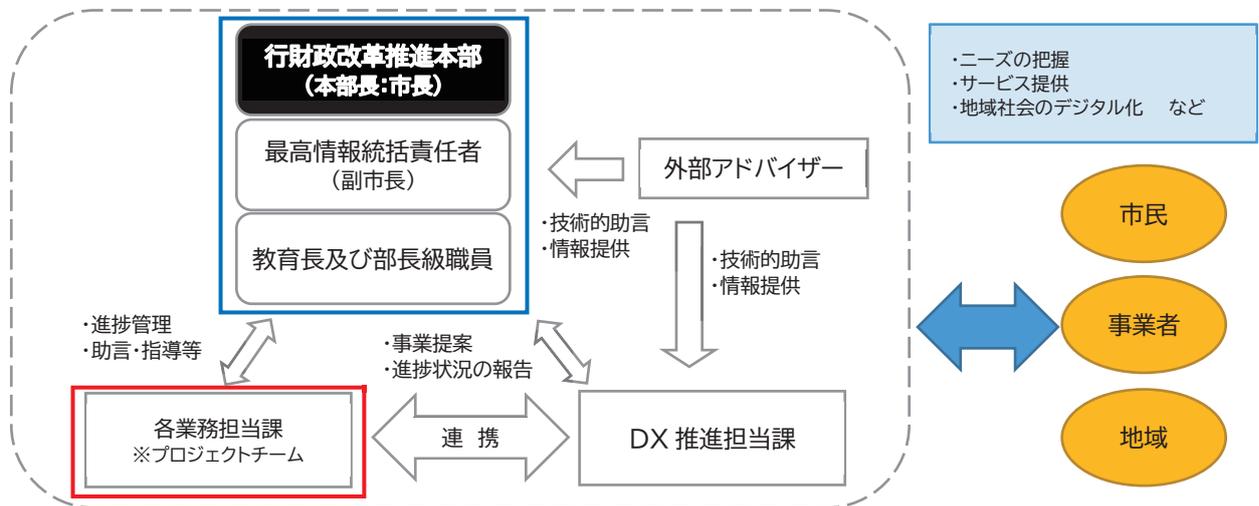
- ・地域包括支援システムの充実を図るとともに、介護保険制度の適正な運用に努めます。
- ・高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、安心して暮らせる高齢者福祉サービスの充実を図ります。
- ・障がいや障がい者に関して正しい理解と認識を深め、差別の解消と権利擁護を推進します。

1 DX推進プロジェクト

★「小美玉市DX推進計画」に基づく自治体DXの推進【1302・1304・2202】

- ・行政手続きの効率化・迅速化を目指し、手続きのオンライン化などDXを積極的に推進します。
- ・デジタル化への対応が困難な市民への支援や、市民の情報格差の是正のため支援を図ります。
- ・市保有情報のオープンデータ化を図ります。
- ・ICT環境の整備・ICTを活用するための情報教育の充実など、学校におけるDXを推進します。
- ・デジタル技術を活用した生涯学習・文化・スポーツ活動の推進と施設利用者の利便性の向上を推進します。

◆小美玉市 DX 推進体制図



参考：小美玉市デジタル・トランスフォーメーション推進計画基本計画（小美玉市）

2 若者が活躍するまちプロジェクト

★若年層の市内定着を図るためのシビックプライドの醸成【1501・1602】

- ・地元で就職を考えている若者へのサポート体制を整えます。
- ・本市への移住を検討している人が安心して移住できるよう支援します。
- ・定住を促進するための総合的なサポートや住宅取得の優遇など、快適に住める環境づくりを進めます。
- ・シティプロモーションの推進を通して、シビックプライドを醸成します。

◆小美玉市移住定住サイト「おみたま暮らし」(小美玉市)

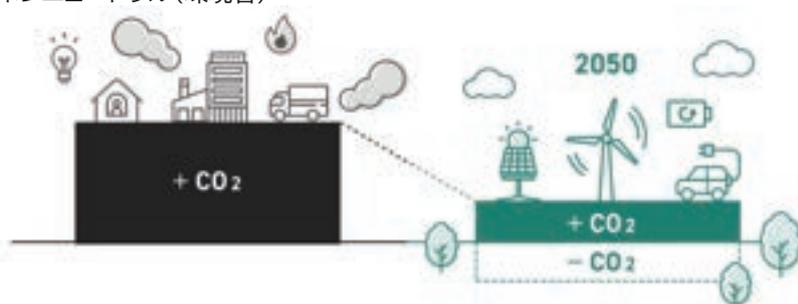


3 SDGsで実現する持続可能な地域づくりプロジェクト

★カーボンニュートラルの推進【5101・5103】

- ・ゼロカーボンシティ宣言に基づきカーボンニュートラルを推進します。
- ・学校教育や生涯学習において環境をテーマにした学習機会を提供し、SDGs の担い手を育成します。

◆カーボンニュートラル(環境省)



★多様な主体の活躍を目指した取組の推進【1204・1205・1305】

- ・男女共同参画意識の醸成などを図り、あらゆる差別の解消に向けた啓発に取り組みます。
- ・政策・方針決定の場に女性が参画できるよう取り組むとともに、女性の活躍を推進していきます。
- ・国際化への理解を促進するとともに、多文化共生社会実現のための交流を促進します。

◆労働者の割合・管理職の割合



出典：SDGs 報告 2019（国際連合広報センター）

4 職員が変わる・職員の意識向上プロジェクト

★自治体DXに対応していくための人材育成・人材確保【1302・1402・1405】

- ・テレワークを活用し、非常時においても行政サービスを提供できるデジタル環境の整備を推進します。
- ・デジタル技術の導入により業務の効率化を図ります。
- ・市町村アカデミーへの研修派遣や情報セキュリティに関する研修など、多様な機会を活用した人材育成・人材確保を図ります。
- ・高度多様な市民ニーズに対応できる職員の能力・体質の強化を図ります。

◆小美玉市職員研修





資料編

- 1 策定の経緯
- 2 諮問・答申
- 3 条例等
 - (1) 小美玉市自治基本条例
 - (2) 小美玉市総合計画審議会条例
 - (3) 小美玉市総合計画策定委員会設置要綱
- 4 小美玉市総合計画審議会委員名簿
- 5 基本構想の概要
- 6 個別施策別 SDGs 整理表

1 策定の経緯

■令和3年度

開催年月日・期間	会議等種別	内容・事項
令和3年 8月18日～ 9月18日	□市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住18歳以上の男女3,000人 ・回収率20.8%
11月2日	○第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定方針について ・調査報告（基礎的調査、市民アンケート調査、職員意識調査 など） ・各課達成状況調査実施概要について
11月2日～ 11月16日	・各課達成度調査	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画各施策の達成状況の把握
11月20日	□第1回総合計画ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・小グループによるワークショップ テーマ -総合計画の中で大事なものは何だろう？- -SDGsで総合計画を考えてみよう！-
12月23日	●第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定方針について ・調査報告（基礎的調査、市民アンケート調査、職員意識調査 など） ・各課達成状況調査実施概要について
令和4年 1月12日～13日	□市民・団体グループヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・5分野の категорияでヒアリング A 市民協働・シティプロモーション B 教育・文化 C 保険・福祉・医療 D 産業振興 E 環境・防災・安全
1月27日	・第1回市長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果 ・後期基本計画で優先すべき事業 ・長期的に取り組むべき政策 など
2月21日	○第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告（市民アンケート調査、職員意識調査、各課達成状況） ・市民・団体ヒアリング実施報告
3月17日	●第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告（市民アンケート調査、職員意識調査、各課達成状況） ・市民・団体ヒアリング実施報告
3月25日	◆全員協議会報告	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度進捗状況報告

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 市民参画 ◆ 小美玉市議会 ● 小美玉市総合計画審議会 ○ 小美玉市総合計画策定委員会 |
|--|

■令和4年度

開催年月日・期間	会議等種別	内容・事項
令和4年 4月9日	□第2回総合計画ワークショップ	・小グループによるワークショップ ・架空のまちの行政運営シミュレーションゲームを行い、まちの事業や予算を知る テーマ -ゲームを通して、まちの運営を体験してみましよう！-
4月15日	・各課原案調査説明会	・各課原案作成に関わる説明会の開催
5月24日	・第2回市長ヒアリング	・市民協働の進め方 ・5年以内に取り組みたいこと ・長期的に取り組むべきこと など
6月23, 24, 29日, 7月1, 5日	・各課原案ヒアリング	・担当課による基本計画原案に対する聞き取り調査
7月20日	○部会・ワーキングチーム合同会議	・小グループによるワークショップ ・重点プロジェクトについて検討
7月20日	・第3回市長ヒアリング	・3つの柱の名称 ・今後追加をすべき視点・取組 ・実現に向けて取り組むべきこと など
8月4日	○第3回策定委員会	・重点プロジェクト案について ・後期基本計画 素案について
8月25日	●第3回審議会	・重点プロジェクト案について ・後期基本計画 素案について
9月22日	◆全員協議会報告	・重点プロジェクト案について ・後期基本計画 素案について
10月19日	○第4回策定委員会	・後期基本計画 原案について
10月23日～ 25日	□地域別市民懇談会	・23日 小川地区（小川文化センターアピオス） ・24日 美野里地区（美野里公民館） ・25日 玉里地区（生涯学習センターコスモス）
11月10日	●第4回審議会	・市民懇談会開催結果について ・後期基本計画 原案について
12月16日～ 令和5年1月16日	□市民意見公募（パブリックコメント）	・小美玉市第2次総合計画後期基本計画 原案
令和5年 2月9日	○第5回策定委員会	・パブコメ結果について ・小美玉市第2次総合計画後期基本計画（案）について
2月21日	●第5回審議会	・パブコメ結果について ・小美玉市第2次総合計画後期基本計画（案）について ・答申
3月23日	◆全員協議会報告	・小美玉市第2次総合計画後期基本計画について

2 諮問・答申

(1) 諮問書

小美玉企調第 321 号
令和 3 年 12 月 23 日

小美玉市総合計画審議会会長 様

小美玉市長 島田穰一

小美玉市第 2 次総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

小美玉市第 2 次総合計画後期基本計画の策定に関し、小美玉市総合計画審議会条例（小美玉市条例第 25 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。

諮問理由

市は、平成 30 年度から 10 年間の計画期間とする小美玉市第 2 次総合計画基本構想に掲げる将来像『「ひともの地域」が輝きはばたくダイヤモンドシティ～見つける。みがく。光をあてる。～』の実現に向けて、平成 30 年度から 5 年間の計画期間とする「前期基本計画」に基づき、「みんなの力で磨くまちづくり」、「人を育てる学びの場づくり」、「誰もがいきいきと暮らせる社会づくり」、「仕事と暮らしを創造する環境づくり」、「安全・安心な生活を支える体制づくり」の 5 つの基本目標を柱とした重点施策に優先的に取り組んでまいりました。

この前期基本計画が令和 4 年度に終了することから、これまでの成果や課題を検証し、市民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえながら、引き続き将来像の実現に向けたまちづくりを進めていく必要があります。

このことから、令和 5 年度からの 5 年間に取り組むべき方向性を示す後期基本計画の策定に関して諮問します。

(2) 答申書

令和5年2月21日

小美玉市長 島田 幸三 様

小美玉市総合計画審議会会長 馬渡 剛

小美玉市第2次総合計画後期基本計画の策定について（答申）

小美玉市総合計画審議会条例（小美玉市条例第25号）第2条の規定により、令和3年12月23日に諮問のあった「小美玉市第2次総合計画後期基本計画の策定」について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、本計画書をもって答申する。

なお、計画の推進にあたっては、以下の事項に留意し、取り組まれない。

記

- 1 持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた施策運営を心掛けること。
- 2 「小美玉新時代を実現する重点プロジェクト」が着実に推進されるよう、市民協働のもと全市的な連携・協力を図ること。
- 3 本計画を契機に市民が市政への関心を高め、市政に関わることができるよう、計画の周知・啓発に特段の配慮をすること。
- 4 着実な施策展開を心掛けるとともに、施策の進行管理を強化し、施策・事業の効果検証に基づく継続的な改善を図りながら施策・事業の推進に努めること。そのため、ロジックモデルの導入など、行政評価と連携した進行管理をすること。
- 5 予測困難な社会情勢の変化に対応し、本計画の見直しが必要と判断された場合は、迅速かつ柔軟に新たな対応策を検討すること。

以上

3 条例等

(1) 小美玉市自治基本条例

平成 19 年 12 月 20 日

条例第 26 号

改正 平成 29 年 12 月 25 日条例第 20 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 市民(第 5 条—第 7 条)

第 3 章 市議会(第 8 条—第 10 条)

第 4 章 行政(第 11 条・第 12 条)

第 5 章 市政運営

第 1 節 運営の原則(第 13 条—第 17 条)

第 2 節 運営の管理(第 18 条—第 22 条)

第 6 章 その他(第 23 条—第 25 条)

附則

前文

私たちのまち小美玉市は、平成 18 年 3 月 27 日に小川町、美野里町及び玉里村が合併して、新たな第一歩を踏み出しました。市は茨城県のほぼ中央に位置し、南部は日本で第二位の広さを誇る霞ヶ浦に面する、水と緑ときれいな空気に恵まれた平坦な地域です。

私たちは豊かな自然を守り、歴史、伝統を継承し、市民がいいきいと輝き心豊かに暮らせるまち、快適で住みやすいまちづくりを目指します。

そのためには、私たち自身がまちづくりの主体であることを改めて認識し、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参画していくことが必要です。

私たちは、個人の尊厳と基本的人権が尊重され、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことを自治の基本理念とし、情報共有、参画及び協働を基本原則として、市のあり方、市民のあり方、市政運営等の基本を定め、市民自治によるまちづくりを推進するため、ここに小美玉市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、小美玉市の自治の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市及び市議会の責務等、市政運営の原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(条例の位置づけ)

第 2 条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例に最大限適合しなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者，又は働く者，学ぶ者並びに市内において活動を行う企業や NPO 法人，ボランティア団体をいう。
- (2) 市議会 小美玉市議会及び小美玉市議会議員をいう。
- (3) 市 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に規定する市の執行機関を含めた地方公共団体としての小美玉市をいう。
- (4) まちづくり 快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- (5) 協働 地域の課題の解決を図るため，それぞれの役割と責任のもとで，まちづくりのために共に考え，協力し，行動することをいう。

(基本原則)

第 4 条 市及び市民は，次に掲げる原則に基づき市政運営を行うこととする。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民参画のもとで市政が行われること。
- (3) 協働の原則 協働してまちづくりを行うこと。

第 2 章 市民

(市民の権利)

第 5 条 市民は，安全で安心な生活を送る権利を有する。

- 2 市民は，市議会及び市の保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は，市政運営に参画する権利を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は，自治の基本理念に基づき，まちづくりに取り組む責務を有する。

- 2 市民は，政策形成等に参画する際，自らの発言行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は，次代を担う子どもたちの健全育成を図るため子どもたちが夢と希望をもって成長できるまちづくりを推進しなければならない。
- 4 市民は，法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに，適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(コミュニティ)

第 7 条 市は，協働のまちづくりを推進するため，コミュニティ活動の促進に必要な措置を講じなければならない。

- 2 市民は，地域住民の一員であるという認識のもと，幸福の実現のためコミュニティ活動に対して理解を深め，その活動に参加，協力しなければならない。

第 3 章 市議会

(市議会の権限)

第 8 条 市議会は，市の議決機関であり，市政運営を監視し，政策の立案等を行う権限を有する。

(市議会の責務)

第 9 条 市議会は，市民からの信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり，市民の信託に応えるため，その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。

- 2 市議会は，保有する情報を市民と共有し，開かれた議会運営を行わなければならない。

(市議会議員の責務)

第 10 条 市議会議員は、自治の基本理念に基づき、市の総合的な発展を考慮し、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行しなければならない。

第 4 章 行政

(市長の責務)

第 11 条 市長は、市の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、市民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、全市民を対象にした協働のまちづくりを行わなければならない。

3 市長は、市政の基本方針、政策を明らかにし、効率的な市政運営に努めなければならない。

(職員の責務)

第 12 条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

第 5 章 市政運営

第 1 節 運営の原則

(総合計画)

第 13 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定しなければならない。

2 市は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

3 市は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

(財政)

第 14 条 市は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行うよう努めなければならない。

2 市は、財政状況に係る情報、予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

(情報共有等)

第 15 条 市は、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、情報共有によるまちづくりに努めなければならない。

(個人情報保護)

第 16 条 市は、保有する個人情報について必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第 17 条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し、共通する事項を定めることによって、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

第 2 節 運営の管理

(説明責任)

第 18 条 市は、政策の実施状況や評価について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかにかつ誠実に応えるよう努めなければならない。

(危機管理)

第 19 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命、財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

(協働)

第 20 条 市及び市民は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。

(男女共同参画)

第 21 条 まちづくりへの参画は男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則としなければならない。

(パブリックコメント)

第 22 条 市は、重要な事案等の策定にあたり、公正の確保と透明性の向上を図るため、事前に案を公表し、市民から提出された意見を考慮して、意思決定をしなければならない。

第 6 章 その他

(国、茨城県及び関係地方公共団体等との連携)

第 23 条 市は、国、茨城県及び関係地方公共団体等と相互に連携を図りながら適切に対処するよう努めなければならない。

(市民の日)

第 24 条 市は、市民が市の歴史を知り自治の意識を高め、まちづくりの主体であることを確認する日として市民の日を設ける。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 小美玉市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に基づき、小美玉市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、小美玉市総合計画に関する事項について、調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係機関及び市民等

(任期)

第 4 条 審議会委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

2 補欠によって就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員会)

第 6 条 審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成員は、審議会委員のうちから会長が委嘱する。

3 専門委員会は、市長から諮問を受けた特定事案について調査審議し、会長を通し市長に答申する。

(会長及び副会長)

第 7 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(3) 小美玉市総合計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日

訓令第 94 号

改正 平成 18 年 12 月 25 日訓令第 120 号

令和 3 年 10 月 22 日訓令第 21 号

(設置)

第 1 条 小美玉市総合計画の策定について必要な事項を調整・協議するため、小美玉市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 小美玉市総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (3) その他総合計画策定についての重要な事項

(構成)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には教育長、委員には各部局長等をそれぞれ充てるものとし、その他必要に応じ、委員長が認めた者とする。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 策定委員は、市長が任命する。

(部会等)

第 4 条 策定委員会の補助機関として部会及びワーキングチームを置く。

- 2 部会は課長の職にある者、ワーキングチームは課長補佐以下の職にある者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置くものとし、部会長は委員長が指名するものとする。

(会議の開催)

第 5 条 策定委員会の会議は委員長が、部会及びワーキングチームにあっては、当該部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係機関、団体、職員及び有識者等を出席させ、事案について説明又は意見を求めることができる。

(委託)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的機関へ策定に必要な調査・検討を委託することができる。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、企画調整課において行う。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 120 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年訓令第 21 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

4 小美玉市総合計画審議会委員名簿

選出区分	役職名	氏名	備考
(1)市議会議員		荒川 一秀	令和4年3月～
”		石井 旭	令和3年12月～
”		植木 弘子	令和4年3月～
”		木村 喜一	令和3年12月のみ
”		村田 春樹	令和3年12月～
”		長島 幸男	令和3年12月～
(2)識見を有する者	会長	馬渡 剛	令和3年12月～
(3)関係機関及び市民等		北村 一郎	令和3年12月～
”		小林 義治	令和3年12月～
”		近藤 貞夫	令和3年12月～
”		立原 陽子	令和3年12月～
”	副会長	三輪 挺子	令和3年12月～
”		石川 栄美子	令和3年12月～
”		柴田 千青	令和3年12月～
”		佐賀 弘美	令和3年12月～
”		伏見 千夏	令和3年12月～
”		木名瀬 充広	令和3年12月～
”		中嶋 義雄	令和3年12月～
”		上田 裕司	令和3年12月～
”		大曾根 光江	令和3年12月～

5 基本構想の概要

◆まちづくりの将来像

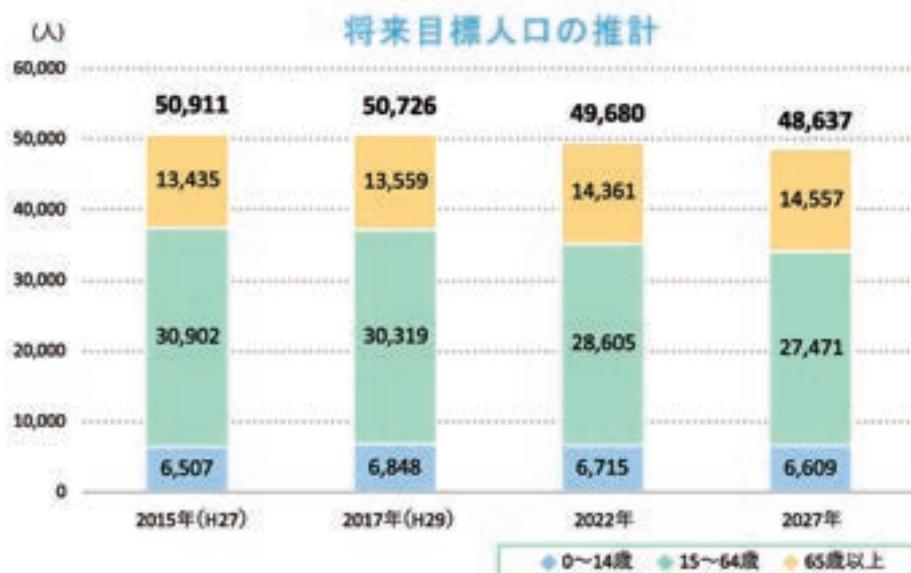
3つの基本理念(基本姿勢)チャレンジ、シビックプライド、発信により、小美玉市のまちの姿はどのように描き出されるのでしょうか。

シビックプライドを醸成することにより、今まで見えなかったダイヤモンドの原石を見つけること、また市民協働や戦略的なまちづくりなどのチャレンジを通して地域が誇るダイヤモンドの原石をみがくこと、そして、人・もの・情報の交流や定住促進の実現を目指し小美玉市の魅力の発信力を強化して、みがいたダイヤモンドに光をあてることにより、描き出される姿であると考えます。

「ひともの地域」が輝きはばたく
ダイヤモンドシティ
～ 見つける。みがく。光をあてる。～

◆将来指標

少子化・高齢化の影響により人口の減少が続くなか、長期の人口見通しを示す人口ビジョンでは、2027年度の将来目標人口を48,600人と設定しました。定住促進や子育て支援を図り、人口減少に歯止めをかけることにより、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指します。



2027年度将来目標人口
48,600人

◆土地利用構想

小美玉市は、茨城県の中央に位置し、豊かな水と緑の田園都市であるとともに、陸・海・空の広域交通ネットワークに恵まれた都市です。

市民が住み続けたいまち、誰もが住んでみたいと感じられるまちを目指し、本市の優位性を生かした効果的な土地利用を推進することで、未来に向けて持続可能なまちづくりを実現します。



◆エリア・ゾーンの考え方

各地域の均衡あるまちづくりの展開を図るため、本市の骨格的な都市構造のなかで都市機能の集積があり一体的な日常生活圏を形成する「エリア」、生活・産業・都市基盤などによる機能の集積状況により地域の生活・役割を整理した「ゾーン」を配置します。

エリア

優先的に施策・事業を展開する地区を「エリア」と位置づけ、各エリアのネットワークの形成を図りながら、均衡ある地域進行を図ります。

- 陸の交流エリア - にぎわいのある交流空間の形成
- 空の交流エリア - 陸・海・空の交通結節点の充実
- 水の交流エリア - うるおいのある水辺交流拠点の充実
- ゲートウェイエリア - にぎわいのある快適空間の形成
- 空港アクセス沿道エリア - 沿道サービス機能の誘導

ゾーン

その土地が本来持っている自然的要素に加えて、生活・産業・都市基盤などにより付加された機能の集積がある地域を「ゾーン」として位置づけ、地域の特徴を生かした土地利用の推進を図ります。

- 市街地ゾーン - 地区に応じた都市機能の充実、土地利用の適正な規制・誘導
- 工業ゾーン - 工業集積地の活性化や空港周辺地区への企業誘致による雇用促進
- 田園都市ゾーン - うるおいのある居住地の維持、農地及び農村環境の保全
- スポーツ・レクリエーションゾーン - 市民の体力づくりやスポーツ交流拠点の整備・充実

6 個別施策別 SDGs 整理表

基本目標1 みんなの力で磨くまちづくり

基本施策	個別施策コード	個別施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
基本施策1 市民協働・コミュニティ活動の推進	1101	市民協働推進のための環境づくり									
	1102	まちづくり活動に関わる人材育成									
	1103	まちづくり活動情報の共有化									
基本施策2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進	1201	人権啓発活動の推進									
	1202	人権教育の推進									
	1203	人権擁護活動の推進									
	1204	男女共同参画意識の醸成					●				
	1205	すべての人が活躍できる環境の整備					●				
基本施策3 開かれた行政・多様な交流の推進	1301	マイナンバーカードの普及・利用促進									●
	1302	DXの推進									●
	1303	広聴の充実									
	1304	情報提供の充実									
	1305	国際交流・国際化の推進									
基本施策4 効率的な行政の運営	1401	行財政改革の推進									
	1402	行政評価の推進と事務事業改善									
	1403	ファシリティマネジメントの推進									
	1404	公平で透明な入札執行									
	1405	定員管理と人事評価									
	1406	健全な財政運営の推進									
	1407	広域行政の推進									
基本施策5 戦略的な定住・人口対策の推進	1501	移住・定住の促進									
	1502	出会いの場の創出									
	1503	総合的な人口対策の推進								●	●
基本施策6 情報発信によるシティプロモーションの推進	1601	シティプロモーションの推進									
	1602	小美玉市の存在感を高める広報の推進									

各ゴールのターゲットに関連する施策に●をつけています。

10 社会平等	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 消費生産	13 気候変動	14 海洋資源	15 自然保護	16 平和公正	17 パートナーシップ	個別施策コード	個別施策	基本施策
	●						●	1101	市民協働推進のための環境づくり	基本施策1 市民協働・コミュニティ活動の推進
							●	1102	まちづくり活動に携わる人材育成	
							●	1103	まちづくり活動情報の共有化	
●								1201	人権啓発活動の推進	基本施策2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進
●								1202	人権教育の推進	
●								1203	人権擁護活動の推進	
								1204	男女共同参画意識の醸成	
								1205	すべての人が活躍できる環境の整備	
						●		1301	マイナンバーカードの普及・利用促進	基本施策3 開かれた行政・多様な交流の推進
						●		1302	DXの推進	
								1303	広聴の充実	
								1304	情報提供の充実	
						●	●	1305	国際交流・国際化の推進	
								1401	行財政改革の推進	基本施策4 効率的な行財政の運営
								1402	行政評価の推進と事務事業改善	
	●							1403	ファシリティマネジメントの推進	
						●		1404	公平で透明な入札執行	
								1405	定員管理と人事評価	
	●							1406	健全な財政運営の推進	
							●	1407	広域行政の推進	
	●							1501	移住・定住の促進	基本施策5 戦略的な定住・人口対策の推進
								1502	出会いの場の創出	
	●							1503	総合的な人口対策の推進	
							●	1601	シティプロモーションの推進	基本施策6 情報発信によるシティプロモーションの推進
								1602	小美玉市の存在感を高める広報の推進	

基本目標2 人を育てる学びの場づくり

基本施策	個別施策コード	個別施策	1 	2 	3 	4 	5 	6 	7 	8 	9 
			貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
基本施策1 子ども・子育て 支援の充実	2101	保育サービスの充実	●								
	2102	子育て環境の充実			●						
	2103	多様な子育て支援の充実	●								
	2104	すべての子どもの安心と希望の実現のための取組	●	●							
基本施策2 学校教育の充実	2201	確かな学力の定着				●					
	2202	ICTを活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成				●	●				
	2203	グローバル社会に対応できる教育の推進				●					
	2204	インクルーシブ教育の充実				●					
	2205	豊かな心を育む教育の推進		●		●					
	2206	体育・保健教育の推進			●						
	2207	就学前教育と保幼小連携				●					
	2208	より良い教育環境づくり	●			●					
基本施策3 生涯学習の充実	2301	生涯学習活動の推進				●					
	2302	学習機会の充実と学習成果の活用				●					
	2303	各種団体の活動支援と指導者の育成				●					
	2304	学習環境の整備・充実				●					
	2305	知識の醸成と価値創造の場の充実（図書館）				●					
	2306	次代を担う青少年の健全育成				●					
基本施策4 文化芸術の 創造・発信	2401	文化芸術活動の充実									
	2402	文化財の保護と史・資料館の充実									
	2403	市民が文化芸術に触れる機会の充実				●					
	2404	施設の活性化									
基本施策5 スポーツの推進	2501	子どものスポーツ機会の充実				●					
	2502	生涯スポーツ活動の充実			●	●					
	2503	スポーツ環境の充実									
	2504	スポーツ施設の充実									

各ゴールのターゲットに関連する施策に●をつけています。

10 10-10-10	11 11-11-11	12 12-12-12	13 13-13-13	14 14-14-14	15 15-15-15	16 16-16-16	17 17-17-17	個別施策 コード	個別施策	基本施策
平等	持続可能な都市	消費生産	気候変動	海洋資源	自然保護	平和公正	パートナーシップ			
								2101	保育サービスの充実	基本施策1 子ども・子育て 支援の充実
								2102	子育て環境の充実	
								2103	多様な子育て支援の充実	
								2104	すべての子どもの安心と希望の実現のための取組	
								2201	確かな学力の定着	基本施策2 学校教育の充実
								2202	ICTを活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成	
								2203	グローバル社会に対応できる教育の推進	
								2204	インクルーシブ教育の充実	
								2205	豊かな心を育む教育の推進	
								2206	体育・保健教育の推進	
								2207	就学前教育と保幼小連携	
						●		2208	より良い教育環境づくり	
								2301	生涯学習活動の推進	基本施策3 生涯学習の充実
								2302	学習機会の充実と学習成果の活用	
							●	2303	各種団体の活動支援と指導者の育成	
	●							2304	学習環境の整備・充実	
	●							2305	知識の醸成と価値創造の場の充実（図書館）	
								2306	次代を担う青少年の健全育成	
							●	2401	文化芸術活動の充実	基本施策4 文化芸術の 創造・発信
	●							2402	文化財の保護と史・資料館の充実	
								2403	市民が文化芸術に触れる機会の充実	
	●							2404	施設の活性化	
●								2501	子どものスポーツ機会の充実	基本施策5 スポーツの推進
								2502	生涯スポーツ活動の充実	
								2503	スポーツ環境の充実	
	●							2504	スポーツ施設の充実	

基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる社会づくり

基本施策	個別施策コード	個別施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
基本施策1 健康づくりの推進	3101	母親の保健対策の充実			●						
	3102	乳幼児の保健対策			●						
	3103	予防事業の推進			●						
	3104	多様な保険事業の推進			●						
	3105	食育の推進									
	3106	生活習慣病予防事業の充実			●						
	3107	がん対策事業の充実			●						
基本施策2 地域医療の充実	3201	救急医療体制の充実強化			●						
	3202	地域医療の存続及び支援			●						
基本施策3 地域福祉・社会保障の充実	3301	地域包括ケアシステムの充実									
	3302	低所得者世帯への支援	●								
	3303	ひとり親家庭への支援	●								
	3304	国民健康保険事業の安定運営	●		●						
	3305	介護保険制度の適正な運用	●								
	3306	医療福祉費支給制度・後期高齢者医療制度の推進	●								
	3307	国民年金制度の周知	●								
基本施策4 高齢者福祉の充実	3401	生きがいづくりの推進								●	
	3402	高齢者福祉サービスの充実			●						
	3403	介護予防・地域包括ケアの推進			●						
	3404	高齢者および介護者への支援体制の充実									
基本施策5 障がい者福祉の充実	3501	差別の解消と権利擁護の推進									
	3502	自立と社会参加の促進				●				●	
	3503	地域における生活支援の充実									
	3504	相談支援体制の充実と強化									
	3505	各種手続・助成制度の周知と充実									

各ゴールのターゲットに関連する施策に●をつけています。

10	11	12	13	14	15	16	17	個別施策 コード	個別施策	基本施策
平等	持続可能な 都市	消費生産	気候変動	海洋資源	自然保護	平和公正	パートナーシップ			
								3101	母親の保健対策の 充実	基本施策1 健康づくりの 推進
						●		3102	乳幼児の保健対策	
								3103	予防事業の推進	
								3104	多様な保健事業 の推進	
								3105	食育の推進	
								3106	生活習慣病予防 事業の充実	
								3107	がん対策事業 の充実	
								3201	救急医療体制の 充実強化	基本施策2
								3202	地域医療の存続 及び支援	地域医療の充実
●								3301	地域包括ケア システムの充実	基本施策3 地域福祉・ 社会保障の充実
	●							3302	低所得者世帯への 支援	
								3303	ひとり親家庭への 支援	
●								3304	国民健康保険事業の 安定運営	
●								3305	介護保険制度の 適正な運用	
●								3306	医療福祉費支給制度 ・後期高齢者医療 制度の推進	
●								3307	国民年金制度の 周知	
	●							3401	生きがいづくりの 推進	基本施策4 高齢者福祉の 充実
								3402	高齢者福祉サービ スの充実	
								3403	介護予防・地域包括 ケアの推進	
						●		3404	高齢者および介護者 への支援体制の充実	
●								3501	差別の解消と権利 擁護の推進	基本施策5 障がい者福祉の 充実
●							●	3502	自立と社会参加の 促進	
●								3503	地域における生活 支援の充実	
●								3504	相談支援体制の充実 と強化	
●								3505	各種手当・助成制度 の周知と充実	

基本目標4 仕事と暮らしを創造する環境づくり

基本施策	個別施策コード	個別施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
基本施策1 計画的土地利用の推進	4101	適正な土地利用の推進									
	4102	地域特性を生かした土地利用の推進									
	4103	土地情報の管理・充実									
基本施策2 道路体系・公共交通の充実	4201	国道・県道の整備促進									
	4202	市内道路ネットワークの充実									
	4203	身近な道路環境の充実			●						
	4204	公共交通の充実									
基本施策3 公園・緑地・水辺の整備	4301	計画的な公園・緑地の整備と自然環境の保全									
	4302	拠点となる公園の整備・活用									
	4303	公園の適切な管理									
基本施策4 住環境・景観形成	4401	良好な住環境の形成	●								
	4402	市営営園・墓地の適正な管理運営									
	4403	地域特性を生かした景観の創造									
	4404	空き家対策の推進									
基本施策5 次世代の活用	4501	空室の利用促進・有効活用							●		
基本施策6 農業の振興	4601	担い手の確保と育成		●							●
	4602	農畜産物などの生産基盤の整備									●
	4603	安全・安心な農畜水産物の振興									●
	4604	農村環境の保全									
基本施策7 商業・工業の振興・企業誘致の推進	4701	商業環境の整備と商業活動の活性化								●	
	4702	市内企業への支援と交流の推進								●	
	4703	企業誘致の推進									
基本施策8 観光の振興	4801	観光地域づくりの推進								●	
	4802	観光資源の活用								●	
	4803	観光情報発信の充実								●	

各ゴールのターゲットに関連する施策に●をつけています。

10 社会平等 EQUITY AND JUSTICE	11 持続可能な都市 SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES	12 消費生産 CONSUMPTION AND PRODUCTION	13 気候変動 CLIMATE ACTION	14 海洋資源 OCEANS AND UNDERSEA ECOSYSTEMS	15 自然保護 LIFE ON LAND	16 平和公正 PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS	17 パートナーシップ PARTNERSHIPS FOR GOAL	個別施策 コード	個別施策	基本施策
	●							4101	適正な土地利用の推進	基本施策1 計画的土地利用の推進
								4102	地域特性を生かした土地利用の推進	
								4103	土地情報の管理・充実	
								4201	国道・県道の整備促進	基本施策2 道路体系・公共交通の充実
								4202	市内道路ネットワークの充実	
								4203	身近な道路環境の充実	
	●							4204	公共交通の充実	
	●				●			4301	計画的な公園・緑地の整備と自然環境の保全	基本施策3 公園・緑地・水辺の整備
						●		4302	拠点となる公園の整備・活用	
								4303	公園の適切な管理	
	●							4401	良好な住環境の形成	基本施策4 住環境・景観形成
								4402	市営公園・緑地の適正な管理運営	
								4403	地域特性を生かした景観の創造	
	●							4404	空き家対策の推進	
	●							4501	空港の利用促進・有効活用	基本施策5 茨城空港の利活用
								4601	担い手の確保と育成	基本施策6 農業の振興
								4602	農畜産物などの生産基盤の整備	
								4603	安全・安心な農畜水産物の振興	
					●		●	4604	農村環境の保全	
							●	4701	商業環境の整備と商業活動の活性化	基本施策7 商業・工業の振興・企業誘致の推進
							●	4702	市内企業への支援と交流の推進	
								4703	企業誘致の推進	
								4801	観光地域づくりの推進	基本施策8 観光の振興
								4802	観光資源の活用	
								4803	観光情報発信の充実	

基本目標5 安全・安心な生活を支える体制づくり

基本施策	個別施策 コード	個別施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
基本施策1 自然・地球環境 の保全	5101	地球温暖化対策							●		
	5102	水質汚染防止・濁水 浄化対策						●			
	5103	環境保全活動の推進						●			
	5104	公害対策						●			
	5105	動物愛護の推進									
基本施策2 循環型社会の 形成	5201	ごみの減量化の推進									
	5202	リサイクルの推進									
	5203	不法投棄の防止対策									
基本施策3 基地対策の充実	5301	百重基地周辺地域 振興・環境整備									
	5302	障害防止対策の充実									
基本施策4 上・下水道の 整備	5401	安全・安心なおい しい水の安定供給						●			
	5402	水道事業の健全経営						●			
	5403	下水道などの整備						●			
	5404	下水道事業の維持 管理						●			
基本施策5 防災対策の充実	5501	防災体制の強化									
	5502	自主防災の強化									
	5503	総合的な危機管理 体制の充実									
基本施策6 消防・救急体制 の充実	5601	消防力の強化									
	5602	火災予防対策の推進									
	5603	救急救助体制の強化									
	5604	市民の応急手当の 普及・啓発									
基本施策7 交通安全・生活 安全対策の充実	5701	交通安全運動の推進			●						
	5702	交通安全施設の充実			●						
	5703	地権防止体制の確立									
	5704	消費生活の安全の 確保									

各ゴールのターゲットに関連する施策に●をつけています。

10 SDG10 平等	11 SDG11 持続可能な都市	12 SDG12 消費生産	13 SDG13 気候変動	14 SDG14 海洋資源	15 SDG15 自然保護	16 SDG16 平和公正	17 SDG17 パートナーシップ	個別施策 コード	個別施策 内容	基本施策
			●					5101	地球温暖化対策	基本施策1 自然・地球環境 の保全
								5102	水質汚染防止・霞ヶ 湾浄化対策	
			●					5103	環境保全活動の推進	
	●							5104	公害対策	
								5105	動物愛護の推進	
		●						5201	ごみの減量化の推進	基本施策2 循環型社会の 形成
		●						5202	リサイクルの推進	
								5203	不法投棄の防止対策	
	●							5301	百里基地周辺地域 振興・環境整備	基本施策3 基地対策の充実
	●							5302	障害防止対策の充実	
			●					5401	安全・安心なおい しい水の安定供給	基本施策4 上・下水道の 整備
								5402	水道事業の健全経営	
								5403	下水道などの整備	
			●					5404	下水道事業の維持 管理	
	●		●					5501	防災体制の強化	基本施策5 防災対策の充実
			●				●	5502	自主防災の強化	
			●					5503	総合的な危機管理 体制の充実	
							●	5601	消防力の強化	基本施策6 消防・救急体制 の充実
								5602	火災予防対策の推進	
							●	5603	救急救助体制の強化	
							●	5604	市民の緊急手当の 普及・啓発	
								5701	交通安全運動の推進	基本施策7 交通安全・生活 安全対策の充実
								5702	交通安全施設の充実	
						●		5703	地価防犯体制の確立	
								5704	消費生活の安全の 確保	

小美玉市第2次総合計画 後期基本計画 2023-2027

「ひともの地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ

令和5年3月

茨城県 小美玉市 企画財政部 企画調整課

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835

TEL 0299-48-1111 FAX 0299-48-1199

URL <https://www.city.omitama.lg.jp>



